

第九十五回国会 衆議院 行財政改革に関する特別委員会議録 第八号

昭和五十六年十月二十一日(水曜日)

午前十時開議

出席委員

委員長 金丸 信君

理事 小淵 恵三君 理事 海部 俊樹君

理事 藤波 孝生君 理事 三塚 博君

理事 佐藤 敬治君 理事 山口 鶴男君

理事 正木 良明君 理事 大内 啓伍君

理事 天野 光晴君 理事 稻村 佐四郎君

理事 小里 貞利君 理事 加藤 六月君

理事 梶山 静六君 理事 木野 晴夫君

理事 佐藤 隆君 理事 齋藤 邦吉君

理事 塩崎 潤君 理事 塩谷 一夫君

理事 澁谷 直藏君 理事 竹下 登君

理事 玉沢 徳一郎君 理事 中村 喜四郎君

理事 丹羽 雄哉君 理事 橋本 龍太郎君

理事 松永 光君 理事 五十嵐 広三君

理事 岩垂 壽喜男君 理事 上原 康助君

理事 小川 国彦君 理事 小川 省吾君

理事 沢田 広君 理事 安井 吉典君

理事 草川 昭三君 理事 鈴切 康雄君

理事 平石 磨作太郎君 理事 岡田 正勝君

理事 神田 厚君 理事 米沢 隆君

理事 小沢 和秋君 理事 寺前 巖君

理事 中島 武敏君 理事 正森 成二君

理事 菅 直人君 理事 小杉 隆君

出席國務大臣

法務大臣 奥野 誠亮君

大蔵大臣 渡辺 美智雄君

厚生大臣 村山 達雄君

農林水産大臣 亀岡 高夫君

通商産業大臣 田中 六助君

運輸大臣 塩川 正十郎君

建設大臣 齊藤 滋与史君

出席政府委員

自治大臣 安孫子 藤吉君

國家公安委員會委員長 宮澤 喜一君

國務大臣 中山 太郎君

總理府總務長官 中曾 根康弘君

沖繩開發庁長官 大村 襄治君

行政管理局長 鯨岡 兵輔君

防衛庁長官 原 健三郎君

國務大臣 角田 禮次郎君

國境庁長官 水田 努君

環境庁長官 山田 進君

國土庁長官 廣瀬 勝君

北海道開発庁長官 佐々木 晴夫君

内閣法制局長官 山本 貞雄君

内閣總理大臣官房 相場 照美君

總理府人事局長 金澤 昭雄君

總理府臨時行政 谷口 守正君

調査會事務局次 堀内 光雄君

長 行政管理局長 佐倉 尚君

行政管理庁行政 中 庄二君

監査局長 新井 弘一君

防衛庁參事官 番匠 敦彦君

防衛庁參事官 塩田 章君

防衛庁防衛局長 矢崎 新一君

防衛庁防衛局長 和田 裕君

防衛庁防衛局長 吉野 実君

防衛施設庁長官 森山 武君

防衛施設庁施設 伊藤 参午君

部長 山崎 圭君

環境庁長官官房 小野 重和君

環境庁水質保全 川俣 芳郎君

局長 小笠原 正男君

國土庁長官官房 前田 宏君

審議官 鈴木 弘君

國土庁土地局長 大鷹 弘君

法務省人権擁護 栗山 尚一君

局長 淺尾 新一郎君

法務省入国管理 水野 繁君

局長 大蔵省主計局次 西垣 昭君

長 大蔵省主計局次 窪田 弘君

長 大蔵省主計局次 穴倉 宗夫君

長 厚生省醫務局長 田中 明夫君

長 厚生省醫務局長 持永 和見君

長 厚生省社會局長 金田 一郎君

長 厚生省兒童家庭 幸田 正孝君

局長

委員外の出席者

會計検査院事務 坂上 剛之君

総局第三局長 丹下 巧君

會計検査院事務 石見 隆三君

自治省行政局長 砂子田 隆君

自治省行政局長 大嶋 孝君

自治省行政局長 土屋 佳照君

自治省行政局長 関根 則之君

自治省行政局長 消 防 庁 長 官

自治省行政局長 石見 隆三君

自治省行政局長 砂子田 隆君

自治省行政局長 大嶋 孝君

厚生省保險局長 大和田 潔君

厚生省年金局長 山口 新一郎君

社會保險庁年金 小林 功典君

保險部長 関谷 俊作君

農林水産大臣官 大坪 敏男君

房審議官 森実 孝郎君

農林水産省農畜 小島 和義君

改善局長 石川 弘君

農林水産省畜産 渡邊 五郎君

局長 豊島 格君

食糧庁長官 小松 国男君

通商産業省機械 福川 伸次君

情報産業局長 杉浦 喬也君

資源エネルギー 丸山 良仁君

庁長官 吉田 公二君

資源エネルギー 川本 正知君

庁長官 渡辺 修自君

資源エネルギー 砂子田 隆君

庁長官 大嶋 孝君

資源エネルギー 土屋 佳照君

庁長官 関根 則之君

資源エネルギー 石見 隆三君

庁長官

資源エネルギー 砂子田 隆君

庁長官 大嶋 孝君

資源エネルギー 土屋 佳照君

庁長官 関根 則之君

資源エネルギー 石見 隆三君

庁長官

資源エネルギー 砂子田 隆君

庁長官 大嶋 孝君

資源エネルギー 土屋 佳照君

庁長官 関根 則之君

資源エネルギー 石見 隆三君

庁長官

資源エネルギー 砂子田 隆君

庁長官 大嶋 孝君

資源エネルギー 土屋 佳照君

庁長官 関根 則之君

参 考
(日本中央競馬
会理事長)
内村 良英君
参 考
(日本鉄道建設
公団理事)
濱 建介君
行財政改革に關
する特別委員会
調査室長 石川 健一君

委員の異動

十月十九日

辞任

玉沢徳一郎君

補欠選任

辻 英雄君

同月二十日

辞任

佐藤 隆君

補欠選任

鹿野 道彦君

辻 英雄君

小杉 隆君

補欠選任

玉沢徳一郎君

同日

辞任

鹿野 道彦君

補欠選任

佐藤 隆君

玉沢徳一郎君

櫛崎弥之助君

辻 英雄君

小杉 隆君

同月二十一日

辞任

辻 英雄君

補欠選任

玉沢徳一郎君

沢田 広君

森井 忠良君

湯山 勇君

横山 利秋君

平石磨作太郎君

米沢 隆君

正森 成二君

小杉 隆君

同日

辞任

玉沢徳一郎君

五十嵐広三君

岩垂喜男君

補欠選任

辻 英雄君

横山 利秋君

湯山 勇君

小川 国彦君
小川 省吾君
草川 昭三君
神田 厚君
小沢 和秋君
菅 直人君
中島 武敏君
正森 成二君

同日

辞任

中島 武敏君

正森 成二君

補欠選任

中島 武敏君

正森 成二君

補欠選任

中島 武敏君

正森 成二君

補欠選任

中島 武敏君

正森 成二君

補欠選任

中島 武敏君

正森 成二君

補欠選任

中島 武敏君

正森 成二君

補欠選任

中島 武敏君

正森 成二君

補欠選任

中島 武敏君

正森 成二君

補欠選任

中島 武敏君

正森 成二君

補欠選任

中島 武敏君

正森 成二君

補欠選任

中島 武敏君

正森 成二君

補欠選任

中島 武敏君

正森 成二君

補欠選任

十月二十日
行政改革に関する請願(渡部恒三君紹介)(第一八五号)
は本委員会に付託された。

十月二十日
行政改革に関する陳情書外八件(山梨県議会議長西室圭計外八名)(第一一七号)
は本委員会に参考送付された。

本日の会議に付した案件

行政改革を推進するため当面講ずべき措置の一環としての国の補助金等の縮減その他の臨時の特例措置に関する法律案(内閣提出第一号)

○金丸委員長 これより会議を開きます。

行政改革を推進するため当面講ずべき措置の一環としての国の補助金等の縮減その他の臨時の特例措置に関する法律案を議題とし、質疑を行います。

質疑の申し出がありますので、順次これを許します。小沢和秋君。

○小沢(和)委員 きょうまでの本委員会での審議を私はつづさに聞いてまいりまして、わが党が最初から指摘してきたとおり、政府の行革の方針というものは、福祉、教育を切り捨て、その一方で軍事費や大企業向けの補助金などはふやすとい

うにせ行革であることがますますつきりしてきたと思います。政府は、行革法案の中身や本質が国民にわからぬよう、その場しのぎの答弁や、国民に大した負担にならないかのような答弁に終始しております。

そこで、まず、厚生大臣に児童手当制度についてお聞きしたいと思います。

政府は、児童手当については制度の根幹は残すという答弁をしておりますけれども、これに間違いありませんか。

○村山国務大臣 間違いございません。

○小沢(和)委員 制度の根幹は残すと聞くと、国民はほっとするわけでありませうけれども、それが安心するわけにいかないのではありませんか。

そこで、次の数字をお聞きしたいと思います。

昭和五十一年度から昭和五十五年度までの支給率及び所得制限により支給が除外された児童数、これについては私の手元に厚生省から資料をいただいております。これによりますと、昭和五十一年度には支給率が九二・五％で、二十一万人除外されておったわけでありませうけれども、その後、所得制限が四百九十七万円ですと据え置かれてまいりましたために、昭和五十五年には支給率が五・四％低下して八七・一％、三十六万人も除外されるようになっております。この数字に間違いありませんか。

○幸田政府委員 ただいま御指摘の、昭和五十二年度は九二・五％、それから昭和五十五年度におきまして八七・一％の支給率、御指摘のとおりでございます。

○小沢(和)委員 それでは、所得制限が昨年まで据え置かれておったわけですが、ことはそれが四百五十万円にと一層厳しくなったわけでありませうが、今年度の推計がどうなるかという問題であります。

私は、専門家の協力を得て推計いたしましたところ、支給率はついに八〇％を割り、七九・五％まで落ち込み、支給されなくなる児童は、驚くべきことに、一挙に五十八万人にもなってしまう。

大まかな数字ですが、厚生省の推計値も大体こういうところかどうか、お尋ねをいたします。

○幸田政府委員 五十六年度でございますが、私どもの推計では、支給率が七九・五％でございます。この支給率をもとにいたしまして推計をいたしますと、支給されない児童数はおよそ五十八万人というふうな推計をいたしております。

○小沢(和)委員 いま確認したとおり、大幅にこの支給されなくなる児童が増えるということになるわけでありませう。

ところで、来年、昭和五十七年度は、この所得制限をさらに厳しく三百九十一万円まで下げる、その結果、五人未満事業所の労働者を含めまして、自営業者の子供が十四万人切り捨てられることになるわけでありませう。厚生大臣は、切り捨てられる十四万人分は、サラリーマンの子供を十四万人ふやして支給率は維持するので、後退することにはならないと言われたいわけでありませうけれども、支給をふやすという十四万人のサラリーマンの子供さんの児童手当には、国庫からの支出はなされるのですか。

○村山国務大臣 被用者の方は、御承知のようにそれによりまして激減するわけでございまして、事業主の方から拠出をしていただかざるで、まして支給率を自営者と同じ八〇％程度まで上げよう、こういうことをしているわけでございませう。

なお、自営者によります所得制限の結果減る十

四万という数字は、およそその程度でございます。

そして、特例支給とそれから所得制限と合わせまして、全体の対象数は大体二百二十五万、現行と大体同じ水準を保つようにいたしているわけでございませう。

○小沢(和)委員 結局は、国の負担というのは国庫から支出をされる金額になるわけですから、そういう点から見れば、児童手当の対象が十四万人国の方では減るということになるわけでしょう。

だから、支給率を維持するから後退にならぬと言っても、国の方は負担を減らすという目的はちゃ

んと貫徹するわけで、私は、こういうバランス論というのをごまかしだと思ふのであります。

年々、名目上の所得は上昇します。しかし、政府は所得制限を逆に一層こうやって厳しくする、その結果は、支給される子供はますます減っていくわけですが、こういうことは児童手当だけではありません。

たとえば、保育所についても私は資料をいたいたわけでありすが、この保育料、昭和五十二年から四月までの五年間、全体の入所児童数は十五万人ふえているのですけれども、しかし保育料を全額徴収されるか、または高い保育料を取られるいわゆるD階層の子供さんたちは、二倍の三十万人もふえている。つまり、これより徴収額が低いA、B、Cの階層は十五万人減っているわけでありすが、名目上所得がふえるということ、こゝろいうふうにどんどん高所得者扱いになつて、保育料なども非常に負担がふえる。だから、ほかのものと同じでありまして、政府は制度の根幹を残すと言ふけれども、このように制度は残つても、その制度の適用を受ける人が激減していくのでは、結局それは制度を残すことにはならないのではあませんか。アガサ・クリスティーのミステリー映画で「そして誰もいなくなった」というのがあります。この題名じゃありませんけれども、政府のやろうとしていることは、まさにそういうことになるのではあませんか。

この機会に、政府が今度の法案の中で、三年後を目指して児童手当制度について抜本的な検討を行うということにしていることで一つ質問をしておきたいと思ふのです。これについては廃止を示唆するような答弁もあったというようにことが言われていますけれども、それは全く論外といたしまして、私たちは、あの中央児童福祉審議会で答申をされたとおり、いまこそ第一子から支給するように根本的な見直しをすべきではないかと考えるわけです。

最近わが国の出生率は急速に低下しておりまして、これがわが国の超高齢化を促進している。わ

が国の活力ある今後の発展を考えるならば、これは深く憂慮すべきことだと言わなければなりません。わが党は、こういう立場から、第一子から支給するというところで試算をしてみたわけでありすが、けれども、いま税制で扶養控除されている分をこの児童手当の財源に回すということにすれば、第一子から十分現行水準を上回る額で支給が可能ではないかと考えます。特に、この制度といふのはいよいよ中低所得者にはきわめて有利な結果となり、安心して子供を生み育てることができるようになります。

私たちは、抜本的な検討をするというのであれば、ぜひ第一子から支給をするという方向で検討してもらいたいと思ひますけれども、この点についての厚生大臣の見解を伺いたいと思ひます。

○村山国務大臣 いま御質問がありましたことにお答えする前に、児童手当三百九十一万円でございすが、これは来年度予想される六人世帯の平均給与と収入でございす。したがって、そんなにひどいことをやっているわけではない、平均だということでございます。

それから、保育所の関係でございますけれども、御案内のようにこれはA、B、C、Dというふうに分けておりまして、そして保護者世帯あるいは住民税の非課税世帯あるいは住民税のみの世帯、それから所得税の世帯、それを税額でやっているわけでございます。したがって、所得水準が上がってまいりますと自然に保育料を払う人がふえてくるわけでございす。しかし、現在でも大体公費負担が四割ということになっておりますので、年金が国民年金で三分の一でございすので、まあまあかなりいい線にいつているのではないかと私は思つてゐるのでございす。

それから、御質問の将来第一子からやたらどううかという話でございますが、これは、この児童手当制度は一体どういう政策として盛るのか、これと深くかかわり合っているわけでございす。現在、所得保障制度でございすけれども、決して低所得政策でないというものは何遍も申し上げました。子供を持つてゐる人の経済的負担、それ

から児童の健全育成、こういういわばかなり中立的と申しますか、経済的負担あるいは子供の健全育成という観点でやっているわけでございす。いまおっしゃるの、恐らく人口政策的にこれを動かしたかどうか、こういうお話だろうと思ひますが、この問題は、やはり今後の人口がどういうふうになつてくるか、そして一体どれぐらいまでの子供を生んでいただくのが、国民経済として、あるいは社会として適當であるのか、それから現にどれぐらいの子供が生まれておるのか、そこに合致してやるべき筋合いの問題である。これは仮定の問題でございすけれども、もし人口政策をやるとすれば、多ければ多いほどいいということでもございせんでしょうか、それからまた少くとも困るわけでございすので、そういう遠い将来を見まして、どこに焦点を当てて、何人ぐらい生んでいただくのが一番いいのか、こういうところでもまた国会で御議論いただいて、そして整合性のあるいはば助成政策として、第何子からがいいのか、この辺は非常に広い角度で検討すべき問題であらう、かように思つておるわけでございす。

○小沢(和)委員 いま大臣は、児童手当は貧困者対策として考えてゐるのではないというふうに言われたわけですが、結局のところ、所得制限を年々ずつと強化をしていけば、最後には低所得者しか残らぬわけでしょう。だから、あなた方は、福祉というのは最終的には生活保護みたいな制度は残しても、それ以外のものは自立自助というところでどんどんどん抑えて、制度は残しても中身はないようにしていつてしまふ、こういう道をいまだどっているのじゃないのですか。私はそのことを批判しているわけでありす。

それから、人口政策的な面も私はこの児童手当というの、考えるべき時期に来ていると思ふんです。特に四十九年ごろから出生率が急激に落ち出してきてゐる。四十九年というの、ちょうどオイルショックのころからということにして、やはりあのころから日本の経済は非常に不安定になつてきた、みんなが生活の将来について心配するようになってきた、そういうような時期から出生率が落ちてゐるということは、私は注目すべきことだと思ふのです。どうしても子供を安心して生み育てることができるよう、私はそういう立場からこの児童手当というの、私は考えていかなければいけないというふうに先ほどから指摘をしてゐるわけでありす。

時間の関係がありますから、次に、年金についてお尋ねをしたいと思います。

この年金についても、減税が見送られた昭和五十二年と五十五年の課税対象者数、それから実際に源泉徴収された者の数、徴収額の推移を率で示した厚生省の方からの資料をすてにいたしております。これによりますと、昭和五十二年をいづれも一〇〇とすると、昭和五十五年には、課税の対象となる老齢年金の受給者数が一九七、約二倍に伸びるだけなんですけれども、実際に税金を取られる人は四〇一、四倍、三十六万人、取られた税金の額は六一七、六倍以上で、百六十六億円も税金で取られる、こういうような数字が出ております。大臣、これは間違いありませんか。

○村山国務大臣 間違ひございません。

○小沢(和)委員 老齢年金のようなもので、こうしてどんどん税金で持つていかれるわけでありす。これでは福祉も社会保障もますます後退することになるのは明らかだと思ひます。これらの後退を食いとめるために、主務大臣として、所得制限の引き上げ、あるいは年金生活者のための特に老齢者年金控除の大幅引き上げなどがどうしても必要になつてゐるのではないかと思ふのです。この点について厚生省としてどう取り組んでいくのかという姿勢を伺いたいと思ひます。

○村山国務大臣 老齢者年金につきましては、たしかあはれは五十年でしたか、七十八万というものが、六十五歳以上というのをやつたわけでございすが、これは全く特例中の特例として設けられたのでございす。厚生省といたしましては、それは上げてもらへればそれだけ社会福祉につなが

かるわけでありました。そして、北九州市は政令市でありましたから、みずから同法の事前届け出を受ける立場にもあります。要するに、市当局は、自分自身がこの土地転がしを認めて買った当事者だから、国土計画法違反で告発できるはずがなかったということではありませんか。いま大臣の説明では、市当局の中の連絡が悪かったでございことが起こったかのように説明がなされたように思います。私は、市当局のこういう立場こそがこの国土計画法違反を見逃す、容認するということになったのではないかと申すのです。この点はどうか。そういう立場に立つて明確な指導をする必要があるのではないかと申すことをお尋ねします。

○小笠原政府委員 お答え申し上げます。

私も、八月末にそのような事実があったことを承知をいたしまして、市当局を再々招致をいたしまして事情を聴取いたしておりますが、市当局といたしましては、大変意欲で申しわけなかったけれども、その辺の調査が不十分であった、特に土地を扱う方の部局と国土法を積極的に適用すべき部局との間の連絡が十分でなかったというふうなことで、いろいろ釈明をしております。

私も、市当局の土地取引自体につきましては、適正なことをやっていたという前提で国土法の届け出の適用がないという前提で、しつかりしてもらわなければならない市がそのようなことでは困るということで、重々注意をいたしておるところでございます。

○小沢(和)委員 市当局は悪いことをしていないという前提にしてこの法律がつけられておる、全くそうだろうと思うのです。ところが、その市当局自身が部落解放同盟の言いなりになって土地転がしを容認するということでは全く無力だというところになるわけですか。

○小笠原政府委員 言いなりになったかどうか、その辺の事実については私も把握できないもの

がございまして、したがって、今後そのようなことが絶対ないような行政水準の向上を求めますとともに、関係業者に対しまして再発防止の厳重処分をするように指示をいたしたところでございまして。

○小沢(和)委員 だから、違反した者を厳重に処分するように指示をしたと言っても、市当局自身の姿勢が変わらなければ、そこは改まらないわけですよ。

ついからですから申し上げたいと思いますけれども、私はいま一件だけについて申し上げたわけですから、先ほどから申し上げているとおり、最近になって続々この土地転がしの内容が暴露されているわけでありまして。調べてみますと、この暴露されている分のどれをとっても、一件も事前の届け出がなされたことがないのです。

さらに申し上げますと、いままで私は部落解放同盟ばかり言ってきましたけれども、ごく最近では、全日本同和会会長松尾正信という人がやった土地転がしも出てくるわけですね。松尾正信という人の名前は、きつと総理府総務局長は御存じじゃないかと思うのですが、どういふ人か御存じです。

○中山国務大臣 全日本同和会の会長と承っております。

○小沢(和)委員 いや、私は、かつてこの人が総理府に關係する公職を経験しているということでお尋ねしたわけですが、元同和对策審議会の委員も務めておった人でありまして。こういうような人の上に立って、悪いことなんかしちゃならないような立場の人は、人までが土地転がしをやっている。若松区安屋というところの土地三万五千平米を転がして、半年間で七倍に上り上げて三億円以上の差益をかせいでいた、こういう疑惑が最近暴露されているのです。これも届け出がないわけでありまして。

こうして北九州市は、国土利用計画法については全く無法地帯に成り下がってしまったというわけですね。土地転がしはもう野放し。国土庁は、こういうような状態を今後どうやって改めさせるの

か。私は、直ちに実態を調査して必要な手を打っていただきたいと思うのです。

○小笠原政府委員 私どもは、かねてから国土法担当の責任にありますが、地方公共団体みずから疑惑を招くような取引を行わないように厳に指導しているところでありまして、北九州市のような事実が発生することはまことに遺憾でありまして、さらに細部を調査の上厳正な指導をいたしたい、市当局に対する調査の上厳正な指導をいたしたい……(小沢(和)委員「必ず改めさせるといふわけですね」と呼ぶ)かねてからの方針どおり疑われないようなことをやるというふうな指導をした

○小沢(和)委員 次に、法務大臣にお尋ねをしたいと思います。木村と、この木村のダミーである太陽興産とは、このような土地転がしで莫大な利益を上げてきたわけでありまして。木村は、この解同小倉地協の書記長になる前は非常に貧しい生活をしておった人なんですか。本人が認めただけでも、土地は三万五千平米も持っておるのです。預金も、広島相互銀行とか朝鮮銀行、福岡信用組合など六カ所に約二十億円も預けているのです。ところが、このダミーである太陽興産は税金を払っておらない。先ほど出た笹田の土地を売った五十三年度は、莫大な利益があるはずなのに、七千六十五万円の赤字決算だということになっておる。五十四年の十月には倒産してしまつたということで、結局全く税金を払っていないのです。

この点についても、先ほど国土利用計画法で告発をした村田さんたちが、脱税の疑いでも地検に告発をしておるのです。この方の捜査がその後どうなっているか。前の国土利用計画法の方は、先ほど申し上げたとおり、もう有罪ということでは決まっております。これはそれなりに評価できると思うのですが、こちらの方の捜査はどうなっているかということをお尋ねします。

○前田(憲)政府委員 お尋ねの事件につきまして

は、先ほど来お話がございましたように、先月に検察庁の方に告発がなされておるわけでございます。したがって、現在福岡地検において捜査中でございます。

○小沢(和)委員 その捜査については、ひとつ厳重にやっていたかどうかをこの機会に要求したいと思います。

次に、このような土地転がしがまかり通るというのも、もとは部落解放同盟が市当局を暴力的な糾弾で屈服させて、同和行政を彼らの思いのままにやらせているからであります。同和住宅用地の購入も、解放同盟と協議することが義務づけられているわけでありまして。それを利用して彼らが、使ひものならぬ土地をどんどん高値で押しつけて荒かせをしておるわけですね。わが党が暴露した先ほどの笹田の例は、私も最近視察したのでありますけれども、住宅建設どころか利用計画も立たずに放置されたままなのです。このような市が買収しても利用目的も立たないような遊休地が実に四十一万平米、その費用七十六億円、利子も含めたら百億円を超えるという、とんでもない浪費になっているわけですね。市長が市民から背任罪で告発をされたのは私に当然のことだと思つて

す。

ほかにも常識では考えられないような事件が次々に起こっております。ことしの二月ごろ、北九州市で暴力団が対立してビストルの乱射事件が何回も起こったことはよく知られております。この事件の捜査の過程で、福岡県警察当局が――暴力団の組事務所を建てるために山本和義組長が組員の

小松恵に住宅新築資金、これは同和の資金であります。この資金は同和の補助事業でなされております。市当局は、解放同盟を通じて書類が出されたので、何の審査もせずに貸し付けたわけでありまして。国の貸付要領によれば、完成したら完了審査をしなければならぬことになっております。もしこれをすればその段階で市もわかつたのでし

ね。結局、この事件は警察がキャッチしなければ永久にやみに葬られてしまったわけであります。この事件では、書類につけるにせの住宅設計図を一級建築士のAさんが脅迫されて軟禁状態のようなか中で書かされて、自責の念に耐えかねて自殺をしてしまったわけです。申しわけないという遺書も残されております。

この暴力団事務所建設に、いま申し上げたように、国の補助金が入る同和住宅新築資金が使用されておるといことは、私はまことに重大だと言わざるを得ません。ほかにもこういう事例は考えられると思いますが、会計検査院にお尋ねしたいと思うのですが、会計検査院は、当然、国費の適正な執行の問題として、これについて検査を行うべきではありませんか。

○坂上会計検査院説明員 お答えいたします。

国費の支出に關連いたします問題でございませうれば、当然私どもの検査の対象になり得る問題でございませう。

○小沢(和)委員 検査の対象になるべき問題だとおっしゃったのは、検査をする意思があるというふうにとつてよろしゅうございませうか。

○坂上会計検査院説明員 先生の御指摘がございませうれば、私も事実を調査して厳重に今後対処していきたい、こう思います。

○小沢(和)委員 いろいろ例を挙げてきましたけれども、あと一つだけ例を挙げることをお許し願いたいと思うのです。

それは、先ほどから指摘をしております笹田という土地転がしの場所のすぐ横に、最近同和向けの市営住宅が建ちました。これは七田団地といふふうな仮の名前がつけられているわけでありまして、私もこの間の土地転がしの場所を見に行つたときに、たまたまここを視察したわけでありましたけれども、ここに簡易耐火の二階建て十七戸が建設されました。すでに今年三月八日に竣工しておりまして、総工費二億一千五百万円、国の補助金七千九百万円が投入されているわけでありまして、ところが、竣工してすでに半年たつのに一人

も入居していません。だからがらんとしているわけですね。同和向けは駐車場とか物置もついでいて、一見してわかるようなデラックスなものでありますけれども、半年以上も一人も入らぬ。全くもったいない、これ以上の浪費はないと思うのです。一般の人たちは何十倍という競争率でなかなか市営住宅などに入れないというのに、ここについては、入居者を市はそろそろ入れる、そろそろ入れると言うのですけれども、私は、結局、もうその辺では同和地区の人たちの住宅事情というのにはほぼ満たされておつて入り手がつかないというところだと見ておるのですが、調べてみますと、北九州市内にはほかにも同和向けの住宅の中に空き家がいっぱいあるところが幾つもあるのです。これについても会計検査院としてはやはり検査をすべきことではないかと思うのですが、いかがでしょうか。

○坂上会計検査院説明員 未入居の実態でございませう、その理由はいろいろあるか、そういうことをよく踏まえて、その未入居が長期にわたる理由について十分検査したい、こう思います。

○小沢(和)委員 では、中曾銀行行政管理局にお尋ねをしたいと思います。

先ほど私がお尋ねをしたところが、いままでは同和行政については行政監察をやったことはない、その中でまだその機が熟しておらないというふうな趣旨の御答弁があつたように私理解をしております。しかし、いままでは私がいろいろ申し上げたことから、どれほど同和行政というのは乱派不正をきわめておるか、そのために国費も浪費をされているかということ、長官も十分納得いただけたのじゃないかと思うのです。私は、だれもが納得できるような同和行政を実現していくためには、この機会に行政管理局としても行政監察を実施すべき時期に來ているのじゃないか、ぜひやっていたいただきたいというふうに考えるのですが、長官はいかがお考えですか。

○中曾根國務大臣 わが国は、憲法のもとに、す

べて法のもとに国民は平等であるべきでありまして、いろいろなお話を承りましたが、よく研究してみます。

○小沢(和)委員 研究をしてみますというのは、そつぽを向いているのから比べるとちょっと前を向いたかなというぐらいの感じはするのですけれども、いままでは私に話をした内容というのは、これは重大な問題だといふふうにお考えになりますか。まだこの期に及んでも研究をしてみようという程度のことだということになれば、やはり私は、この同和行政というのは行政管理局は聖域として手を触れようとするという姿勢ではなからうかというふうに見ざるを得ないのです。国がそういう姿勢をとるならば、自治体のいまのような状態を改めさせることはできないのじゃないかと私は思うのです。その点で再度答弁をお願いいたします。

○中曾根國務大臣 別に聖域は設けておりません。公的住宅の問題とかあるいは国土利用計画という問題は、個別的にみんま必要に応じて監察するところはしております。

いまいろいろ問題の御提起がありました、そういう点も踏まえてよく研究してみようであります。

○小沢(和)委員 それでは、今後の行管庁の出力を私は注目しておきたいと思うのです。

最後に、窓口一本化の問題で、これは本来だったら総理大臣に尋ねたいところですが、総理がおられないので総務長官にお尋ねをしておきたいと思うのです。

北九州市では、同和の施策、たとえば同和住宅への入居とかあるいは高校奨学金などを受けるようとする場合は、まずその申請用紙を解放同盟の事務所にもらいに行かなければなりません。市の行政にかかわる申請用紙が市の窓口には一枚も置けないのです。それで、私どもの党の議員がどういう書式なのか見本を見せてくれといふふうに行つても、いやそれは印刷したら一枚残さず解放同盟の方にやっってしまうので見本も一枚もありませんといふほどこれは徹底しているのです。

から、解放同盟にいられたら最後、同和地区の人たちは、申請しようとしても申請用紙から手に入らない、こういう仕組みになって一切の施策から締め出されてしまうわけですね。

本来、同和行政も市の行政である以上、市の窓口用紙をちゃんと置き、申請を市自身が受理して審査をして、そうしてその方向に従つてすべての同和地区住民にその利益が等しく及んでいくように同和行政といふのはやつていかなければならないと思うのです。

ところが、いま言ったような状態であるために、多くの住民が被害を受けて、裁判を起こしまして、すでに北九州市当局が連戦連敗、何と十七連敗という状態になっているわけですね。市はいまだに、これだけ負けてもまだ改めようとしないうわけです。総理府は、これを是正するためにどのような指導をするのか、その考え方を伺いたいと思います。

○中山國務大臣

先生も御指摘のございました窓口一本化の問題、この問題は同和对策協議会におきましていろいろな論議が出ておまして、今後この問題については、やはり窓口一本化というのについて大いに努力をしなければならぬ、こういうふうな中間的な意見がたまたま出ておりますが、やがて全体的ないわゆる集約された答申が出てまいった段階では、文書の上で明示されてくるだろうと私もは見えております。

総理府本府組織令で、すでに御案内のとおり、行政組織といたしましては総理府は各省の調整機関という機能を与えられておりますけれども、各行政官庁に対して直接指揮監督する権限は認められておりません。そういうことで、関係各省庁集めまして、総理府の同和对策室は、先生も御案内のとおり、鋭意この問題の解決のために調整をやつておるところでございまして、先生からもその努力は十分評価されていると同和对策室から報告を受けております。

○小沢(和)委員 総理府の担当者の方々がそれなりに努力をいただいておりますといふことは私も

承知をしているのですけれども、しかしいまも申し上げたとおり、北九州市の実際の対応を見てみると、改めてほしいわけです。

そこで、私は、いつも調整機関だというのが全体としてそれを改めさせるための大号令がかからないというところを何とかしてもらいたいものだと考えているわけです。あなたはそういう調整機関の長の立場かもしれないけれども、先ほどから私の話を聞いていただいて、どれほど弊害が深刻になっているかということをおわかりになったのだらば、個々の分野ごとに指導をするというふうなことはとてもこの姿勢は改まらない。どうしても抜本的に改めさせるように、政府としての大方針だということでも市に対して強力な指導をやっていたらいいかと、私は改まらないと思うのです。ぜひそういうような方向に長官として努力をして持っていていただきたいと思いますので、すけれども、その努力はお約束いただけるでしょうか。

○中山國務大臣 政府として総合的に指揮をせよという御要望でございますが、この北九州市というのはいちばん地方自治の自治体でございます。自治体の問題は、市議会もございまして、住民もおられることでございます。政府としては、かねて同和行政推進については基本的な方針を各自治体に示しておるのでございますが、その地方自治体のあり方というものは、全く地方自治の精神によるものだと思っております。

そういうことで、その政府の方針を受けてちゃんとやっておられる市もたくさんあるわけでございますから、ひとつ北九州市においてこれからもさらに御努力をいただくように総理府としては期待をしております。

○小沢(和)委員 自治体ごとのあり方というものがある、それは私はそうだろうと思うのです。しかし、地方自治ということに名をかりて、憲法やあるいは地方自治法などの精神にも反するようなことを、その自治というものを壁にして、隠れみのにして横行させるというふうなことがあつては

ならないと思うのです。ですから、私は、北九州市に対しては、もっと政府として強力な指導をして取り組んでいただきたいと思うのです。

きょうは私は、北九州の問題をいま全国でもいよいよ同和の乱脈不正ぶりが最も典型的にあらわれている例ということで申し上げましたけれども、私たちは、先日の党の提案でも明らかにしておきますように、この同和行政については各地でそういうような問題がたくさんある、だから、本当の意味での国民が理解できるような同和行政を進めていくために、このところを改めさせるということとはまさに全国的な課題だというふうに考えているわけです。そういう立場から、北九州だけでなく、全国的にもこういう改善のための努力をお願いしたいと思うのですが、その点についてはいかがでしょうか。

○中山國務大臣 同和对策協議会の中間答申、そういうものも十分踏まえまして、政府としては、八月二十八日関係閣僚が協議をいたし、今後一定期間同和对策事業というものはまだやる必要があるけれども、有効かつ適正にそれが行われるように今後努力をするということで各関係大臣がその趣旨を了承し、総理大臣もそれを了承したところでございます。

○小沢(和)委員 終わります。

○金丸委員長 これにて小沢君の質疑は終了いたしました。

小川省吾君。

○小川(省)委員 臨調の第一次答申とは直接かわり合はないのでありますが、当面をする重要な問題でありますのでお伺いをいたしたいと思っております。

宅地並み課税の問題であります。臨調で財政の不合理的や、ややこしい問題等については整理をされてくると思うのでありますが、どうも福祉や教育や医療の切り捨てにばかり目が向いているようであります。世の中の中には、宅地並み課税こそ不正税制の最たるものであるというふうな声もあります。臨調の論議を進め、答申を受けて政

府が断を下す、いまこそこの悪名高い宅地並み課税こそ廃止をすべきではないかと思うわけであります。総理が不在でございますので行政管理局長官、いかがお考えですか。

○中曾根國務大臣 宅地並み課税につきましてはいろいろなきさつがございまして、また今日におきましても政府の税制調査会におきましていろいろな検討がなされておるやに聞いております。これらの問題が適切に勧告され、かつ処理されることを期待しております。

○小川(省)委員 国土庁と建設省に伺いたいのでございますが、十四日、自民党の都市農政確立議員連盟設立総会で、五十七年度から、C農地への拡大を含めて宅地並み課税について説明を行ったと言われておりますが、これは事実でありますか。説明の概要について国土庁長官と建設大臣から述べていただきたいと思います。

○原國務大臣 過般の自民党の都市農政確立議員連盟のお尋ねでございますが、御承知のように昭和五十七年度以降のいわゆる宅地並み課税については、税制調査会の昭和五十五年度の税制改正に関する答申に示された基本的考え方に基づいて実施することが決定いたしております。

次に、御指摘の自民党の都市農政確立議員連盟の設立総会の件については、国土庁の土地局長が出席いたしましたので、土地局長から詳細答弁いたさせます。

○小笠原政府委員 去る十四日の自民党の都市農政確立議員連盟の設立総会に、私も出席と現在の検討内容の説明を求められたわけでございますので、その際、まだ検討中ではございますが、このことで現段階の検討内容について若干申し上げまして、意見の交換を行った次第でございます。

私が説明いたしました内容といたしましては、まずこの問題につきましては、大臣からもお答え申し上げましたとおり、昭和五十五年度の税制改正に関する税制調査会を踏まえてやりたいということと、三年ごとにこれをどうするかということでは

はなく、少し長もちのする安定的な仕組みを考えたというところで申し上げました。

内容的には、三大都市圏の一定の地域内の市街化区域内農地のすべてにつきまして等しく固定資産税の課税の適正化を行うこととしたい。

三番目に、それに当たりまして一定期間以上営農を継続する場合におきましては、徴収猶予制度という形で営農に対する配慮をいたしたい。この一定期間についてはいろいろ御意見もありませんが、私ども事務的には十年ぐらいが妥当ではなからうかと考えているということを申し上げます。それからさらに、その一定期間の途中で営農をやめた場合、これは公共用地に買収をされたとか営農者の死亡などやむを得ない場合を除いて、さかのぼって徴収猶予額を徴収するということがすべきではないか。

最後に、これに関連いたしまして譲渡所得税の特例の延長も検討すべきであると考えておるが、営農継続者の営農継続期間中の譲渡には譲渡所得税の軽減措置は必要ではなからうかというふうな意見を申し上げまして、いろいろ御批判を賜ったところでございます。

○斎藤國務大臣 お答えいたします。自民党の土地農政確立議員連盟から宅地並み課税について説明を求められましたので、所管の局長が伺いまして説明をいたしました。内容につきましては直接局長から説明をいたさせますので、お願いいたします。

○吉田(公)政府委員 お答え申し上げます。私も十四日の会議に出席いたしました。まず国土庁の方から、ただいま土地局長が御答弁申し上げましたような説明がございました。基本的な考え方において国土庁と建設省とは、この税制に

関しましては大体同様と考えております。ただ、建設省の立場といたしましては、市街化区域内の市街化というものは土地問題、住宅供給の非常に重要な問題でございますので、市街化区域の整備について五十五年度税制調査会の御答申の線に沿いまして、長期営農の希望のある者につい

ての配慮ということはいたしますが、それ以外の者の税制については適正化を図り、かつ市街化に必要な仕事の仕方、これは計画事業あるいは関連公共施設の整備、そういった面につきまして建設行政といたしまして全面的に努力をしていくということをおぼえて行つてまいりたいということを申したわけでございます。

○小川(省)委員 宅地並み課税は地方税であります。なぜ建設省や国土庁が自治省を飛び越えてこんなことを先に検討しているのか、私はわからぬのであります。

そもそも宅地並み課税のねらいというのは、宅地の供給にあるはずであります。あなた方はこんな方法で宅地の供給が可能だと思つておられるわけでありませんか。また、一般のサラリーマンとしても、これらA、B、C農地の価格に手が出ると考へておられるのですか。国土庁長官、建設大臣、もう一回伺いをいたします。

○小笠原政府委員 この宅地並み課税問題に関しましては、私もいろいろ考へ方をまとめております。実は他の土地税制についてもそうでありまして、土地政策全体の一環としていろいろな対策を取りまとめていくその中の政策税制としてどうあるべきだということで私も御提言を申し上げようとしておるわけであります。私も基本的な考へ方として、税負担の著しい不均衡と、それからこの際宅地供給にも若干資する、そういう形でものを解決したい。

いずれにいたしましても、現行制度がことし限りで切れるものですから、来年以降安定的な仕組みを考へてやる必要があるということで考へていく次第でございます。

○吉田(公)政府委員 私どももいたしまして、税制の均衡と申しますか、そうした問題と並びまして、現在でもそうでございますが、いわゆる宅地並み課税のかかつておられますところにつきましては、譲渡所得税その他税制でございますとか、あるいは区画整理事業の助成でございますとか、

金融公庫の融資でございますとか、そういう面につきまして各般の宅地化の促進あるいは計画的市街化の促進の施策が並行してとられておりまして、長期営農を選択する方と、そうした市街化についての道を選擇される方と分けまして、それぞれに行うことによりまして市街化の整備には相当の貢献があると思つております。

○小川(省)委員 いま宅地並み課税の実態について申し述べますと、三大都市圏には百八十五の市がございまして、A農地が約二千ヘクタール、B農地が約八千ヘクタール、C農地が約六万三千ヘクタールで約七万三千ヘクタールであります。現行税法でA、B農地に課税をすることになっておりますが、百八十五のうち百七十五の市では、条例によつて税の減免がなされております。そしてこれは自治省によつて交付税で補てんをされておるわけでありまして、そして残りの十市のうち七つはA、B農地がありません。残りの三市は一たん取つて、補助金という形で返還をしているわけでありまして、これは、この部分については完全に地方税法のしり抜けであり、まさに有名無実というものが実態でございます。自治大臣、このことに間違ひありませんか。

○安孫子國務大臣 間違ひありません。

○小川(省)委員 これはC農地に拡大をしていても恐らく同じような方法がとられるだろうと思つております。中曾根長官、こんなむだなことはこの臨調のこの時期にこそ廃止をすべきだと思つておりますが、再びお尋ねをいたしますが、いかがでございますか。

○中曾根國務大臣 この問題は税制調査会におきましていろいろな御検討がなされておられ、かつ関係当局におきましても、また政党内におきましてもいろいろな考へがいま出されておられまして、来年度に向けてある程度の具体化がなされようと思つておりますので、それを見守つてまいりたいと思つております。

○小川(省)委員 国土庁長官、建設大臣、宅地供給の道はほかにあります。最近でこそ土地はほとんど動かないわけですが、四十年代に大企業を中心にして土地の取得がかなり行われたわけでありまして、これは全国全体であります。約四十一万ヘクタールと云われております。いまこれらの土地には特別土地保有税が課されておるわけでありまして、百分の一・四であります。何とか企業が土地を持ちこたえられるような税額でございまして、これを企業が特別土地保有税を払つて持つていられなくなるころまで上げれば土地は出まらぬと思つております。調整区域が多いのでありまして、決して市街地から遠い距離ばかりではございません。そして線引きの見直しをやればよいはずであります。この道しかりいま宅地の供給の方法はありまじやない、またサラリーマンにも手の出る額であるというふうに思つております。

特別土地保有税の引き上げによる方法について国土庁長官、建設大臣、自治大臣いかが考へておられますか、それぞれお聞かせをいただきたいと思つております。

○原國務大臣 特別土地保有税は、仮需要の抑制と土地の供給促進を目的として創設されたものでございまして、これは御承知のように、取得価額を課税の標準としたおるのであります。でありますから、かなり税金の負担は高くなつております。現行の税率をもし上げるといふことになりまして、非常に高率になります。現在でもこういう取得したときの価額でありますから、実際に非常に即しておる、こういう結果になっております。

そこで、たくさん土地を持っておるとおっしゃいます。国土庁で資本金一億円以上の企業の昭和五十五年三月末の三大都市圏内の販売用土地の所有状態を調べたのがあります。それを申し上げますと、全体で約二万五千ヘクタールあつて、そのうちで市街化区域内に約二九％でありまして、約七千二百ヘクタール、市街化調整区域内に約四八％、約一万一千九百ヘクタール所在している、こういう結果であります。そのうち市街化区域内に所在する販売用土地については、約六一％とかかなりの割合がすでに造成工事を終えるか、または

工事に着手しているということで、未着手土地は約二千八百ヘクタールにすぎません。また、市街化調整区域内にかなりの量を所有する販売用土地については、円滑な宅地供給に資するため線引きの見直しの適切な実施や開発許可の適正な運用を推進していくことがかなり重要であつて、現在の税制でかなり適切に運用されておると考へております。

○青藤國務大臣 お答えいたします。

土地保有税に対する考へ方は国土庁長官と同感でございます。すでに現在相当高額な課税をいたしてありますので、これ以上引き上げるといふことは無理ではないか、このように私は考へておるものでございます。

○安孫子國務大臣 将来の検討問題ではございませうけれども、当面いろいろな経過がございまして、これはいまいちどうこうするといふ考へは持つておりません。

○小川(省)委員 都市に緑をという声は強いわけでありまして、また、近代都市の具備すべき要件の一つでございます。市街化区域内農地はこの役割を十分に果たしております。政策のない農業施策の中で市街化区域の農地を減反の休耕田に当てている農家もあつて、これを見ての休耕地にできるなど考へても、とても手の出る価格ではあります。都市農業は都市農業としてやられてこそ近代都市ができるのであります。宅地供給のため宅地並み課税などという発想自体が誤りであると思つて、この際再考をされて、宅地並み課税の考へ方を撤回すべきであると思つて、再び建設省と国土庁に考へ方を聞かせていただきたいと思つております。

○吉田(公)政府委員 私どももいたしましては、市街化区域の計画的な宅地化ということも、緑の保全と並行しまして非常に重要な課題と思つております。その上からこの課税の適正化というものが一つの大きな効果を持つ要素であるという考へ方は強く持つております。

○小笠原政府委員 固定資産税の課税の適正化と

宅地供給の促進に資するという一つの見地から、来年度から長期安定的な制度をぜひつくりたいというふうに考えておりますが、その際、長期営農希望者の意思は十分配慮する方向で考えていきたいと思っております。

○小川(省)委員 また自治大臣、私の提言をした特別土地保有税について後ほど検討をすべき課題だというふうな答えがございましたけれども、検討をしていただく対象にしたいだけかどうかが、重ねて伺いをいたします。

○安孫子国務大臣 当面はそれを変える考えはございませぬけれども、全体の税制の中におきましてどういうふうにするかという問題については将来ひとつ検討する問題ではあらうかと考えております。

○小川(省)委員 次に、地方公共団体における定員管理の適正化についてお尋ねをいたします。

国の行政改革による地方へのしわ寄せや地方の定員に関する抑制や関与についての是正措置、地方公共団体における定員の適正化について、どのような指導を行おうとするのかということですが、現下の厳しい情勢にかんがみて、国とともに地方公共団体についても行政改革の断行、行政の減量化を推進することが求められ、特に地方公務員の増加が指摘されております。しかしながら、地方公共団体は福祉や教育など地域住民に密接な関係を持つ業務を担当しており、職員の配置そのものが行政サービスにつながる場所があり、職員増もやむを得ない面があるものと考えられるわけでございます。自治大臣、特に知事をやられた大臣としては、私の言うことに間違いがないと考えておられると思うのでございます。

現在地方公務員の数は三百十六万を数えており、昭和四十二年以降約八十万の増加になっておりますが、その状況を見ると、教員や警察官、消防職員を初め福祉関係等の部門で増加教全体の約八〇%を占めており、国の施策や法令等に定める配置基準によるものの増加が大部分でございます。このため、地方公共団体における定員抑制

制について実効を期するためには、単に地方に対しては是正措置を求めるのみでは片手落ちであり、国の行政改革による地方公共団体へのしわ寄せとか、地方の定員に関する多岐にわたる規制、関与等のあり方については是正措置を図ることがまずもって必要であると考えます。また、地方公共団体みずからも適正化に努める必要があると考えますが、自治大臣はどのように対処をしてくつものかなのか、お伺いをいたします。

○安孫子国務大臣 現下の情勢にかんがみまして、定員をできるだけ抑え、あるいは減らしまして、そして冗長な行政でないようにしなければならぬことは既定の事実でございます。現下きわめて必要な問題だと思っております。

そこで、地方公務員については、おっしゃる通りに中央官庁が比較的企画的な要素を持ち、また地方団体は現場の要素を持つ。その点における性質の違いは私はあると思っております。それからもう一つ、お話のように国の方針に基づきまして地方の定員がふえざるを得ないという関係もございまして、この点については、中央各省に對しましてその是正方について自治省としては強く考慮してもらいたいということを申し入れていくわけでございます。しかしながら同時に、地方自治体におきましても、この定員の抑制等につきましても、また行政が効率的にできますように最大の努力をしてもらわなければならぬ、こういう点は強く私も希望しております。そういう方向に基づきましていろいろ努力をいたしておる地方団体も私は承知をいたしております。

○小川(省)委員 次に、給与の関係について若干お尋ねをいたします。

政府は、この時期になってもいまだに税収の見通しが立たないとか何とか言って人事院勧告の完全実施を決定してありません。税収の見通し云々といった年来年までかかるわけでありまして、仲裁裁定についてはどうやら結論が出たようでありまして、政府は参議院における公務員二法と

か、あるいは行政改革法案の行方をながめているのが実態だろうと思っておりますが、私は土曜や日曜に地方へ帰って公務員の諸君によく会います。勧告の行方がわからないので、ほとんどの者がやる気をなくしております。総務長官、この辺で完全実施の線を打ち出さないと士気の低下によって行政の停滞は免れません。人事院勧告を完全に実施する方向を打ち出すべき時期だろうと思っております。いかがですか。

○中山国務大臣 人事院勧告の扱いにつきまして、先生もすでに御承知のように、政府は、八月七日勧告を受けまして、直ちに第一回の給与関係関係会議を開き、去る九月十八日に第二回の給与関係関係会議を開きましたが、問題は、ことしの歳入状態が悪い、こういうことから、いわゆる財源の問題でたまたま見通しが立たないという段階で、すでに第二回以来一カ月近い時日を経過しております。

昨年、この人事院勧告は財政事情が厳しい中でいろいろと政府も誠意をもって努力をいたしまして、昨年十月二十八日でございますが、第四回の給与関係関係会議でこの人事院勧告の扱いを決定したわけでございますが、昨年よりもさらに財政事情の悪い中で政府は誠意をもって努力をしておりますが、近く第三回の給与関係関係会議を開いて、その後の税収の状況等を財務当局からぜひ聞かなければならぬ、このように考えております。

以上、御理解をいただきたいと思っております。

○小川(省)委員 毎年勧告が行われるのはわかり切ったことなんでしょうから、ぜひひとつ早急に結論を出すようさらに努力をお願いしたいと思っております。

自治大臣、各地方自治体と国との事情はすべて同じじゃないことは御承知のとおりであります。この際、各自治体の判断によって給与の改定を早期に完全実施をしてほしいのではないかと、いふに思っておりますが、地方を本年に限って国より先行させるというふうな方法について、自治大

臣はいかがお考えですか。

○安孫子国務大臣 先行するということとは地方公務員法上いかにことだと私は考えております。やはり国に準ずべき問題だ、こう考えております。

○小川(省)委員 また、人事院勧告の五・二三%よりラスパイルス指数の高い地方自治体には給与の改定を見合わせるような指導をしたというふうな報道がございまして、自治省は給与改定や期末、勤奨手当について、このような介入的な指導をした事実はありますか。

○安孫子国務大臣 勤奨手当等については、ラスパイルス指数その他から判断いたしました上で相当高いというふうな団体があるわけでございます。これは現下の諸情勢に照らし、ぜひ是正をしてもらわなければいかぬ、こう思っております。そうした指導を加えていくつもりでございます。

○小川(省)委員 自治省は要らぬような指導をときどきやられるわけでありますが、そういう不必要な指導はぜひ慎んでいただきたいというふうに思っております。

次に、給与の指導についてお尋ねをいたしたいと思っておりますが、給与水準の高い団体等に対する個別指導の対象団体、指導方法等についてどう考えておるかという問題であります。このような指導は地方自治に対する不当な介入と思っておりますが、介入の根拠を示していただきたいと思っております。

また、報復措置といいますが、所要な財源措置をとるというふうなことを言っておるようでありまして、これこそ不当の介入ではないかというふうに考えます。どのような方法で、いつ行うつもりなのか、お伺いをいたしたいと思っております。

○安孫子国務大臣 自治省は各地方自治体に対して指導監督の権限を持っておりまして、したがって、そういう点についていろいろと指導監督をすることは当然のことだと私は考えております。

それからまた、給与水準の非常に高いところについていろいろな財政的な措置を講ずるという点

につきましても、やはりそういう団体は財政が非常に十分だという判定をせざるを得ません。この点につきましても財政上の措置を講ずることも私は当然のことじやなからうか、こう考えております。

○小川(省)委員 特に地方自治の本旨に反するような不当な介入については慎んでいただきたいというふうに思っています。

それから、これは自治省の給与課だろうと思うのですが、自治給第三十三号、昭和五十六年七月二日に大阪府の知事に対して出した通達であります。これは地方自治に対する前例のない介入であるというふうに考えています。この通達に届したと言われる市長会の申し合わせについて自治省は報告を受けておりますか。また、どのような見解をお持ちでありますか、お伺いをいたします。

○安孫子国務大臣 大阪府下におけるところの地方自治団体が非常に高い給与水準であるというところは周知の事実でございます。これはやはり正をすべきだと考えます。そこで大阪府知事に対して、この点について私どもとしては通達を出しまして、十分この点に対応するようにという書簡を出しております。そこで、現在大阪府知事のもとに各関係市長が集まりまして、この処置について協議をいたしております。その最終的な報告はまだ受けておりませんが、私はこれは当然やらなくてはならぬ問題だろうと考えております。

○小川(省)委員 指導されるのは結構であります。が、介入になるような関与はぜひ避けていただきたい、このことを強く要請をいたしておきたいと思っております。

また、職員の給与は、議会に提出をされる給与費明細書で十分公開の趣旨は達しており、住民公開の必要性はないというふうに考えています。また、住民に公表するかどうかは各自治体の自由によって任ぜらるゝのではないかと思います。自治省は十月十三日に事務次官名で各都道府県知事と指定都市の市長あてに職員給与に関する公表の様式を示して通達を出しておりますが、この点について

私は不当なものだというふうに思っておるわけでありまうけれども、このような様式を議会の給与費明細書に付すれば公表の趣旨は十分に達せられるというふうに思ふわけでありまうけれども、これは住民公表にかえて、この十月十三日の通達については撤回をしてもいいと思ひますが、いかがでございますか。

○安孫子国務大臣 いま給与水準が非常に高いということは現実の事実でございます。これを是正する必要がある、これは法制上もそうだと思うのですが、しかしこれは議会の承認を得てやっておる問題でございます。要は住民がこの点について十分の関心を持つというところがきわめて重要な問題だ、こう考えておるので、そういう通達を出しました。これは是正の方法といたしまして非常に重要な問題だと私は考えております。したがって、これを撤回するというような考えはございません。

○小川(省)委員 撤回する意思はないということでありまうが、議員は地域の住民の信託を受けて議会に出ておるわけでありまうから、議会に提出をする給与費の明細書で十分ならば、これに示されたような様式を付して議会に提出をすれば十分だと思ひます。もしもこのような方法をとると、私は、自治体の中で反市長派の悪宣伝等の材料として利用されて、いたずらに地方自治体に混乱を招くものではないかというふうに考えるわけでありまう。そのようなことで、公表にかえて、議会の給与費明細書の中にこのような内容を加えて提出をして、この公表の問題についてはぜひ撤回をされるように求めるものであります。円滑な地方自治を進めるためにもその方がよろしいのではないかとこのように思ひます。自治大臣、重ねて御答弁を承りたいと思ひます。

○安孫子国務大臣 結局、地方自治体は住民の意思の反映によって運営される問題でございます。したがって、議会において議決をしておるから、それは形の上におきましてその住民の同意を得た

ものだというふうな理論はあるわけでございます。けれども、住民の立場から申しますと、地方団体の給与につきましても関心を持っておるわけでもございません。したがって、その内容について十分承知をさせて、そしてそれが議会にも反映し得るというような措置を講ずることは当面きわめて重要な問題だと考えておるわけでございます。さような点について私どもは今回の措置をとったわけでございます。

○小川(省)委員 また改めて地方行政委員会でありまうが、いま御答弁にありましたように、住民はそう大きな関心を持っておるわけではないわけでありまうから、議会に対して給与費明細書に付してこのような様式を示せば、それで事足りるというふうに思ふわけでありまうから、ぜひひとつ再考をして、このような十月十三日の通達については撤回をいただきたいということを重ねて申し入れるわけでございます。

さて、北炭夕張の事故については、全国民を衝撃に陥れております。私もテレビの報道を見ながら憂慮の念を禁じ得ないところでございまして、けれども、この問題に関連をして、同僚の五十嵐委員からの関連質問を許していただきたいと思ひます。

○金丸委員長 この際、関連質問の申し出がありますので、これを許します。五十嵐広三君。

○五十嵐委員 ちょっと早目に進んでいられるもので、すからまだ通産大臣が来ていないようでありまうが、しかしせつかくでありますから、通産大臣が来るまで、それでは行管庁長官にお伺いしたいと思ひます。

これは、私も実は新聞報道を見てびっくりしたものであります。つい三、四日前の報道でありました。臨調が政府・自民党のこの間からの行革特別委員会等に対する答弁なんか見て、臨調の首脳としては減税の志向を五十八年以降はしていくんだ、そのためにいろいろな工夫をしようじやないかというところでやっているんだが、しかし総理以下あるいは行管長官にしてみても、減税どころ

か、五十八年以降は相変わらず増税志向という答弁の傾向が強い、これについて大変に臨調首脳が不満を持っているというふうな報道が一部なされているわけでありまう。

しかも、その報道に関連して、臨調の首脳と大蔵省の首脳がいろいろ非公式に話合っているが、その話し合いの中で、大蔵省首脳が、われわれが聞きますと、きわめて不当に臨調の審議の方向に介入している。たとえばこういうようなことは答申してほしくない、軽々しく減税だとかということには言ってほしくない、これはたぶんでもない話じやないかと思ひます。もつと明快に、これはかねがね政府としても、臨調に、行革について本当に大胆に真剣に取り組んでほしい、しかもその意向を尊重して政府はやっていくべき、それこそ政治生命みなでかければこわくないと言われるぐらいに、各大臣はこれに政治生命をかけるというぐらゐの意気込みでやってきているわけであつて、こんな報道がもし事実であるとなれば、ぼくはとんでもない話だと思ひます。それでなくても、従前第一次臨調のときにも言われたが、この間の第二次臨調における第一次答申も非常に官僚主導だった。結局は去年の暮れのゼロシーリングだとか、あるいは大蔵省で出した「蔵出百科」だとか、あるいはそのほかのさまざまなもの、大蔵省等の出しているものをいっしょに集めたようなものではないか、これは官僚主導ではないかというふうなことが、いづいぶん聞かれています。しかし、当面、あの第一次答申というのはいったって財政再建の問題にしろ、臨調自身も答申に当たって、これは政府から、当面五十七年度予算に関連する問題を急いでやってくれ、こう言われているからこれを出さうだ、本格的な議論はその後だ、こう言っているわけだが、その本格的な議論がこれからなされるに当たって、そういう不当な介入が依然として行われるというふうな形跡があるとなれば非常に問題だとぼくは思ひます。長官、いかがですか。

○中曾根国務大臣 一部の新聞にどんな記事が出たか知りませんが、大蔵省が臨調に対して圧力を

かけたり、不当な要請をしたということは全くありません。そういうデマに迷われないようにお願いいたします。

○五十嵐委員 誤報というのとはときどきありますからそれはわかりませんが、しかしとにかく大変な報道がなされているわけで、政府としても、こんなことが報道されたということ自身、またもし事実であるとすれば、これは国民に非常に問題なイメージを流すことになるわけであって、恐らく実態を調査されたのではないかと、いろいろ思うのですが、われわれの聞くところによると、実際にかなりそういうことが行われているように感じも受けるのであります。長官、この際ですら、そんなことがないように明確に実態を調査して、そういうことがあるのならあるように、ないのならないように、大體行政改革を妨害するような官僚は処分するということとさへ総理も言っているし、長官も言っているのですから、事実こういうことがあるとしたら、この大蔵省と関係しているかもしれませんと言っているけれども、それはちゃんとごらんになってもらって、そういう事実があるかないか、あれば、これは調査の結果に基づいて厳重に処分するぐらいな気持ちでなくてはいいかぬと思ひます。もう一遍お答えをいただきたい。

○中曾根国務大臣 あの新聞記事が出ましたので、情勢を聞いてみましたら、あれは全くそういう事実はありません。

○五十嵐委員 いろいろな調査にこたえるということはいけけれども、不当に介入するようなことのないように、それでなくても世間では、どうも大蔵主導だということも言われている行革でありますから、ぜひお願いを申し上げておきたいというふうに思ひます。

それから、長官にさらに一つ伺いをしたいのであります。この間、業務審議会について厚生大臣は百人ほどの委員の入れかえを決めたようであり、その入れかえを決めたというの、あ

らはじめ決めた任期を大幅に超えて留任しているような人もいるから、そこでこの際入れかえようというところで、もちろんこれは、例の丸山ワクチンに関連してこの際大幅に審議会の委員を入れかえたということであらうと思うのであります。しかしこれは業務審議会に限ったことではないわけですね。政府関係の審議会というのは二百十一からあるわけでしょう。この二百十一の調査会、審議会等は、調べてみると、昭和四十年ですか、閣議では口頭了解でそれぞれ任期についての確認をしている。任期三年のものはこうしよう、任期五年のものはこうしよう、二年のものはこうしよう、そして余り長期にわたらぬようにしようではないか、あるいはそれぞれの審議会というものを兼任するようになつていこうにしようではないか、こういうようなことを申し合せている。そして四十年以降も何回かそういうことを徹底してやろうという確認もしている。それなのに業務審議会のような事実がある。しかも業務審議会に限らない、ほかの審議会でもそういうようなことがたくさんあるわけですね。この閣議の了解というものが各省で行われていないのではないかと。この機会に、業務審議会に限らず各審議会が、その政府の確認事項に基づいて、すっかり入れかえて新しい息吹を注ぎ込むことが必要ではないか、こういうふうに思うが、長官、いかがですか。

○中曾根国務大臣 長期的に滞留して停滯しているということは余り好ましくないと思ひます。各省庁においてそれぞれ審議会を持っておられると思ひますが、そういう精神に基づいて適切な処理をしてもらいたいと思ひます。

○五十嵐委員 やはり非常に大事なことでと思ひますから、ぜひお願いいたします。

それでは、通産大臣がお見えになったようであり、まずからお伺いしたいと思ひますが、一昨日北炭炭鉱について御意見をいただきました。一昨日北炭炭鉱について御意見をいただきました。その後、本当に夜も昼もなく大変に御苦勞をいただいたことについて敬意を表したいというふうに思う

次第であります。

お伺いすると、大臣も小学一年生のときに炭鉱災害を目の当たりにごらんになられて、同級生の人たちがなんかも実はたくさん親を亡くしたというその悲惨な体験があるようでありまして、このほか、今度の問題につきましても、ことに現地にいられて深刻なお受けとめをいただいて、最善の対策をとっていただいているというふうに思うわけでありまして。しかも事態は非常にむづかしい状況になつてきているようでありまして。報道等あるいは現地の話なんかによりますと、どうも部分注水の判断もやむを得ないかというようなことも言われているようでありまして、大変に重大かつ慎重な判断をしなければならぬ時期でないかと思ひます。これはもちろん人命を第一にしながら、また遺族のお気持ちも十分に御了察をいただいて、ぜひ適切な御判断をお願いしたいと思ひます。

この前申し上げましたが、また大臣も行かれて御承知のように、いま夕張は非常に悲しみに覆われている。しかもまだ四十九人の行方不明者がいるわけでありまして、非常に深い立ちのちのようなのがあるかと思うのであります。同時に、夕張を覆っているのは、そういう悲しみとともに、この山がつぶれるかもしれないこと、夕張は、炭鉱に関連した経済が町全体の約八割ぐらいでしょう。約半分ぐらいの住民といふものは、炭鉱に直接間接に深い関係を持って、そこに住んでいるわけでありまして。だから、夕張の山がつぶれるかどうかということはもう大変なことだ。そういうような夕張の住民の苦慮といふものを大臣はよく知っておられて、一昨日の御答弁では非常に理解あるお答えをいただいたとほくは思ひます。したがって、夕張の皆さんもその点につきましても率直に評価し、少しは明るさを感じたのではないかと思ひます。

ところが、夕べ並びにけさの各新聞等を見ると、私は目を疑つた。「北炭夕張、閉山も」、一体これは大臣、どうしたことが。調べてみると、きのう閣議があつて、閣議の終わった後、大臣は記

者会見をなされた。この記者会見で、記者の諸君の御質問に答えていろいろお話しになられたのが報道されているようでありまして。しかし恐らく、ぼくは好意的に考へて、いろいろな経過があつたことだから、そしていろいろな問題も含めてのことだから、大臣の気持ちも揺れるところがあるだろう、いろいろなこの問題を思へば思うほど、ぼくは発言にすかつたところでもない。あるいは発言の部分的な面をとらえられたきらいもあるのかなという感じもないわけではない。少なくとも、おとといのあの連合審査における大臣答弁というものは、昔の話じゃない、おとといの話だから、実は私は本当に一言一言よく覚えていて。だから、今度の記事なんか見ても、これは大臣の真意でない、何かどこかおかしいな、十分な発言ないし報道でないのではないかな、あるいは否足らずがあつたのではないかなという感じがしてならぬのであります。

どうかこの際、この北炭夕張の再建について、改めて大臣の御意見をいただきたい。山はつぶさないでほしい、何としても山はつぶしてほしくない、そのことを心から念願しながら、改めて御質問を申し上げたいと思ひます。

○田中(公)国務大臣 せんだつての御質問にお答えいたしましたように、現在、私は、まず遺家族並びに罹災者の救済に万全を期すること。それから、その当時、いまもそうでございましてけれども、まだ行方不明者といふものが四十九名います。したがって、これらの人々の人命尊重、人命第一といふことで対処してほしいということ。それから、すでに死亡を確認しております、そういう人たちの家族並びに遺族対策については万道漏なきようにいふことを指示しております。

現在のところ、まず原因究明が第一だ、そういうふうにおつておつて、それにつながるものは、やはりいかにこの炭鉱をうまく再開できるかといふことでございまして、原因究明それから債権者の問題、国のエネルギー政策、そういうもの

を全部含め、それからまた、この炭鉱の持つ保安というふうなことを総合的に考えながら、いかにしたら再開できるか、個々の住民の熱望もございすし、そういうことがまず第一で、それにはどういう方策をとったらいかがいということを考えつつあるのが現状でございます。

○五十嵐委員　まず、いろいろなこともあるが、再開ということ、再開を目標として、いろいろその障害について一つ一つ対処しながら、北炭夕張炭鉱の閉山のないように、再建を目指してやるつもりだ、こういうことですね。

○田中(六)国務大臣　まさしくそのとおりでございますが、ただ、保安対策はどうだ、それから、率直なことを申しますと、地下三千メートルのところ、ガス突出とかガス爆発とかあるいは出火とかいうような非常に不安定な場所、二十世紀の後半においていろいろな仕事がたくさんあるのに、なぜ働かなければいかぬのかなという一つの考えがどうしてもわくわけでございます。

それから、私が小学校一年生のときに明治炭業所の爆発事故を目の当たりに見まして、私の同級生の幼い子たちが泣きわめき、家族たちがいろいろおって、百人前後の人が死んで、ガスを吸って人体が三倍ぐらいにふくれ上がったおる、それを見てきたこともありまして、なぜという疑問がどうしても小さいときからあるわけですね。なぜこういう底もので働かなければいかぬのかなという、それがどうしてもよみがえってきますと、保安対策というふうなことでいろいろ問題があるもの、です。ついで、質問を受けまして、保安を中心としたそういうことについての答えが部分部分に取り上げられて、そういうふうな閉山というふうな短絡させられるところがございますけれども、冒頭に申し上げましたように、まず、再開するにどうしたらいいのかというのを一つ一つ丁寧にチェックして、できるならば万全の措置を講じてこの炭鉱がうまくいくことを願っております。

○五十嵐委員　大体わかりました。しかし、前段でちょっとお触れになりました、なぜ三千メートルの下で、しかもこのガス山で働かなければいかぬのかな、もったいない働き口があればなというお気持ち、ありがたいことはありがたいのでありますが、しかしそんな厳しいひびき目に遭いながらも、大臣、やはりそこがござって、そこで働いていかなければならぬ人たちが何千人も現実にはおるわけですね。それを包みながら夕張という町があれで営みをしていくわけであって、もちろんこの際、保安について、夕張もそうだし、全国的にもぜひひとつ見直していただいて、その対策をしっかりと確立するのは当然のことでありまして、何と申したって保安を第一に経営を進めていかなければならぬのは言うまでもないのであります。が、しかしそうしながらも、ぜひひとつ、お言葉のようにまず再建というのを目標として、いろいろな御苦労はあると思いますが、御尽力をいただきたい、こういううまいに思う次第であります。以上、きのうの報道で大分不安がありました。の、かなり晴れたような気がいたしますので、今後とも御尽力をお願い申し上げます。質問を終わりたいと思ひます。ありがとうございます。

○金丸委員長　これにて小川君の質疑は終了いたしました。午後一時より再開することとし、休憩いたします。午後十一時五十九分休憩

午前十一時五十九分休憩

午後一時一分開議
○金丸委員長　休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑を続行いたします。小川国彦君。

○小川(国)委員　私は、最初に、中曽根行政管理局長官に役人の海外出張の問題についてお尋ねをしたいと思います。目的、地外に行つて遊んで参りました場合に、どういふような措置がとられますか、その点をちょっと長官にお伺いしたい。

○中曽根国務大臣　出張の目的と違うことをやつた場合には、当然上司が監督すべきでありまして、それぞれ各省の内規に従つて処置すべきであると思ひます。

○小川(国)委員　実は私は、百を超える特殊法人、この経営のあり方についていろいろな角度から検討してまいっているわけでありまして、その中で、特に農林省所管の中央競馬会の海外出張の実態というものは非常に目に余る状態が、あります。これをひとつ長官にも申し上げて、これは行政管理局の立場からも御検討を、特に行政改革という立場から検討いただきたいと思ひます。

実は、この中央競馬会は、年間約五千万円くらい予算をもつて海外出張をやつておるわけでありまして、昭和五十五年アジア競馬会議というものが開催地韓国で九月十一日から九月十七日の間行われたわけでありまして、これに九名が参加しまして、二名は九月十七日に会議が終了すると直ちに帰国をしたわけでありまして、残る七名は、その会議が終わった日から今度はソウルからマニラに飛びましてサンタナ競馬場に参りました。またマニラ・ジョッキークラブなどへ参つて、さらに二十一日にはマニラからシドニーに飛びまして競馬場訪問をする、それから今度は、二十五日にはシドニーからシンガポールへ飛びましてシンガポールの競馬場を訪問する、それから二十七日には、今度シンガポールから香港へ飛びまして、ここでもまた香港の競馬場を訪問するわけですが、これも一日ではなくて三日間滞在して三十日に帰国する、こういうような状況であります。

て、会議は一週間、ところが、現実には大変な長期間、ソウルから日本を飛び越えてマニラからシドニー、シンガポール、香港、いわば観光旅行的なことをやつてきているわけでありまして、それから、もつとはなほだしい例は、昭和五十五年、ニューヨークのジョッキークラブの研修というのがございまして、これは日本人向けのだけの競馬会のための研修をアメリカがやつていられるわけでありまして、これが五月十一日から五月二十九

日まで十九日間会議があつたわけでありまして。それが終わった後、今度はアフターサービス旅行でございまして、ロンドンのイギリス・ダービーを見て、パリへ飛んでフランス・ダービーを見て、それからケルンからマドリッド、ローマ。結局二十一日間競馬めぐりの旅行をやつて、四十日間海外旅行をやつてきているわけでありまして。

これが五十四年の場合にはもつとはなほだしいわけでありまして。実は、これは会議が十九日間あるわけでありまして、その会議が開催される十四日前に日本を出発いたしまして、そして十四日間アメリカの各地の競馬場を見て歩いて、それからこの北米州の会議に十九日間出席した。それが終わりますと、今度はロンドンへ行きましてイギリスのダービーを見まして、パリへ行ってフランスのダービーを見まして、ケルンからマドリッドへ行つて競馬場を見まして、ローマへ行ってまた競馬場を見まして、これももつとはなほだしい六十日間の長期の海外旅行でした。

会議の前後に一月に上るという、調査旅行とはいへないが、いま国会でも財政緊縮の折で、国会議員でも海外出張は三週間以内、しかも経費も百四十万円以内ということをやつておりますのに、こういうことで過去六年間に百十九回、二億五千万円に達する海外旅行費を使つて、しかもいま申し上げたような、韓国の会議にしましてもあるいは北米州における会議にしましても、ニューヨークの会議にしましても、会議以外のところ、視察と称して目的の地以外で遊んできている。こういう実態というものは行政改革の本旨から見てもいかぬものか。これは長官からひとつ厳正な立場に立つた御答弁を願ひたいと思ひます。

○中曽根国務大臣　どういふふうな事情でそういうことになったか、それは出張の稟議書あるいは経費、そういうものを見てみないといふところ、即断できませんので、農林省に調べさせてみたいと思ひますが、どうぞ農林大臣の方へ御質問をお願いいたします。

○小川(国)委員 それでは、農林大臣はこの点いかがお考えになりますか。

○農岡國務大臣 御承知のように、中央競馬会は昭和五十六年に約二億ほどの国庫納付金をするわけでございます。そのためには競馬を円滑に、しかも競馬を楽しむ大衆の皆さんの納得のいく線で競馬を開催していかなければならない。いろいろレースを愉快におもしろくということをやっていくことが、やはり競馬の責任者として指導しなければならぬ方向であらうと思ひます。

したがって、常に、世界における競馬の実施の状況でありますとか、あるいは事故防止のための競馬場の施設のあり方でありまるとか、あるいは馬主と調教師それから騎手とか、あるいは馬のお世話をする方々とか、そういう方々の一致団結した体制ができておりませんと円滑な競馬ができまじいので、その辺の運営の状況でありますとか、競馬を実施してまいりますために必要なあらゆる知識、技術、さらに運営の要領等々を調査研究するために調査に出向くということは適切である、私はこう考えております。日本中央競馬会は競馬法に基づいてその任務を果たすために最小限の出張であらう、私としてはこういうふうな判断をいたしておるわけであります。

○小川(国)委員 農林大臣、参考のために、行政管理局長官はこれは当然これから行革の中で検討するわけですが、最近五年間行われたこういう海外出張の稟議書なり復命書なり報告書なり、そういうものをごらんになりましたか。

○農岡國務大臣 とにかく八万三千数百人の国家公務員が農林水産省関係の職員であり、また各種公団、特殊法人等も勤務者がたくさんおるわけでございます。私は一々その稟議書とかそういうものは見たことはございせん。これはもう競馬担当公務員に競馬会の指導を任せておるわけでありまじい。中央競馬会は、理事長の統率のもと一糸乱れずその任務を果たしているものと私は思ひます。やはり部下を信用しなければ、一々下から上がつてくるものを全部目を通しておたら農林

水産大臣は何人もあつても足りない、こういうことになりまじいので、私は、申しわけないですけれども見たことはございせん。

○小川(国)委員 稟議書も報告書も見てなくて、そういうことを一遍も考慮を払ったことがなく、八万何千人職員がいるから一々目を通せない、そういう答弁で、私が申し上げた事実を真剣に考える気持ちがない。そういうところをこれから私が申し上げようという綱紀弛緩の問題が起こつてくる。これは順次質問の中でいづれ農林大臣の責任を明らかにしていきたいと思ひます。

その次に、中央競馬会の理事長にお伺ひいたしますが、ハイヤー、タクシードが五十三年に三億八千万円、それから五十五年は幾らハイヤー、タクシードをお使いになつていらつしやいますか。

○内村参考人 三億一千万円でございます。

○小川(国)委員 このハイヤーの使用実態については隠しておつたわけでありまじい、最近明らかになつた資料の中で、役員しか使わないの本部役員のみで四千八百十六万円、それから一人当たりすると役員が大体年間五百万使つておるわけですね。役員は十二人しかいないわけでありまじい、そのうち二人は専従の車を持つておるわけでありまじい、あとは臨時が二人ですか、そうすると八名の役員で年間四千八百十六万円というのは、五百万を超えるハイヤー使用料なんです、一体これはだれがお使いになつていらつしやるのですか。

○内村参考人 ハイヤーの使用はすべて総務部で管轄しておるわけでございます。総務部の使用額がそこ上つておるわけでございます。したがって、お客さんが見えたとおき帰しするとか、その他のものも入つておるわけで、全部役員が使つておるわけではございせん。

○小川(国)委員 あなた方はすぐお客さんとか公団とか言つて逃げるわけでありまじい、それは、私どもが一体だれが三億に上る膨大なハイヤー、タクシードを使つておるのかということ

皆さんの方にたゞしても、何の部が幾ら使つた、だれが幾ら使つた——いま民間企業ではすべてコンピュータ処理で、どういふ部がハイヤー、タクシードを使い過ぎる、こういうことはおのずからコンピュータで明らかになつて是正措置がとられておる。ところが皆さんの方は、コンピュータは大変りつぱなものを入れておるのに、なぜこういうコンピュータ処理をして一人一人の使用料あるいは各部ごとの使用料、そういう中で三億を超える膨大なハイヤー、タクシードを削減するということはお考えにならないのですか。各部、各人別の内容をコンピュータ処理になぜなさらないのですか。

○内村参考人 競馬会といたしましては、コンピュータ時代に入りまして最初にやりましたことは……(小川(国)委員)いや、それをなぜやらないかということだけで……(と呼ぶ)ですから、経緯をお話しいたします。

まず、勝馬投票券の払い戻しその他のコンピュータ化を進めたわけでございまして、それが大体六十年までは完成するわけでございまして。現在各競馬場におきましてコンピュータを使用し、かなりそうしたことを行つておるわけでありまじい、六十年までは全部完成する。それから、人事管理の問題等につきまして五十五年までに調査をいたしまして、給料の支払いとかそういうことにつきましてはコンピュータ化が行われておりますけれども、そういう業務のそこまではまだコンピュータ化ができておりません。したがって、コンピュータ化ができておるという個人の個人別の集計等はまだできない段階でございますが、逐次そういう面につきましてもコンピュータ化を進めまして事務の合理化に努めなければならぬものと思つております。

○小川(国)委員 各部、各課別はいかがでございますか。

○内村参考人 部別とそれから競馬場別の資料はお出ししてあると思ひます。

○小川(国)委員 時間がございせんからあれで

すが、皆さんの方は三年間かけて、約一億五千万から二億近い大変な予算をかけて人事管理のコンピュータシステムをやつておるわけなんです。そういうことをやつておるながら、こういう個人別の処理、部、課別の処理——課別の処理は出ていませんですよ。課別の処理はできてないです。できておるのですか。コンピュータ処理ができておるかどうか。

○内村参考人 ただいま申し上げましたとおり、ハイヤー代等につきましては部別の処理はできております。しかし課別まではまだ行つておりませんですよ、コンピュータ化を逐次進めましてそういうこともやらなければならぬと思つておりますけれども、現在まだコンピュータ化されておるまい。

○小川(国)委員 常識的に考えて、三億を超えるハイヤー、タクシードがあるのに、個人別の処理も課別の処理もやつてない役所というのはないし、民間でもそういうところはないと思ひます。この点は今後の是正を指摘しておきたいと思ひます。

それから食糧費は五十五年に幾らお使ひになつていらつしやいますか。

○内村参考人 五十五年の食糧費は九千百万円でございます。

○小川(国)委員 その数字は違ひますね。競馬会が全体で一年間お使ひになつた食糧費はお幾らですか。

○内村参考人 ただいまのは本部の数字でございます。場、所を入れますと二億四千万円でございます。

○小川(国)委員 皆さんが競馬会の決算書というのを出してありますが、この決算書で見ると毎年交際費は七百万しか出ていないのです。大変つましやかに特殊法人の報告では出ておるのです。内部を全部洗つてまいりますと、いま言われた二億四千万円になるわけですから、千八百人の職員で割りますと一人当たり年間十三万円の飲み食いをしておるということになるのですが、こんなに

多額の食糧費を使う企業というのは日本にはないんじゃないかと思うのですが、使い過ぎるというふうにお考えになりませんか。

○内村参事人 ただいま申し上げた額は別に内部の職員だけで使っておるわけじゃございません。中央競馬会としていろいろ必要な経費として開催のときに使っておるものが多いわけでございます。

○小川(国)委員 ですから、皆さんはこれを交際費に出さずに開催費の中に隠しておたわけでありまして、競馬会は一社の商社や企業と違って、販売経費とか営業経費とか、そういう面の努力をするための経費というのとはかたがたないはずなんです。これは恐らく農林省なり各省庁の交際費なり食糧費と比較になったら、官庁としてあるまじき大変な高額になる。一人当たり十三万円にも上る食糧費を使っておる。たとえお客さんの接待であつても、この二億四千万というのは競馬界の常識を超えた食糧費だというふうに私は考える。これはまた今後皆さんの方でもどういふふうな目的で使っておるかを明らかにしたいと思ひます。こういうふうな思ひます。

次に、競馬会は年間収入一兆三千六百三十億の売り上げがあつて、払い戻しに一兆百十二億、国庫に千三百六十億、業務勘定に二千五百七十七億、これにその他収入をプラスすると二千三百十四億円を使えるわけでありまして、これが千八百人の職員で二千三百十四億円という大変な業務勘定を使っておる。ここにむだ遣いが始まつておると思ひます。

私は、中央競馬会の内情をつぶさに見てまいりました。これは犯罪が起きたKDDの直前の状況である。皆さん金があつて、三億を超えるハイヤー、タクシー代、それから二億四千万を超える飲み食い費、それから五千万を超える大変なむだな海外旅行、こういう形で大変な内部のむだ遣いが行われておると思ひます。そういうことで内部で皆さんは使つてきたけれども、使い切れなくなつた。そこで今度は競馬場周辺のいろいろな団体

に金をばらまき始めてきておる。

そこで、ちよつと伺ひますけれども、競馬場周辺の自治体へ五十五年幾らのお金を配分しておられますか。

○内村参事人 五十三億円でございまして。

○小川(国)委員 次に、競馬場周辺の町内会、学校、警察、消防関係、ここへもこのお金を配分しておられますが、これはお幾らになりますか。

○内村参事人 五億八千万円でございまして。

○小川(国)委員 次に、競馬会から福祉施設へやつておるお金がございまして、これは総額お幾らになっておられますか。

○内村参事人 競馬会から直接ではございせんけれども、福祉財団を通じて二十億出しておられます。

○小川(国)委員 実にこれで八十億になるわけでありまして。大変な金を競馬会が周辺の自治体から町内会から学校、警察、消防、福祉施設とばらまいておるわけなんです。このばらまき方が私は非常にまた問題があるというふうに思ひます。競馬場周辺の自治体に、ここ十年来、最近においても、五十三年に五十三億、五十四年に五十一億、五十五年に五十三億、これは自治省並みに自治大臣おられますね。こうした毎年五十億を超える金を下排水道、社会福祉施設、教育文化施設、公園緑化、消防施設、交通安全施設、スポーツ、レクリエーション施設ということで配分しておるわけですが、こうした自治省並みの予算配分について自治省は相談にあつておるのかどうか。

○安孫子国務大臣 自治省自体としては相談にあつておるわけですが、各地方団体におきまして十分規則を定め、経理をきちんといたしまして処理をいたしておる金でございまして。

○小川(国)委員 各自治体できちんと経理をして処理をされている、こういうことでございまして、この予算が配分されておられますのは三十足らずの自治体であります。

(委員長退席、三塚委員長代理着席)

これは競馬場があると駐車場があるとかいふところの自治体に配分してありますが、この五十億円の予算はその三十足らずの自治体の中の、しかも競馬場の周り二キロ以内の下水道とか学校とか社会施設とか、そういうところに限られておりまして、毎年三億から五億ぐらいの金をもらつて町村が競馬場の周りの二キロ以内だけにこの予算を投入しているの、もう使いようがないという状況になっておるわけですね。それで今度陳情してまた三キロに広げましたけれども、それでももう使いようがない。そういうところへまた毎年毎年予算をつけて配分しているのですね。この点、地方行政を公平均てんならしめるということを考える自治大臣として、こういうあり方がいかにどうか。

○安孫子国務大臣 競馬場の開設によりまして、やはり交通の安全とか、あるいはその地域におけるところの住民の生活の安全確保という点についていろいろ支出があるわけでございます。また環境整備の問題もございまして。したがって、そういうものに充たされるような金でございまして、これはそれで問題はないだらうと思ひます。

また、お話を一点は、それは全体の公平性からいってどうだらうかというお尋ねの趣旨もあつたように思ひますけれども、一般公共事業等につきましては、そうした観点から各省におきまして全国的に見て公平な配分をしておるわけでございます。そのほか競馬場があるというところによりまして、そうした需要があるわけでございますから、これに対応するものを経理をきちんとしてやつておる以上、問題はないと思ひます。

○小川(国)委員 自治大臣は実態をごらんにならないうで、ごく一般的な競輪、オート、競馬、こういう開催地の自治体という考え方でございまして、競馬公害という言葉を適切かどうかはわかりませんが、そういうことのために、特定の町内です。市町村じゃないです。特定の地域だけに毎年

三億、五億の金をこれからもつぎ込んでいつたら一体どうなるのか。これは自治大臣、もう一度反省して考えていただきたいと思ひます。

次に、厚生大臣、競馬会が急速に剰余金が増え始めた昭和四十四年から中央競馬社会福祉財団というものをつくりまして、先ほど理事長の答弁にあつたように毎年二十億を超す補助金をばらまいておるわけですね。五十六年も五百五十件、二十二億五千五百万でありますけれども、この予算の配分について厚生省との協議はなされておられますか。

○金田政府委員 ただいまの中央競馬財団の社会福祉に対する配分につきましては、厚生省と協議をいたしておられます。

○小川(国)委員 協議はいつ、どういう形でやつておられますか。

○金田政府委員 協議は毎年一回、時期は私ちょっと正確には覚えておりませんが、福祉財団と協議をいたしておられます。なお、申請いたします場合には、申請者はその県の共同募金会に申請書を提出いたします。この申請書にはその都道府県知事の意見書を添付して進達することになっておられます。

○小川(国)委員 厚生省は、そういう中で五十五年には辞退返納金が千三百万出て、さらに繰越金が九千五百五十万、毎年一億近い金を繰り越している。福祉事業のいろいろな施設の建設に予算がない、予算を欲しい、こういう痛切な状況、要望がある中で、こういう金を返上したり使い残したり繰り越したり、そういうことの御協議をやはりなすつておるわけですか。

○金田政府委員 ただいま言われました繰り越しの実態は私個人には存じませんが、これは先生御承知のように、その他の団体等からの寄付その他におきましても、災害その他でおくるといふようなことがございまして、御承知のとおり国庫補助につきましても繰り越し等もあるわけでございますので、この場合だけではないというように承知いたしておられます。

○内村参考人　ただいま資料をチェックいたしました。

して、お出ししますけれども、消防隊の制服
たしか警察と書いたのは消防署に贈った間違
いだったということ、その点は訂正させていた
だきたいと思ひます。なお、いま資料をチェッ
クしておりますが、その点は間違いでございま
す。しかし、制服はちゃんと出ております。

○小川(国)委員 明確にしておきたいのですが、
あなたの方は、市川の交通安全協会に交通指揮車
と音楽隊制服。では消防署は、どこの消防署に贈
ったんですか。

○内村参考人 船橋の消防局でございます。

○小川(国)委員 では、国会に出された文書と違
うじゃないですか。

それから会計検査院に伺いますが、府中警察署
の車庫の修理ですね。百万近くかけてやっていると
ますが、こういうふうには官公庁の施設をこうし
た民間団体が直すということはいかがなんでしょう
まい。

○丹下会計検査院説明員 お答え申し上げます。

官公庁に対する寄付金につきましては、昭和二
十三年、昭和三十一年、昭和三十三年の場合には
「官公庁に対する寄附金等の抑制について」それ
から三十年に「官庁に対する寄附金等の抑制につ
いて」という、それぞれ閣議決定があり、かつ次
官通達がありまして、こういうふうな寄付という
のはとかく強制的になる、あるいはこれによって行
政の措置の公正に疑問を持たれるようなことでは
困るというふうなことで抑制する方針が出されて
おります。昭和三十三年の場合には「地方公共団
体に対しても前各項に準ずるようその自衛を求め
ること」というふうなことがございまして、この
方針にこれまで官公庁は従っているというふう
に考えております。

○小川(国)委員 農林大臣、あなたはもうすでに
農林大臣になって一年有余で、しかもあなたが決
裁した中央競馬会の決算書で執行された五十五年
の執行の中で、いま会計検査院が指摘するよう
に、閣議決定、次官通達でそういう公共の施設が寄
付を受けてはならないと厳命を下しているのに、

そういうところに寄付をしなければならぬ、そう
いうきわめて次官通達、閣議決定に違反するよう
なことが行われているのです。ですから、あな
たとしても、たくさんあることだからわからぬこ
とといったら、これはもう大臣は動まらないと思
うのです。やはりこういう中央競馬会、非常
にKDDと似た問題点の多いところに対しては、
あなたの責任で、こういうことをきっちり掌握さ
れるべきだと思います。

これは私は一点を指摘しましたけれども、しか
し自治体の全国の競馬場所在のところにまかれて
いる、これは大変な問題ですよ。しかも、これは
皆さんは迷惑料だ、あるいは競馬公害だとおし
やるかもしれないけれども、私が調べていった中
では、たとえば競馬の総合研究所、都内の世田谷
にある競馬の総合研究所から馬事公苑、こういう
ところは別に人が来るわけではないし、迷惑も何
もないですよ。この町内まで配っているんです
よ。それから日高の牧場のあるところまで配って
いるんですよ。いかに競馬会が金に余ってしまっ
て、もう自分のところで使い切れなくなったから
何でもばらまけ、こういう形が私はここにあらわ
れていると思うのです。

行管長官、いかがですか。こういう自治体に対
する問題、あるいは福祉のばらまき、それからこ
ういう町内へのばらまき、これだけでも実に八十
億になるわけです。せっかく行管長官が一生懸命
おやりになって、今度の行管法案で削減は百二十
二億なんです。これは行管長官、大変御苦労な
すったと思うのです。この百二十二億を出すのに
政府が大変な苦しみをしているのに、こういうた
競馬会の補助金のばらまきだけで三十八億
円。末端へ行けば一つ一つ問題を含んでいるの
ですね。そういうことをお考えになったら、こうい
った特殊法人のあり方というものは、これは厳密に
こういうものの内部検討を行革の中でもなさるべ
きじゃないかと思ひますが、いかがでございま
すか。

○中曾根国務大臣 競馬会につきましては、特に

五百億円納付金を増額していただいております
が、もし余っているようでしたらもったいなき
たいと思ひます。

○小川(国)委員 余っているようでしたらという
ことではなくて、これは大蔵大臣にも伺いますけ
れども、大蔵省は金がないで困っていると思ひ
ますが、こういうところを削減して、これを
モデルにして、やはりこういう特殊法人の中か
ら、ゼロシーリングを各省庁にやったら、削
るところは削ったように、これは大蔵大臣も大変
な苦勞をして削ったと思うのですが、この八十億
もばらまかれては補助金の実態などを検討して
いったら、特殊法人の全体の運営の問題をもつ
と検討して財源を求めなければならぬという
立場があると思ひますが、こういった特殊法人に
ついて、このゼロシーリングのお考えがありま
すか。

○渡辺国務大臣 ゼロシーリングは考えておりま
せんが、ただいまいろいろ貴重な御意見を伺っ
たので、事実上照らして十分調査の上、適切な処
理をやりたいと思ひます。

○小川(国)委員 行管長官もこの削減の中で金が
できればと、大蔵省も事実上照らしてということ
で、われわれも国会の中で一緒に取り組んでい
きたいというふうに考えるわけでありまして、
そこで行管長官、きょうは日本シリーズの第四
戦をやっているわけなんでありまして、ちょっと
出席者が少ないのはそちらに行っている方もあ
るのではないかと、こんなふうに思ひますが、野
球の中継放送が行われているわけでありまして、
この野球の中継放送料は、きょうはジャイアン
ツと日本ハムがやっているのですが、その球団
が払っているのか、放送しているテレビ会社が払
っているのか。この中継放送料というものはど
ちが払って、どちが受け取っているというふう
に大臣、お考えになりますか。

○中曾根国務大臣 これは郵政省の担当でござい
ますので、郵政省にお聞き願ひしたいと思います。

○小川(国)委員 せっかく大蔵大臣から農林大
臣、厚生大臣、自治大臣とおいでいただいている
のですが、博識な大臣が多いと思うのですが、こ
の野球の中継放送、たとえばジャイアンツが出て
やっておる、日本ハムが出ている、こういう場
合にテレビでやっているが、そのテレビ会社の
放映料というのは、たとえばテレビ会社が球団に
払っているのか、球団がテレビ会社に払っている
のか、その辺、御存じの大臣おられますか。

○石川(弘)政府委員 競馬の中継に關しての御質
問でございまして、私からちょっとお答えさせ
ていただきます。

野球とかあるいは大相撲のように大変スポンサ
ーが付きやすくて、そういうスポンサーの料金で
放送できるものもあることは事実でございませ
う。それから競馬の中継にいたしまして、最初のう
ち非常にスポンサーが付きにくくございまして、
かなり高い金額の放送料金を払ってでも、と言
いますのは、全国にこういう競馬の実況を放送し
ておりますので、そういうものを四十年の初め
ごろまでは、かなり高額の料金をこちらが払って
でも放送するというところをお願いしたわけござ
います。その後四十年代の後半から、そういう
スポンサーも若干つきまして、一部はスポンサー
に持っていたら、一部は競馬会が持つという
姿で現在放送が行われています。この種のもの
の要するに地方競馬とかあるいは競輪とか、そう
いう若干ジャンルにかかわりますようなものにつ
きましては、なかなかスポンサーが付きにくい
というふうな事情があるようございまして。

○小川(国)委員 畜産局長は非常に気を回しまし
て、私が質問することに先答えをしたようであり
ますけれども、中曾根大臣もお忙しくて野球も見
る間がなくお気の毒で、参考に申し上げておき
たいと思ひますが、野球の場合は、私、後樂園
の関係者に伺ったら、大体一試合平均二千万円ぐ
らいテレビ会社が球団にお金を払って試合を放映
させてもらっているのだそうです。もちろんテレ
ビ会社はスポンサーを求めまして、野球の合間、

合間に広告を入れて、それで放映をする、こういうふうな野球はなっている。

ところが、畜産局長いまだ答弁に出てきませんが、競馬中継は無料になっているわけですね。無料どころか、競馬会は逆にスポンサーになってテレビ会社にお金を払っているのです。競馬の主権者がテレビ会社にお金を払っている。逆なんですね。これも私はお金が余り過ぎておる結果ではないかというふうに思うのですが、競馬のテレビ実況中継のためにテレビ会社二社に三千八百万円、それからラジオ会社四社に一億一千三百万、合計で一億五千万もお金を払って放映してもらっているのです。全然野球と逆なんですね。これがスポンサーをつけてなければ、私はいいと思うのですよ。ところが、競馬の実況中継をやっているテレビを見てみると、次々とたくさんのお金が出てくるのです。競馬の競走はいいわけですが、そういう意味でなかなか番組制作がむずかしくて、やはり似通った競輪とかそういうものの中継も、いずれもスポンサーと主催者が共催してやらざるを得ないというのが現在の放送会社の言っております理由でございます。先ほど申しましたように、かつてはテレビ中継等につきましても若干料金が高かった時代があるのですが、それをむしろ競馬会への負担を下げるというようにやりながら現在に至っている実情でございます。

○小川(国)委員 いまの答弁は納得できません。わが党の山口鶴男議員もこうしたギャンブル問題についての権威であります。――ギャンブル

といつても、やる方ではなくて、これを適正な研究をする方の専門家なのでありますけれども、その先達の言をかりますと、いま競馬の実況は、大手のテレビ会社は一社に限られているわけですね。これを、そうではなくて数社の競争の中でやらせるとか、公開の中でやらせる、こういうことになれば、のみ行為も減って中央競馬会の売り上げもふえる、これが山口委員の見解なのです。これは私の主張がやはり競馬会の繁栄のためにもなるし、のみ行為や不正行為をなくすことにもなる。

いずれにしても、そういう見地から考えて、しかも行政改革で、行管長官も大蔵大臣も、いろいろなところからの財源探しに必死になっておられるわけでございますから、競馬会がこれに一億五千万も払っているならそれはやめて、一体、競馬の中継放送をどうやらしたいのか。各社の公開入札でやれば、いやおれのところはこれだけ払ってもやるよ、こういうところが出てくるはずであります。そうすれば、ここで一億五千万どころか、農林大臣の言い方で言えば、いわゆる興行なのですからね。野球の球団のように、逆にテレビの放映会社から競馬会にお金が入ってくるわけ、また国庫納付金もふえよう、こういうふうになるわけ、行管長官、こういう点いかがでございますか。

○中曾根国務大臣 私らの常識から見ると、日本ダービーとか菊花賞とか、相当国民を沸かしている場面もある。これはスポンサーがつくだろう、金を出すまでもなくスポンサーがつくのじゃないか、そういう経営努力が足らぬのじゃないかという感じがいたします。

○小川(国)委員 いま長官おっしゃられたように、こういった問題は経営努力をされれば中央競馬会も収入がふえる。収入がふえることは悪いことじゃないので、それが国庫納付金の増額となつて、そしてその中から、また国民の税金を少しでも引き下げていく、こういうことになっていけばいいわけでありまして、私どもはそういう面での改革を期待しているわけでありまして。

それで実は、私は中央競馬会の全体の予算を分析してみました。そうしてみますと、この中央競馬会という特殊法人を分析していく中で、現在、剰余金合計額は三千九百九十億円に上っているわけですね。これに資本と資本剰余金百十億円を加えますと、三千三百億が剰余金の総体になってまいります。この中で競馬会が固定資産化しているものが約二千億。したがって、三千三百億の中から固定資産――土地、建物になったものは差し引いても一千三百億の流動資産が残るわけでありまして、もちろん競馬会が当座必要とする支払いについては二百億ないし三百億の流動資産をまた充てておくことができるわけでありまして、現金、預金それから債券、こういった流動資産の中で約千三百億は自由に使える金がある、こういうように私ども判断をしているわけでありまして。

それからさらに、先ほど申し上げましたような八十億に上る補助金のばらまき、これを全廃すればそこで百億、それから競馬会は毎年六百億か七百億の利益を上げて、特別積立金が三百五十億、剰余金が三百五十億ぐらい出ておりますが、その中からまた百億ぐらいの節約をすれば、合計で千五百億ぐらいの国庫納付金を出せる。(船舶振興会から取れ)と呼ぶ者あり。先ほど行管長官の言われたように、この春の国会において五百億、中央競馬会が電電公社と一緒に国庫納付をしてください。しかし、その五百億の中身も、たどってまいりますと、実質的には第二次国庫納付金が三百億近くございました。これは、競馬会が本来の会計から出したのは二百億で済んでしまっているわけなんです。けがは少なかつたというのが春の国庫納付金の実態であります。ですから、私はきょう中央競馬会について申し上げましたが、いま御指摘があったように船舶振興会についても、あるいは自動車振興会についても、あるいは百を超える特殊法人の経営実態についても、これを徹底的に洗い直すならば、競馬会のようにこうした国庫納付金を十分見出す余地がある、こういうふうに見えるわけでありまして。

この点について私は、もちろん中曾根長官の陣頭指揮のもとに、臨調の中で検討を加えてもらうことも当然でありますけれども、国会の中で、この百を超える特殊法人の経営改革に取り組んでいくならば、この中から相当な財源を生み出すことができる、財政再建の道が開ける、こういうふうに見えるわけでありまして、行管長官、この点に対する積極的な御見解をひとつ承りたいと思っております。

○中曾根国務大臣 小川さんの毎回のわたる精細なる御調査と御見識にはいつも敬意を表しております。いまもいろいろ拝聴いたしました。が、われわれの勉強の足りないところもあるのではないかと感じました。帰ってよく研究したいと思っております。

○小川(国)委員 私は長官を喜ばすわけではないので、もちろん長官にもこれを勉強をしていただくべきやらないし、各大臣にも、こういう特殊法人は各省庁にわたるわけでありまして、きょうはお見えになっておりませんけれども、通産省の中にも、自動車振興会とか、やはり毎年数百億のいろいろな福祉とか教育とかいう名目の補助金が出まされて、将棋大会にまでその金が出まされて、あるいは船舶振興会からも毎年数百億の福祉とか何かそういう名目の補助金が出まされて、歌ったり踊ったり詩吟剣舞大会にも出まされて、そういうのはやはり財政再建を言うならば、国の予算でそこまで出しているという実態は洗い直さなきゃいけないのじゃないか。

これは私は、そういう意味では、特殊法人の予算書を各委員会に提出をされて、そういう中で特殊法人の洗い直しというものを政府と国会が一体になってやる、こういう考え方が必要じゃないかというふうに思いますが、この点はいかがでございますか。

○中曾根国務大臣 特殊法人につきましては、先般の法律の改正で行管が監察することができるようになりました。まだ日も浅いことではございますが、いろいろな貴重な御意見を拝聴いたしました。

で、行管当局として、まずいろいろ検討さしていただきたいと思います。

○小川(国)委員 もう一つ進んで、こういった特殊法人の問題について、これは当委員会でももちろん検討をいただきたいと思いますが、いずれにしても、これからの臨調の中では本格的な行政改革に進むわけでありまして、当然特殊法人の部門にも及ぶと思うのです。現在百を超えるこの特殊法人というのは、いずれも各省庁に属しているわけでありまして、それは当然要求があれば各省庁からももちろんこの委員会には任意的には提出されているものであります。しかし、そうではなくて、政府みずからがこの特殊法人の予算書を国会に提出して、各委員会の中で審議を加えていく――私はきょうは中央競馬会の問題を取り上げましたが、これはほうつておけば、やはり経費の乱脈やむだな金遣いの中から第二のKDDのような刑事事件を引き起こすおそれもある。そういうことをなくして健全な行政運営を行い、それからまた国の財政再建のための財源捻出ということも、この特殊法人の中から行っていく、そういう見地に立つならば、私は、もう一歩進んで、この特殊法人の予算書を各省ごとに各常任委員会に提出をして審議を仰ぐ、こういうような姿勢、ひとつ総理にかわって、きょうは総理の代理でいらつしやる中曾根長官にもう一歩進んだ考えをお示し賜りたい、こういうふうに思うわけでありまして。

○中曾根国務大臣 特殊法人につきましては、いまの臨時行政調査会におきましても特に部会を設けてまして、三公社五現業とともにこれを分析し、そのあり方について見直しを行うことになっておりまして、これからその作業が進んでまいと思っています。

また、政府当局といたしましても、これは監督官庁がおのおののございまして、競輪については通産省、競馬については農林省と監督官庁があるわけでございますから、まず第一義的に各省大臣がしっかりと把握していただいて、いやくも乱費がないようにこれは注意していただくこと

とが大事であり、また、行管といたしましても、先般の法律の改正をいただいて監査することができるようになりましたから、これを厳重に監査するようにしたいと思ひまして、そういうことで御承知、御了承をお願いいたしますらいいと思っております。

○小川(国)委員 一つだけ最後に、国会の協力を求めていくという考え方はいかがでございますか。

○中曾根国務大臣 国会におきましては、小川さんのように非常に精細にお調べになって、われわれにそういう御注意を与えていただくことで非常に有益に役立っているのではないかと思います。

○小川(国)委員 もっと幾つも問題点を抱えておりますけれども、また次回の委員会に譲らしていただきます。

○三塚委員長代理 これにて小川君の質疑は終了いたしました。

岩垂寿喜男君。

○岩垂委員 最初に、私、大蔵大臣にお尋ねをしたいと思うのですが、その前にこういふ、これは小説の文章ですけれども、その文章の意義というものを恐らく御想像願ふと思うので、読み上げてみたいと思うのです。「財政緊縮のためならば軍備をこそ制限すべしと説く者もあるが、その点には我々としても決して見逃したわけではなく、ただ海軍においては来るべき軍縮会議の場合を見なければならぬし、又陸軍においては目下軍制調査委員会での軍制の改革を研究中であるから、それが決定すれば必ず相当徹底した軍費の節約が可能となるであろうと思う。とにかく今回のことは情において忍びないが、国家の財政および国民経済の現状をよく考えてみれば、又やむを得ない」とと諒解してくれと思う」といふお言葉がございまして、これは、実は浜口内閣の井上準之助大蔵大臣のお言葉でございまして、文章そののとおりかどうかは別として、意は尽くされているように思います。

いま、この委員会でも多くの委員が指摘をしまして、いりましたように、今度の臨調というのは、福祉や医療や教育あるいは地方自治などに対するいわば切り下げの措置である、そのことが強調されてきたことは大蔵大臣も御存じのとおりであります。

そこで、鈴木総理もそしてまた大蔵大臣も、防衛予算といえども聖域とはみなさない、こういう御発言をなさっております。そこで伺いたいのですけれども、大蔵大臣は、聖域とはみなさないというお言葉を具体的に、とりわけ防衛庁の概算要求とのかかわりで御説明をいただきたいと思ひます。

○渡辺国務大臣 私が聖域とはみなさないと言ひましたのは、査定の段階において、どの役所のものであるか、それはさまざまな要求をそのまま認めるなどというところは一切ありません。こういう時世ですから、後回しにしてもいいものは後回しにしてもらうとか、がまんしてもらうものはがまんしてもらうというふうなことは、こういう非常に緊迫した財政の中ですから、そういうことは行ひます。

それで、あなたのおっしゃるの、概算要求の中で聖域とは見ないということはどういうことか。概算要求それ自体は、防衛庁もゼロシーリングなんですね。原則的にはゼロシーリング。しかしながら、閣議了解事項があるように、外国との条約に關係するものあるいはエネルギーとか、それから人件費の定昇分とか、それから恩給その他いろいろな高度の政治的判断に基づいて別枠扱いをすることに決まったわけでございます。したがって、概算要求段階で聖域としないということは何だ、それは原則的には全部ゼロシーリングですということだと思ひます。

○岩垂委員 じゃ具体的に聞きますが、七・五％の伸び率の中には人勸によるベースアップに伴ういわゆる人件費の上積み、これが含まれているのかいないのかということ、実はお二方の大臣にお伺ひしたいのです。大蔵大臣は含まれていると

いうふうに御答弁をなさっておりますし、防衛庁長官は、いやそれは含まれていないという意味の御発言を十五日の参議院の内閣委員会でもなさっております。お二方にこの扱いについて御答弁を願ひしたいと思います。

○大村国務大臣 お答えいたします。

私は、この前の御質問がシーリングと概算要求との関係でございまして、ことしの夏の人事院勧告に基づくベースアップ分はシーリングにも概算要求にも含まれていないということを御答弁申し上げたのでございまして、その点は現在も変わりございません。

○渡辺国務大臣 先般の概算要求のシーリングの設定に当たっては、人件費については当然増分のみを特例としていたもので――これは特例です。御指摘のベースアップ分は含まれていない。そして、これは防衛庁だけの問題ではなくして、要するにベースアップというのは、これは五十七年にするかしないか一切考えていないわけですね。問題は五十六年の分、ことしの分です。これは人事院勧告というものが出来て、それはどうするかというところはまだ全然考えていないわけですね。したがって、ことしの分が決まらなければ来年も決まらないうわけでございます。そういう意味において、このベースアップ分というのははなから勧告されているものをおっしゃるのだと、これは来年度の予算編成についてはゼロシーリングを守っていくということになれば、この間お示した中に入っていくわけですから、それに無理に入れるということになれば、どこかの経費をのまして人件費と入れかえてもらう、こういう意味に私は解釈しております。

○岩垂委員 明快な答弁なんです。防衛庁の概算要求の二兆六千八百一億円で、それに人件費が五百七十億ないし八十億円だと言われているので、計算上は装備やその他の概算要求予算というものは最小限削られるものだといふふうに見えていいですね。いま大臣、その意味のことをお話し

やいました。

○渡辺国務大臣 私は、これは防衛庁だけでなく、全国家公務員も同じ扱いだと思ふのです。人勅をどうするか決まっていなくていいわけですから。だから人勅を仮に決めるという事になると、当然、それは何月か決めるかどうか知らぬけれども、仮に来年になってからでも決めたとして、来年の四月一日から実行されるわけですから、一年分、その分のお金は概算要求に入っていないわけですから、この省でも入っていないはずで、定昇分は別です。したがって今度は、それを取り入れるのにゼロシーリングでいくとすれば、各省とも現在の概算要求の中には含まなければならぬから、予算の編成段階でその分だけどこかへつこましてならすという事をしなければならぬまい。しかし、経費その他の状況から見ても、とてもはめ込み切れない、予算の枠そのものを少し大きくするんだという方針が決定されればまた話は別ですが、けれども、現段階においては、私は予算の概算要求の枠の中にはめ込んで、それでいきなり、そう思っています。

○岩垂委員 またそれではみ出た部分は予算で上積みということになれば、実際問題として七・五を超えてしまふわけですね。ですから、大蔵大臣がおっしゃった意味は、要するに、人件費が人勅で決まったもの、その措置をとる場合には、装備その他の予算というものは削られざるを得ないというのが枠であるといま明確に御答弁をいただきたいものだと思います。(大村国務大臣「ちよっと関連して」と呼ぶ) いいですよ、もう質問をしませんから。

引き続き大蔵大臣にお尋ねをしますが、鈴木総理は、防衛予算についても優先順位をつけるというふうに指示なさっておられます。承るところによると、防衛庁では陸海空の要求について調整がつかないままに、そのままとめて概算要求を行われたということが言われております。新聞の報道によれば、陸上自衛隊へのリップサービスである、大蔵省の査定用として要求したにすぎない

ということさえ言われているのでございます。つまり、事実上査定が大蔵省に任されているわけであり、その意味で、陸海空あるいは正面、後方などのバランスについて当然大蔵省は優先順位を考えていかざるを得ないと思ひますが、大臣の御見解を承っておきたいと思ひます。

○渡辺国務大臣 御承知のとおり、私も防衛力の充実しなければいけない、そう考えております。しかし、先立つものはやはりお金のことでございまして、物には限界がある。こういうような厳しい財政事情の中でございまして、やはり重点的、効率的な防衛力の整備をしてもらなければならぬ。それはみんないろいろの要求はあるでしょう。あるでしょうが、決められた金目の中でどういうふうにするのが当面一番いいかということをお考えになっていく必要があるわけでございます。したがって、陸海空の自衛隊のバランス、それから正面、後方のバランス、こういうものは専門家の意見を聞いて、決められた金目の中のことなんです。そこで公正に決めて、最終的にはどうにか決めるほかないわけですから、最終的にはどうしたいか、よく防衛庁長官とも相談をして決めた、そう思っております。

○岩垂委員 総理も優先順位ということをおっしゃるわけですから、それは内閣の方針として当然削っていくなければならぬところがたくさん出てくるだろうと私は思ひます。そこで伺ひますが、二兆二千六百億円の後年度負担の年度別内訳をちょっと言ってくださいませんか。

○大村国務大臣 お答えいたします。五十七年度概算要求における後年度負担額約二兆二千六百億円は、今後四年間にわたって歳出化が予定されるものでありまして、現時点でその年の予算編成過程における調整等によって変動し得るものではございますが、現在の時点で試算を行つてみますと次のとおりになります。

五十八年度約一兆七千七百億円、五十九年度約五千九百億円、六十年約三千八百億円、六十一年度約二千二百億円と見込まれております。

○岩垂委員 五十八年度は五十七年度の歳出化予算額よりも幾ら上積みになるかということについて、防衛庁から承りたいと思ひます。

○大村国務大臣 五十七年度概算要求における後年度負担額約二兆二千六百億円の五十八年度歳出化予定額は、先ほど申し上げましたように約一兆七千七百億円でございます。これに對しまして、五十七年度の歳出化予定額は約七千億円という見積もりの増加と相なる見通しでございます。

○岩垂委員 その金額というものは、防衛予算を何%ぐらい押し上げる要因になりますか。

○大村国務大臣 五十七、五十八、これからのこととでございますので、なかなか計算がやりにくいわけでございますが、せつかくの御尋ねでございますので、お答えさせていただきます。

五十八年度の防衛費がどのようになるかは、歳出化分以外のその他の——これからのまさに折衝の問題でございますので、現在の時点で見通しを申し上げることはまことに困難ではあります。五十八年度の歳出化予定額、先ほど申し上げた一兆七千七百億円だけで見ますと、五十七年度の概算要求額、先ほど申し上げました二兆五千八百億円——先生、先ほど二兆六千億と言われまして、ちよっと数字が違ひますが、私どもの概算要求額二兆五千八百億円と比較しますと約一四%程度に相なる、こういうこととでございます。

○岩垂委員 いま一四%という数字が出ました。これは五十八年度の事を考えてみますと、五十八年度というのは五十六中業の出発点ですが、そこへもつていって当然人件費のアップということも考えなければいけません。それやこれや加えていきますと、私は伸び率で二〇%近いものになつてしまふのじゃないだろうかという感じがするのです。いま細かい数字は言ひませんが、私には正直なところ、非常識な後年度負担を概

算要求を契機にして出したんだと言わざるを得ません。

大蔵大臣、こんなことをやっておつたら、それこそGNPの1%どころの議論でなくなるのです。こういうことについて大蔵省はどんなふうにお考えになつていらっしゃるか、御答弁をいただきたいと思ひます。

○渡辺国務大臣 これは防衛庁だけでなく、ほかの省庁にも少し気をつけなければならぬところでございまして、五十七年度は少なくて枠に入つていなくても、五十八年度以降はもう非常に大きくふくらまるといふような予算は、私の方ほうのみにはできないのです。それはやはり財政を預かる者としては、五十八年、五十九年ということに於いても一応の腹づもりがあるわけでございますから、その年度だけに集中的に後年度負担がふえるという事は、後でトラブルのもとになります。したがって、これは一応現在のところは要求でございますから、私もはうのみにしたわけじゃない、これから査定をするわけでございますので、どういふふうにするか、それは実行可能なものでなければならぬ。したがって、実行可能と思われるような妥当なものにそれは変えてもらふという事もあり得るわけでございます。内容については今後大蔵、防衛両省庁間で折衝してまいりたいと思ひます。

○岩垂委員 言うまでもないのですけれども、五十七年度の概算要求のところで後年度負担というものを削らないと、後年度負担というものを縮小することはできません。ならしていくとおっしゃっていますね。けれども絶対数がそのままでならしたのじゃどうにもならぬことは、大蔵大臣一番よくわかつていらっしゃると思ひます。

そこで、私はちよつと防衛庁長官に伺ひたいのですが、五十九年度歳出化予定分をF15十一機、P3C五機繰り上げましたね。正直なところ言つて、五十三中業があり、それがまだ始まらないうちにF15とP3Cを計画を変えて繰り上げ発注だといふんだ。そうすると、やはり防衛庁の見積もりとい

うのは、あるいは見通しというものは、判断として狂っていた、そういうふうにならないうちが、それがいいです。その点どうなんですか。

○大村国務大臣 いま先生ちょっと、五三中業が始まっていないのに繰り上げるとは何かと……五三中業は五十五年度から五十九年度、現在進行中

でございまして、だからその範囲内で私もP15なりP3Cの今後の調達の仕方を検討しているわけでございます。別に始まっているものも勝手に繰り上げてはございせん。現に進行中のものをその期間内において、物によっては早める必要がある、物によっては後回しにできるものはする。年次別は別にないわけでございます。それから、五年間の割り振りをどうするか、これを

選択して進めているわけでございます。○岩垂委員 私の言いたかったのは、五三中業にはそれなりの整合性があったと思うのです。そののまだ、要するに最中に五十九年度分を先取りしてやるというふうなことがいかなるものかと私は言っているのです。そうすると、五三中業というものはおかしかつたんじゃないかというふうな言われても仕方がないよということを言っているわけであって、防衛庁長官、その点誤解のないように御理解をいただきたいと思うのです。

そこで、実は大蔵大臣に申し上げたい。いまうなすいておられましたけれども、大蔵省は、たとえばいまP15四十三機とかP3C十七機、言ってしまうと五十九年度の発注予定分を繰り上げて、そんな数字で予算を組めましょうか。当然私は削らざるを得ないだろう、こういうふうな思いはすけれども、大蔵大臣どうでしょう。

○渡辺国務大臣 先ほども申し上げましたように、実際に財政を預かる立場からいたしますと、現実的でなくてはなりません。そういうことで、これは慎重に検討してまいりたい、こう考えております。

○岩垂委員 まだ中身に入らないうちで言う時期じゃないのかもしれないが、その意味はわかりました。

ゼロリングの時代に防衛費の伸び率が二けた以上にどんどんなっていくという状況で大蔵大臣、どう思いますか、長期財政見直しを考えた上で。

○渡辺国務大臣 われわれは当面GNPの1%以内で防衛費を抑えていくという、鈴木内閣ではそういう方針をとっておるわけでありまして、その中で話だと思えます。したがって、防衛予算だけがどんどん大きくなるというふうには考えておりません。

ただ、現実の問題として、日本における防衛予算というのはGNPの〇・八とか〇・九とかいうちっちゃな数字でございまして、伸び率だけを見てどうこうということもなかなか言えない、額の問題がございまして、よその国はGNPに対して三とか五とかいうのが普通でございまして、ね。やはり日本は世界的な国際間の責任もござい

ますので、それらとの関連というものを考えなければ防衛の問題は議論できないと思っております。

○岩垂委員 確かに額が小さいと言ってしまうけれども、それまでですが、財政の状況というのは国際的に同じなんですよ。その意味では、私は、そのところは何となく大きくなっていったらいいというところだけは避けなければいけません、そういう物差しというものが大蔵大臣には欲しいというのを申し上げたいわけでございます。

それで、五三中業というものはこれから進められて今年度中と言っていますね。今度は国防会議にかけることになりましたね。そうしますと、大蔵省は五三中業の作成過程できちっとチェックをしていかないと、私は、でき上がったものを国防会議に出して、それで決まりました、大蔵大臣どうぞと言われたら困ると思うんだ。そこで、作成過程できちっと財政運営の立場からチェックをするということをお答えいただきたいと思えます。

○渡辺国務大臣 御承知のとおり、いままでは五三中業等も、防衛庁だけの目安というふうなことで、向こうでいろいろおつくりになつても私知り

ませんよということを言いましたが、今度は国防会議で作業に着手することを認めると、私もその議員の一人でございまして、今度はそのでき上がったものを、いまおっしゃるとおり、これは国防会議で決まったんですと持ってこられまして、それは大変なことになりますので、今度はひとつその作成過程においても財政当局とよく連絡をとるなりがらやしてもらわなければ承服はできない、われわれとはそういう意味で極力綿密な連絡をとっていただく必要がある、そう考えております。

○岩垂委員 防衛庁長官、今度の国会に防衛二法を出しましたね。それはそれとして、財政再建期間中には自衛官の定員増のための防衛二法というものは自衛すべきじゃないだろうか。さっき井上準之助大蔵大臣のことを言ったけれども、そう思いますが、その点は防衛庁長官、どんなスケジュールをお考えですか。

○大村国務大臣 お答えいたします。防衛庁といたしましては、定員の問題につきましてはできる限り抑制していく方針をとっているわけでございます。五十七年度におきましては、艦艇、航空機の就役に伴って、やめるものを差引いたネットの増きりぎりだけを予算にもお願いし、また法律でも改正をお願いしていただくわけでございます。その方針を今後も堅持してまいりたいと考えております。しかしながら、防衛力の整備を進める過程におきまして、若干の配意はお願いしなければいけないと思えます。

見通しを申し上げますと、陸上自衛官を除きまして、五十八年度以降におきましては、艦艇、航空機の除籍等による減員等、合理化、省力化を図りながら、艦艇、航空機の就役、機材の運用、部隊の新改編等に伴う必要最小限の増員を行ってまいれる所存であります。

また、予備自衛官につきましても、後方警備、後方支援体制の充実のため、五十八年度以降においても必要最小限の増員を図ってまいれる所存であります。したがって、これら定員増等のための防衛庁設置法及び自衛隊法の改正を国会にお

願いすることになるものと考えておる次第でございます。

○岩垂委員 ことしやって、また来年防衛二法だそうですね。これはちょっと常識的でないかと私は思うんだ。

それはそれとして率直に申し上げますが、今度の行政改革というのは、軍備拡張のための予算をひねり出すために福祉や教育や医療というものの予算を削るんじゃないかという声がございまして、つまり、行革ではなくて軍拡だという批判がござい

ます。政府はこういう言葉にやはり謙虚に耳を傾けていただきたい。どこの軍隊もそうですけれども、制服は、より新しい、より性能のいい武器を欲しいがらうと私は思うのです。それを抑えること、それを調整することが本当の意味のシビリアンコントロールだと私は思うのです。憲法第九条の初めに立ち返ってみれば、ますますそのことを強調せざるを得ません。のみならず「防衛計画の大綱」の中にも、防衛力の整備について「その具体的実施に際しては、その他の諸施策との調和を図りつつ」行つとはつきりと書いてあるわけ

であります。大蔵省は国民健康や厚生年金や四十八人学級や各種補助金などを削って国民に協力を求めようとしていらつしやるのですから、防衛費についても、井上準之助大蔵大臣じゃないけれども、きちんとした御答弁を大蔵大臣に承っておきたいと思えます。

○渡辺国務大臣 防衛費につきましても、必要最小限のものに厳選をして査定を進めるつもりでございます。

○岩垂委員 大蔵大臣、結構です。せっかく官房長官お見えになりましたからちょっと順序を変えまして、去る十月二日に、レーガン大統領が八〇年代戦略の総合的な強化の計画というものを発表されました。これは日本に連絡がございしたか。

は、そのごく概要について事前に通報がございました。

○岩垂委員 それを説明していただきたいのですが、時間がございせんから、私の方で新聞報道で知らされた部分について申し上げます。特に海軍力の計画について申し上げます。

「トライデント型原子力潜水艦を八七年まで毎年一隻の割合で建造する計画である。」それから別のパラグラフで「八二年からトライデントII型を配備するための開発を行う。」こうなっている。この点、間違いございませんね。

○浅尾政府委員 トライデント型潜水艦については、いまお述べになりましたように、アメリカとしては今後毎年一隻建造していく、一九八三年から八七年度に毎年一隻ずつ建造を進めていく、こういうことでございます。

○岩垂委員 官房長官に伺いますが、政府はこれまでポラリス潜水艦については明確に拒否の態度をとられてこられましたけれども、トライデント型原子力潜水艦の寄港についてはまだコメントを承っておりませんので、これらは非核三原則によって認めないということは当然だと思いますけれども、官房長官の御答弁を煩わしいと思いませんか。

○宮澤国務大臣 これからのことでございますので、詳しく存じませんけれども、わが国の非核三原則はもとよりどのような場合にも原則としてわれわれは持つておるのでございますから、それに抵触するものは認められない、当然のことだと思います。

○岩垂委員 その次に「八四年から一般目的型潜水艦に数百基の核巡航ミサイルを配備する。」それから「現在の攻撃型潜水艦に巡航ミサイルを搭載する。」ということが列挙されています。そのような核搭載を前提とした原潜の寄港は、非核三原則にのっとって厳格にチェックすることが必要だと思えますが、官房長官の御答弁をいただきました。思います。

○浅尾政府委員 若干事実関係でございます。

で、私の方から御答弁いたしますが、アメリカ側が考えておりますのは、いまお述べになりましたように一九八四年以降数百の海上発射核弾頭クルーズミサイルを攻撃型潜水艦に配備するということをレーガン大統領のその発表で述べているわけでございます。ただ、その攻撃型潜水艦にクルーズミサイルが配備されても、それがどこに具体的に配備されるかという点についてはまだ決定がなされておられません。したがって、この段階でわが方がこれに対してどういうふうに対応するかというところを述べるのは、若干時期尚早という気がいたしますが、もしこのクルーズミサイルが核弾頭であるということであれば、当然事前協議の対象になる。事前協議の対象になった場合には、従来から核寄港を含めて核の持ち込みについては政府の立場、すなわち非核三原則に基づいて処理する、これは変わらないと思えます。

○岩垂委員 六月の十日にアメリカの国務省が発表したところによると、トマホークと呼ばれる米海軍の巡航ミサイルが、カリフォルニア沖で原子力潜水艦ギタロの魚雷管から発射され、カリフォルニア州上空を巡航し、三百マイル離れたネバダ州の標的に命中したと報道されております。ギタロは、一九七五年九月二十四日と一九八〇年の四月二十八日に横須賀に寄港しています。

そこで、これも官房長官に御答弁いただきたいのですが、今後ギタロの寄港が要請された場合、これは御存じのとおりにシードラゴンが佐世保へ来たときのやりとりの中で、二十四時間前にというふうに決まっていますが、そういう要請が行われた場合は、これまでと同じような対応でいくということにはまいらぬと私は思いますが、私の理解が間違っていますでしょうか。

○浅尾政府委員 いま岩垂委員の御質問の趣旨を私必ずしも正確に把握したかどうかわかりませんが、トマホーク、これは現在アメリカが開発中でございます。それは間違いございません。このトマホークは、実はまだ核、非核両用でございます。いまお示しの船そのものがこのトマホークと

いう巡航ミサイルを積んでおつて、それがかつ核専用であるということがわかれれば、これは当然やはり事前協議の対象になるということで、安保条約に従って事前協議の申し出があり、日本政府としては、核であれば非核三原則に従ってこれは寄港を認めない、こういうことになるわけでございます。

○岩垂委員 核を積んでいることがわかればということは、これはもう非核三原則にはまることは明らかです。問題は、トマホークの実際の写真なんかで見ても、核、非核区別がつかないのです。SALTの場合でも、実はそれがわからないので既成の枠組みになかなかむずかしいという経過があることは皆さん御存じのとおりなんです。だから、そういう意味では、核、非核がわかっていない、こういうことなら話は別ですけれども、もう限りなく灰色であるというものについて、やはり日本の政府が国民に対する立場というものを明らかにすることが必要ではないだろうか、私はこういうふうに思いますが、官房長官どうですか。

○宮澤国務大臣 問題の基本は、わが国が非核三原則を持つていっていること、そしてアメリカはわが国のその原則についてよく理解をしておいて、信義誠実の原則に基づいて事前協議をしておかなければならない、こういうことが基本でございます。したがって、将来いろいろな兵器ができて、いろいろな対応が生まれると思えます。いまおっしゃいました、いまも御説明申し上げましたように、核、非核両用の場合もあるであろうと思えます。そういう場合に、われわれの非核三原則を米側が誠実に履行をする、事前協議をしていくということさえしつかりしております。と、どういふ事態が起こればとわれわれとして困ることはない、われわれは非核三原則に従って行動していく、こういうことであらうと存じます。

（三塚委員長代理退席、小淵（恵）委員長代理着席）

○岩垂委員 それはライシャワー発言以来のいきさつと全く一歩も変わらないわけですが、たとえ昭和三十三年の十一月十二日に佐世保に原子力潜水艦が寄港してから横須賀に百三十七回、実は横須賀は私の選挙区でございます。佐世保に二十二回、ホワイトビーチに十九回、計百七十八回、いろいろな種類の原潜が入っているのです。

それで、今度のレーガン発表によれば、この一般攻撃型原子力潜水艦に今後SLCM、つまり核弾頭巡航ミサイルが公式に搭載されることになるわけなんです。そういう点では、いままでの原潜の同じ対応、つまり佐世保へ寄港したときのいろいろなやりとりのままで一体国民が納得できるだろうか。こうなればやはり私はいろいろ問題が出てくるだろうと思ふのです。その点では官房長官どうお考えになりますか。

○宮澤国務大臣 要するにお尋ねの趣旨は、ポラリスであるとかボセイドンであるとか、あるいは将来トライデントであるとか、そういうものと違つて、全く普通の潜水艦と申しますか、そういうものが巡航ミサイルのようなものを持つてきたときにどうなるのか、その巡航ミサイルが核兵器であるとした場合にどう考えるかといったような応用問題になるわけでございますから、わが国としては一般攻撃型の潜水艦というのは一向に差し支えございませんけれども、それが核兵器を持つてくるということであれば、これはもう非核三原則の適用を受ける、こういうことで考えるべきだと思います。

○岩垂委員 積んでいるということが常識である、それが寄港を求められた、そのときは事前協議で拒否をする、それはもうそのとおりでしよう。ところが、実際問題としてほとんど原子力潜水艦が積み始めてしまふという状況のもとで、原潜それ自体をどう見詰めるかということとは、私どもとしてはできません。だから、どこかへ置いてくるものと確信をいたしますという延長線上で対応なさったのでは、私はやはり問題が残るだろう

と思うのです。

そこで、それはこういうやりとりをしていてもしょうがありませんけれども、いずれにせよ、このような核搭載を前提とした原潜の寄港はもろろんのこと、たとえばニュージャーシーなどの戦域核搭載艦艇はもう非核三原則に照らしてきちんと認めないということをはっきりさせるべきではないかと私は思います。

それからもう一つ、B52の関連でALCMというものも問題になってくるだろうと私は思うのです。それらのことを含めて、官房長官からその立場を明確に述べていただきたいと思っています。

○宮澤内閣大臣 基本の立場を申し上げることにしますと繰り返して申し上げなければならぬんですが、わが国が非核三原則を持っている、そしてそれにいっしょに抵触するといいますが、該当する場合にはアメリカ側は事前協議をしなければならぬ、そういう約束はアメリカ側は厳格に守っている。日米間にそういう信義の法則があるというところとございますので、将来いろいろな兵器があらわれ、いろいろな艦艇があらわれましても、その原則が維持されている限り、われわれは応用問題として処理をすればいいものと思います。

○岩垂委員 核問題に入ってしまったが、せっかく官房長官来ていただいたので、核問題はそれのくらいにして、給与問題をちょっと一、二問お許しをいただきたいと思うのです。

公労委の仲裁裁定、実はこれは、私も古い話を申し上げて恐縮ですが、一九六四年の四月十六日の池田・太田会談というのには立ち会われまして、太田さん、岩井さんについて私もやりとりをしたのですが、民間準拠という筋道がその中から導き出されてきました。

あのときのやりとりを見てみますと、私は池田さんがきちんと決断をなさったことに敬意を表したわけですが、仲裁裁定の扱いについて、この民間準拠の原則というものは今後変えるつもりはない、いや今後と言ってあえて恐れれば今回は変えるつもりはない、そういうふうにはつき

り御答弁いただけますか。

○宮澤内閣大臣 御存じのように、仲裁裁定につきましては、公労法十六条の規定にかんがみて、資金上、予算上実行が可能であるとは即断できない事情にございますので、国会の御議決を求めているというのが現在の政府の立場でございます。

○岩垂委員 民間準拠の筋道を今後守っていくのですかと聞いているのです、長官。

○宮澤内閣大臣 政府として十六条の関係で判断ができませんので、国会の御判断をお願いをしておるわけでございますから、それがただいまの政府の立場のすべてでございます。

○岩垂委員 そうしますと、政府としては、今度の仲裁裁定の扱いについても労使関係に介入するということはないと、はっきり言明したただけですか。政府としてはです。

○宮澤内閣大臣 すでに行われました仲裁裁定につきまして、政府は公労法十六条の二項の規定にかんがみまして国会の御判断を求めているわけでございますので、国会の御判断に従うというのが政府の立場でございます。

○岩垂委員 政府としては口出しをしない、たとえば国鉄を呼びつけてどうのこうのということはないということを私は確かめておきたかったわけでありまして。

それから、公労協の仲裁裁定はともかくとして、人事院勧告ですが、大蔵大臣に言う八月の勧告以後四月ぐらいかかる、こういうふうには言われているのですけれども、四月月というところ、九、十、十一ですね。政府として人事院勧告を今度の国会に給与法として出すおつもりで取り組んでおられるのかどうか、その四月月というのはどの辺になるのか、もうぼつぼつわかるでしょうか、お答えをいただきたいと思っています。

○宮澤内閣大臣 人事院勧告が行われましたから給与関係の閣僚会議をすでに何度か開いておりまして、ただいま御指摘のように、大蔵大臣のお立場は、本年度の経済状況の推移あるいは税収の見通し等々定かでないのと、と申しますより税収の見

見通しについて大蔵大臣はかなり危惧をお持ちのようでございますが、それがもう少しはつきりしないのと何とも決断ができないという立場を何度か閣僚会議の席で言っておられるわけでございます。

そういうことも勘案しながら誠実にこの問題について結論を出さなければならぬと考えておりますが、まことに申しわけないことでございまして、結論を出して所要の法案をこの会期中に提出申し上げることができませんかどうか、なおしばらく努力を続けてみませんかと言を申し上げることはできないのが現実でございます。

○岩垂委員 せっかく国会が開かれているのですから、国会に出すようにしたいぐらいのことは言ったらどうですか、官房長官。どうですか、その点は。

○宮澤内閣大臣 できるだけ早く結論を出しますように誠実に最善の努力を続けたいと存じます。

○岩垂委員 給与関係閣僚会議のいわば事実上座長をやっているという官房長官の姿勢というか態度というか、それがよくは非常に今日の状況のもとでは重要だと思つて、やはり早くまとめて、そして出していきたい、できたら臨時国会に間に合わせるということをはっきり言っていたのだとすれば、やはり誠心誠意努力をしてほしいものだと、このように思います。官房長官お忙しいところ、あつたうございまして。

ちょっと時間があれですけれども、私の地元の関係でちょっと質問をしておきたいと思うので、

横浜市の米海軍小柴貯油施設のジェット燃料備蓄地下タンクの爆発事故でございます。爆発音が金沢区一帯に響いて、その衝撃で近くの住宅のガラス類がめちめちやになつた、火災が三十メートルにまで上つて黒い煙が約一キロに達して約四時間も燃え続けて、住民の生活というものを恐怖と不安のパンニックに陥れたということは、決して大げさな言葉ではないと思います。

この事故は、実は五十四年七月の米海軍鶴見貯油施設の爆発事故とともに、米軍基地の危険性というものを一層浮き彫りにさせているわけでございますが、これは横浜の消防局の関係者が発言をしているのですけれども、新聞の報道ですが、「小柴の施設内にはタンクの爆発炎上を消火するだけの防災設備がないばかりか、国内法では使用が許可されないタンクであることがわかった。施設内には一系統の消火パイプがめぐらされてお

り、十数カ所に栓があつて、ポンプ室の操作で水かあわ消火液を放水できるようになつてはいるが、圧力はホース一本分しかなく、タンク周辺の芝火災に役立つ程度。しかもコンビナート火災では事前の訓練や防備点検、綿密な防災計画が欠かせないけれども、同施設は消防法に必要ない壁が厚くて、いざという場合に消火活動に必要なデータも消防局が持つわけにはいかなくなつてゐる。」こう言っているのです。こういう現実というのを、これは防衛庁長官よりも施設庁長官なり消防庁長官なりにお答えをいただきたいと思うのです。

○大村内閣大臣 横浜市小柴地区の米軍貯油施設で火災が起こりまして、付近の住民に多大の御心配、またかなりの損害を与えましたことは、まことに遺憾に存じておる次第でございます。

防衛庁といたしまして、早速米側の話し合いの機会を活用いたしまして、事故原因の調査と再発の防止対策につきまして、被害の賠償につぎましても早急に進めておりまして、十七日以降一部の補償事務の支払いを進めているところでございます。

ただいまお尋ねのございました防火施設等の状況につきまして、防衛施設庁長官から御答弁させていただきます。

○吉野(参)政府委員 いまお尋ねの消防施設が十分機能するような体制にあつたかどうかというお話でございますけれども、詳細については私の方は存じておりませんが、このことだけは申し上げられると思うのです。それは何かというと、小柴の

火災に少なくともそのときは十分でなかったの
で、他地域、すなわち横須賀から消防火を至急緊
急輸送でもって運んで来て、それでもって消防火
をした、こういうことだけわかっております。

○岩垂委員 施設庁長官、その辺はもうちょっ
としっかり調べておかなければ困りますよ。消防火
は四万四千リットルのうち三万二千リットルは横
浜の消防局が持ち出しているのです。いいです
か。そういう状態というのをしっかりとつかんでお
いていただかないと、これからの対策が出てこな
いのです。

私は、実はいまから六年前ですけれども、五十
年の六月と十月に地方行政委員会でもコンピナ
ーの審議の中でこの問題を取り上げておりま
す。その際に、議事録はもう読みませんけれど
も、この法律あるいは消防法が米軍の基地にも
そのままだという形ではないか、でもそれが適用
できるように努力をする、そのことを消防庁長官
が答弁をしている。私は六月と十月の二回にわた
ってこのことを繰り返して質問をしています。と
ころが、今度の事故というのは、六年経過したけ
れども、それらの答弁が全く生かされていないと
いうことが証明されたと思っております。

いま一例だけ申し上げました。政府はどんな努
力をこれまでなさってきたのか、その結果はどう
だったのか、そしてどこに壁があったのか。アメ
リカの安全対策や防災対策というものがそれで結
構だと思っているかどうか、施設庁長官と消防庁
長官に一言ずつ結構ですから御答弁をいただき
たい。

○吉野(実)政府委員 お答えをいたします。
先生がそういう質問をされたことを私も存じて
おりますが、それにつきまして米側に嚴重な申し
入れをいたしまして、鶴見の地区につきまして
は、日米合同委員会におきましてすったもんだし
たあげく日米間で合意ができてまして、五項目にお
たる防災対策をするということになって現在進行
中であります。

今後のお話でございますけれども、先ほど大臣が

ら説明がありましたとおりでございますまして、いろ
いろの機会あるごとにおかれましては事故防止の
ための申し入れをしておりますけれども、遺憾な
がら今回の事故に達着をいたしたわけでございま
すので、近く日米合同委員会が開催される予定で
ございまして、その際に私の方から事故の原因
究明——いま実は横須賀から専門家チームが参り
まして至急事故調査をやっておりますが、その
結果を至急出せようということ、今後の事故防止対
策を申し入れるとともに今後の安全対策、より一
層安全性を保つようにするためにアメリカ側と協
調をしましてまいりたい、こういうふうに思ってお
ります。

○岩垂委員 そこでもう一言。神奈川県というの
は、御存じのとおりに東海地震の被害対象区域で
すね。マグニチュード八、九以上を想定している
わけですから、この地震に対してタンクというの
は絶対安全だというふうにあなたお考えになっていま
すか。県民にそのことを公約できますか。

○吉野(実)政府委員 お答えをいたします。
実は残念ながら私、技術のことにはよくわからな
いということが一つ、それからもう一つ、まだ現
地にタンクの実情を調べておりませんので、マグ
ニチュード八のときに絶対安全だということを申
し上げる勇気はございません。

○岩垂委員 神奈川県だけとてみても、横須賀
の吾妻島というところにタンクが三十七基ありま
す。鶴見で十九基です。小柴で二十四基です。し
かも、その中で旧海軍時代からの貯油施設、タン
クもたくさんあるわけでありまして、きょうは細か
く伺いすることはできませんけれども、こういう
うな状態では、しかも今度の事故です。しかも、東海
大地震には安全というわけにはいかない、こうい
うふうにおっしゃっていらつしやる。

そこで、もう時間がございせんから申し上げ
ますけれども、一つは、国内法というものを米軍
基地の中でも適用させるようにする。これはいろ
んな基準がございまして、地位協定には治外法権は
ございまして、災害による事故や被害には治外

法権はないのです。だから、消防法やコンピナ
ーの防災法というものを適用させる。もう一つは、
地域の消防と合同訓練や定期点検でもあるいは立
入調査でもいいでしょう。それらのことをきちん
と保証しない限り、私は今回のような事故、そう
いう不安が解決しないだろうと思うのです。そ
れだけやってもすべて解決をしたというわけには
いきません。

政府としてこの辺のところぐらひは誠心誠意、
今度の被害に遭った市民の立場を含めてアメリカ
に日米合同委員会の場所を主張すべきだと思いま
すが、中曽根行政管理局長官、せっかく長い間座
っていらつしやいますから、御答弁をいただきた
いと思ひます。

○中曽根國務大臣 防衛庁においてよく検討して
いただきたいと思います。

○岩垂委員 私が言った筋を検討していただき
たい、そういう意味です。施設庁長官、その辺を
含めてぜひ対応をいただきたいと思ひます。

○吉野(実)政府委員 現在横浜市消防局と米海軍
との間に消防協約がありまして、先生恐らく御存
じだろうと思ひますが、それがスムーズに動いて
ないようなところもあるように聞いておりますの
で、少なくともまず最初にそれがワックするよう
にお願いをしたいと思ひます。

○岩垂委員 結んだのですけれども、米軍の要請
がなければ立ち入れないんですよ、向こうから言
ってこなければ。それから、点検といつたって案
内づきの訪問なんですよ。これで一体点検や合同
訓練ができませんか。だから私は、繰り返して言
いますけれども、二つのこと、一つは、国内法の基
準に合わせるように努力をすること、もう一つ
は、合同訓練や立入調査といひましようか、言葉
が悪ければ防災点検といひましようか、政府と
いうことを地方自治体がやれるように、政府と
してアメリカにバックアップをしていかなけれ
ば、横須賀と米軍とやっただけではだめなのです。
日米合同委員会はそのためにあるのです。その点
をきちんと御答弁いただきたいと思ひます。

○吉野(実)政府委員 いま申しましたように、そ
ういう協定があつて実行が必ずしも進んでいない
ということでございますので、われわれとしては
中に入りまして、せっかくある協定ですから、そ
れが動くように最善の努力をいたしたいと思ひま
す。

○岩垂委員 横須賀だって同じことなのです。い
いですが、細かいことですが、最後ですか
ら申し上げますが、さっき言った横須賀の消化剤な
らば三千二百万円もかかっているのです。これか
ら補償を、住民が要求していたものを全額支払
ていくということについては問題ございませ
ね。

○吉野(実)政府委員 補償の話だと思ひますけれ
ども、もうすでに実際の現地の調査はほとんど終
わりかけております。すでに賠償をしたものも
あります。ですから、先生のおっしゃるとおり、
法律に違反するような補償措置はいたしません。
十分に補償の措置を講じてまいります。

○岩垂委員 以上で終わります。

○小淵(憲)委員長代理 これにて岩垂君の質疑は
終了いたしました。

草川昭三君

○草川委員 公明党・国民会議の草川昭三でござ
います。

若干の資料がございまして、委員長のお許し
を得て事務局の方から配付をしたいと思ひます。
まず最初に、国鉄の佐久間線の建設工事の問題
で、特に凍結後のむだ工事と不用品と言われるも
のの取り扱いについて、関係大臣にいろいろとお
伺いをしたいと思ひましてございまして。

私がいま取り上げようとしております国鉄
の問題は、具体的には鉄建公団の問題になるわけ
でございますけれども、前提としてちょっと申し
上げますと、実は国鉄の再建方針がつくられたの
は、この表の中にもありますように五十二年の十
二月です。五十四年の五月に森山運輸大臣が国鉄
の赤字路線の廃止、鉄建公団の新線建設について
の抑制方針を打ち出しております。さらに翌年の

五十五年の一月九日に国鉄再建の基本方針に基づく地交線の対策要綱が発表されました。予算が凍結をされたわけでありまして、しかし、その決定に反して完成のめどのないローカル線の新設工事がことしの七月まで二年近くも続いている問題を、これは財政再建上いかなるものか、こういう立場からまず第一に問題提起をしたいと思ひます。

場所は佐久間線でございますが、これは六十年に第二次廃止路線になつてゐる東海道の新所原から掛川までのいわゆる国鉄二俣線でございますが、この遠江二俣から飯田線の中部天竜までの三十五キロの計画線のことを佐久間線と言ひます。しかし、これはあくまでも計画線でございます。工事認可は遠江二俣から天竜市内の十三・四キロしかおいておりません。これが昭和四十一年から鉄建公団の手で工事を始められて約十五年間、四十億円の経費が過ぎ込まれておりますが、着工率は七五％で、開通のめどが全くない細切れ路線であります。問題は、この表の中にもありますように、五十五年から佐久間線の予算はゼロになつておりますが、五十五年の三月十一日の年度末に、どうしたことかこの佐久間線の相津トンネルの工事が駆け込みで契約をされておるわけでございます。この点について事実かどうかお伺ひします。

○演説者 人 お答えいたします。

五十四年度のＡＢ線の予算の執行につきまして、五十四年七月十七日に補助金の交付決定を受けまして以来、逐次地元との協議等も経まして工事発注の準備を進めてまいつたものでございまして、佐久間線のこの相津トンネルの件につきましても、他の線と同様の手順を経て発注になったものでございます。

なお、いま申されましたように、佐久間線につきまして五十五年、五十六年度の予算が凍結されておりますために新規の工事はいたしておりません。

○草川委員 問題は、いまもお話がありましたように工事を着工したわけでございますけれども、

この工事というのは、五十六年の七月までに五百メートル掘りまして、トンネルのちょうど半分だけ掘つていま中断をされておるわけですから、いわゆる防空ごう的なものになつておるわけです。私がここで指摘をしたいのは、佐久間線の予算がゼロにもかかわらず工事費が一体どこから出たかということでございます。

これは公団の全体の予算の中から繰り越した保留分が五十五年度に四十七億あった。あるいは五十六年度に保留分は四十九億あった。それをこの佐久間線の方に五十五年度は全体で五億二千六百万円、トンネルで四億三千四百万円、そして五十六年度に相津トンネルで七千四百万円が投入されておるのですけれども、問題は、契約の時点ですでに国鉄再建法が国会にも上程をされておるわけでありまして、あるいは地方交通線対策要綱で凍結をされておるわけです。凍結をされておるといふことは鉄道関係者であるならばもう全員常識でわかつておるにもかかわらず、この工事を始めたのですが、一体緊急性はあったかどうか。あったのかなかったのかだけお答えを願ひたいと思ひます。

○演説者 人 工事の計画を段取りどおり進めたというところでございます。

○草川委員 だから問題は、これが民間だったから、工事の段取りといったって、だれだつてわかつておるわけですよ。しかし、国の方針があるわけですよ。運輸大臣の方針があつたら、だれだつて常識的にやめるのが本当でしょう。にもかかわらず、決まつておるからやりましたということは、一体——これは私、後ほど申し上げますけれども、実は佐久間線だけのことでありません。全国のＡＢ線総投資額が五十五年までも二千七百四十一億あります。こういうことを考えていくとするならば、これはわれわれには信じられないわけですよ。

何回も申し上げますけれども、この「政府施策」のところは、五十二年から再建方針が出ておるわけです。五十五年からは二年も経つて工事が

出てるわけでございますけれども、鉄道監督をするところの運輸省は一体どういふような監督行政をしておみえになったのか、お伺ひをしたいと思ひます。

○杉浦政府委員 お答えいたします。

先生の御指摘のとおり、五十四年度におきましては、ＡＢ線の工事の実施につきまして重点的な実施計画を組みました。ただ、これは全面凍結でございまして、重点的に配分をしたということと、佐久間線につきましては、たゞいま御指摘のような金額を配分もし、決算をしておるわけでございます。

ただ、これは契約が伴ひまして、五十四年度末になりましたけれども、契約をいたしまして、これがいわば過年度にまたがるということで、五十五年、五十六年度に債務の歳出化という形で繰り越しの金額を使つて実行された。これは一般的に私も、五十五年からＡＢ線の着工につきましては、新規について凍結ということを行行政方針として出したわけでございますが、過年度の債務の実行にまでこれは実は考えておりませんで、その点の關係はやむを得なかつたのではないかと、いうふうに思ひます。

○草川委員 いまの答弁は、私は国民の立場から聞いておるわけですから、それは役所の考え方はそういうへ理屈があると思ひますけれども、これは長官に後でお伺ひしますけれども、いまのような答弁は国民が納得しますか。だれだつて、見通しのないトンネルを予算がついたから掘りまして、しかも真ん中までしか掘りません、あとは何ともならぬでしょう。防空ごうができるだけでしょ。一月九日に凍結方針が出ておるわけですよ。なのに三月十一日にどうして契約をするんですか。というのですよ。これは運輸大臣から一言だけ、いいことか悪いことかを答えてください。

○塩川国務大臣 総論的に申しまして、そういうことはあり得ることだと思ひます。そういうことは後で保安上の必要工事をせざるを得なかつたという事情は聞いておりまして、そういうやむを得ざるものであつて、これだけは特異な例であると私は承知いたしております。

○草川委員 それは全く事実と違ひます。以前に五百メートル掘つて工事がストップしてあり、そしてさらにまたわざわざ五百メートル追加をしておるわけですから、既存のトンネルに、たとえばメンテナンスというのですか、安全上問題があるから工事を再開したというのとは全然事情が違ひます。事実、鉄建公団の中では、これは三分の一のベナルティーでしようけれども、違約金を払つてこの工事をキャンセルした方がお国のためになるのではないかと議論があつたと聞いておりますけれども、そういう議論をしたのかしないのかお伺ひします。

○演説者 人 このトンネルのほかの件もあわせて、解約その他の検討はいたしましたけれども、雇用の問題あるいはいまの補償の問題、そういうものを概括して、結局大部分のものについては継続実施いたしました。

○草川委員 だから、いまの大臣の答弁と違ひまして、雇用の問題を考へてと言つたでしょう。鉄建公団が考へる筋合ひはいいじゃないですか。鉄建公団の立場から考へないと、大臣の意見といふのは公団の意見とまるっきり意見が違ひます。一体これはどういふことですか。大臣、いまの答弁は問題ですよ。そうじゃないですか。さらにまた後で大臣にお伺ひします。

今度は会計検査院の方にお伺ひしたいわけですが、いまでもいふような事情で工事をやるわけだ、いまでもいふような見通しがあるならばいざ知らず、そういうものはないわけですよ。先ほどこれは債務負担行為として発注しておるからと言つておりますけれども、私はこんなむだな行政はないと思ひます。会計検査院の見解を伺ひます。

○丹下会計検査院説明員 先生おっしゃいますとおり、この問題について御疑問を持たれるのは大

変ごもつともだと思ひます。私もどなたに申しても、先生御指摘のような不経済な事象があるのかないのか、検査の上で検討を進めてまいりたいというふうに考えております。

○草川委員 これは次の検査報告には出るわけですか。

○丹下会計検査院説明員 ただいま五十五年度の決算検査報告の作成中でございますけれども、検査報告に掲記するまでには、私どもの事務総局あるいは検査官会議でいろいろ検討を重ねてまいらるわけでございますので、この場ではお答えできません。

○草川委員 私は、こういう問題についてはぜひ徹底的な説明をお願いしたいと思ひます。

そこで問題は、大蔵大臣にお伺いしたいわけですが、越金が使われておるわけですが、五十四年度で四十七億五千万、それから五十五年度で約四十九億の公団の繰越金があるわけですよ。これは本来ならば不用額として返せばいいのです。ところが、本来ならば不用額として返せばいいんだけれども、役所の性格というものは、不用額が出るのが恥ずかしいという風潮があるわけですよ。予算未消化ですから、だから、役所というものは、必ず前年度プラスアルファの予算を獲得しないと役人として失格なんです、現状は、これがもし民間ならば、予算が余ったら御苦労さんということになるわけですよ。あなたの行政執行は非常にりっぱだというおほめの言葉があるわけでも、役所は不用額を出せば無能力になるわけですよ。こういうことがある限りは行政改革は私はできぬと思うのですよ。もしも不用額を出したら、次の年度の予算査定で大蔵省は、君は予算未消化じゃないか、だから次の新しい年度の予算は削る、こうくるわけですよ。だから役所は不用額を、どうあろうととにかく消化するわけですよ。この最大の理由はこれなんです。どうですか、それは、だから私は、不用額を出したら御苦労さんという大蔵大臣になるかならぬかが行革が成功するかしないかの

問題だと思ひます。どうですか。

○渡辺国務大臣 こういう時代ですから、私は本当にそれが大事だと思ひます。いままでも国会などでは不用額が出ると大蔵大臣はえらくしかられたわけですが、これは不用額を出したおほめにあずかるというように時勢が変われば、私はみんなが変わる必要があるんじゃないか、さように考えております。

○草川委員 時勢が変わるかというの、大蔵大臣自身が次の予算で示してもらいたいのですよ。今度の予算で、そういう態度をとるかとならぬかを伺ひます。

○渡辺国務大臣 一概には言えないことだと存じますが、私は極力予算を節約しろと言っているわけですから、節約が効いて予算が余るといふことになれば、それは御苦労さんということが当然でございまして、消化できないことが何年も続けば予算はカットされることもあるでしょう。しかし、それは実情によつて言うべきであつて、予算が余ったから来年少なくするという理由にはならない、私はそう思つておりますから、節約されたら合理化されたりして予算が余つたらばむしろはめてやるべきものである、さように考えます。

○草川委員 では、行管庁長官にお伺ひします、いまの私の質問について、特に第二臨調の中で、これから本答申が出るわけですが、この問題、いわゆる予算獲得という関心がないように、予算というものはやはり専門家なら専門家の御意見に従ひながら、そしてまたわれわれはわれわれのいろいろな陳情、訴えをするわけですから、予算というものは必ず前年度プラスアルファでなければ役所の役人の使命が果たされないというふうなことの風潮だけは、私はやめるべきだと思ひます。そうでない限り予算は膨張一方だと思ひます。行管庁の方の御意見を伺ひたいと思ひます。

○中曾根国務大臣 全く同感であります。国民の税金でいたしておるものでありますから、一銭一厘といえどもむだにしてはならないし、またむだな方向に使つてはならぬのであります。臨調の内部でもいろいろそういう効率化の問題も話しております、三月になると一挙に道路工事が起る、あるいは出張がしつちゅう行われ、こういう風潮は断固改めなければならぬ。そういう意味で、たとえば予算を残したところをえつてはめてやるような制度を考えたらどうか、そういうまじめに予算を国民のために節約したというふうなところは、何かメリットシステムも考へる必要があるんじゃないか、そういう意見もあつて、私はそういう考え方に同調しております、そういう点で勉強してくださいとお願ひしております。しかし、これは実行となるとなかなかむずかしい問題がありますが、精神としては正しいと思つております。

○草川委員 予算を残しても、次はそれを理由に削らぬとまでせつかく大蔵大臣が決断をされてみえるわけですから、私は中曾根さんにもっと強くこの問題を今回の行革の立場から言つてもらいたいわけですよ。その精神の問題ではなくて、やはり行動で示さなければ、いま大蔵大臣が言われましたように、こんなものその気に全体がならなければだめですよ、役所全体が。どうですか、それはもう一回念を押します。

○中曾根国務大臣 私もそういう考えを持つておりまして、それをある程度制度化し、前進したい、そう思つてこの八月二十五日の今度の政府の行革大綱の一番最後のところに、そういう意味のことを暗示したような文章にして出してあります。これはそういうことをやりたいという決意の表明であります。

○草川委員 次に移ります。

二番目は、受託研究費という問題の取り扱いで、特に国立病院にこの問題をしほつてお伺ひをいたしますが、行革というものは新しい制度を打ち出すこともきわめて大切ですが、現行制度が嚴重に実行されているか、厳しい点検もきわめて重大だと思ひます。政府の一部にこの歳入歳出という行財政の基本について素乱があるように

私は思ひます。具体的な問題を取り上げます。

大蔵大臣にお伺ひをいたしますけれども、いわゆる受託研究費というのは会計法の第二条に言うところの収入になるのか。この会計法第二条のことについて少し説明していただきたいと思ひます。

○窪田政府委員 仮に国の施設設備を利用して行ふようなものであれば、国の歳入になるべきものと考えます。

○草川委員 全くそのとおりですが、実はそのとおりになつていないという問題があるわけでありまして、ここで具体的に、農林省とか文部省とか運輸省とか、それぞれあるのをごさいます、厚生省もあるわけですが、農林省にちよつとお伺ひいたします。

農林省にはこの会計法第二条に言うところの受託研究費がありますけれども、この取り扱いについて、やはり収入に上げておみえになるか、あるいは研究を受けた場合に契約をなされておるのか、これをお伺ひいたします。

○小淵(恵)委員 長代理 いま来るそうです。

○草川委員 いなければちよつと先へ進めます。

問題は、厚生大臣の所掌に属する収入の中に、受託研究費によるところの収入があるか。特に、これは民間の製薬メーカーからのお金をもらつて研究をしておるわけですが、これも、国立病院等で特別会計にあるかどうか、お伺ひいたします。

○村山国務大臣 ございします。これはもう御承知のように、主として治験の関係でございしますが、国立病院で五十五年度約四億、国立療養所で五千万くらいのものでございします。

○草川委員 あるということをお認めになつたわけですが、問題は、その収入が毎年の予算、決算書には全く掲載をされてないわけでありまして、どうなつておるのか、事実だけを述べていただきたいと思ひます。

○村山国務大臣 御承知のように、治験に伴う収

入、これは本来歳入であるわけでございます。そしてまた、それに伴う支出は歳出に上げられるべき性質のものでございます。

ただ、歳入の方は、これは見積もりでござい
ますので、その年幾らになるかわかりません。歳出
の方は、これは歳出権限で与えられるわけでござ
います。大体まあ歳入歳出とんになるわけでござ
います。なかなかそのときの治験に伴う受託
収入が幾らになるかということとはわからぬのでござ
います。そこで、いままでは便宜の方法といた
しまして、医務局長通達で、それを嚴重に經理す
るように、すべて出納官吏を置きまして、そして
受託を受けるかどうかということを委員会に諮り
ますし、同時に、それを引き受けた場合には、そ
の成果について報告し、經理については特別の会
計を設けまして、そしてその資金はやはり院長名
で預金しておりまして、普通の院長の判とは違
う判で經理しております。一切の収入支出は、
院長がこれが適當であるかどうかということをや
っているわけでございます。問題はやはりその歳
入が幾らあるのか、それに伴って歳出が出るわけ
でございます。なかなか歳出がめどづかないわ
けでございますので、そのたびに一々補正予算を
組むというわけになかなかいける。その辺に
問題がありまして——ただ、いろいろな不正がな
いように嚴重經理だけは命じているところでござ
います。

○草川委員 受託研究は大体同様な事例が多いわけです。——農林省来ましたか、来ませんか。

これは私どもが調べた範圍内では、農林省、文部省、運輸省の受託研究費というのは正確に予算額に上げております。問題は厚生省が、いま言われた受託金の収入というものを、いずれにしても會計法第二条の中では、明確に國庫に納めなければならぬということになっておるわけです。厚生大臣も大蔵大臣の御経験者ですからおわかりのとおりであります。とにかく國庫に納めているのだからいいのかだけ答えていただきたいと思います。

○村山國務大臣 先ほど申し上げましたようなこととで国庫には入っていない、別経理になっております。

○草川委員 厚生省だ別別経理になつておるところに実は問題があるわけです。すでにこの問題については、会計検査院の方からも厚生省に過去いろいろいと申し入れがあつたわけでありませう。そこで、医務局長通達が出て、それを受けて、医務局長通達の通達というのが昭和五十二年の二月七日に出てるわけですね。それで「国立療養院及び国立療養所受託研究費取扱準則について」という文書が医務局次長より出されているわけですね。すけれども、その中で、いまおっしゃつたように、職員は、院長が指定する郵便局や銀行に預金をせよということをおっしゃるわけでありませうし、それから会計法第七条二項で「出納官吏又はその収納員は、歳入の収納をしたときは、遅滞なく、その収納金を日本銀行に払い込まなければならぬ」といふことに決まつておるわけでありませう。この通達は、真つ向から実はこれを無視しておるわけですよ。そうすると、国の会計法というものを局長が無視していいのかどうか、それで、その局長の責任というのはいかうなるのかという問題が出てくるわけですよ。厚生省というのはそういう歳入歳出をやつておみえになるのかという問題が出てくるわけですよ。それでしよ。

そこで、私がなぜこの受託研究費というものを取り上げたかといえますと、ちょっと話が飛ぶようにですけれども、実は丸山ワクチンに影響するのです。実は丸山ワクチンのいろいろな治験というものについては、日本医科大学以外に公の機関は協力をしておりません。ところが、丸山ワクチンは、私が何回か取り上げておりますけれども非常にいやがらせがありまして、同様な免疫性の薬のビシパニールとかクレスチンだけは通ったけれども、丸山ワクチンは通らぬのですよ。そこでわれわれが問題にしまして、ビシパニール、クレスチンも丸山ワクチンと同じように一回治験をしないさい、比較臨床試験をやりなさいという問題提

起をしたわけです。一部のお医者さんは、ビッパニール、クレスチンは効かぬと、こう言っておる。そこで、これは大変だということでメーカーが五十五年の六月に厚生省の許可で財団法人をつくりました。がん集学的治療研究財団というのをつくって、あつという間に、全国の大学病院あるいは国公立の病院二百五十施設が手を挙げて、この治療に協力しましょう、こうやるわけですよ、片一方では。こういうところにお金がどんどん行くわけです、一件について五十万とか三十万だとか。大したことはない。だけれども、實際調べてみると、一番悪いのは、きょうは文部大臣を呼んでおりませんけれども、文部大臣の所管の大学病院ですよ。そこのお医者さんのところに、水面下にもぐったところのお金がどんどん入っていくわけ。それで表の金額だけが、私がいま取り上げておるところのいわゆる研究費になっていくわけですよ。厚生省だけがえらい犠牲になったようだけれども、私はそうはいかぬと思うのです、これは。こういう研究が一方では二百五十ぼんと認められるのが国立病院にも来るわけです。国立病院も手を挙げておるわけです。いらっしゃい、いらっしゃい、研究しましょう。丸山ワクチンになると、それは困る、いやだいやだと言って断るわけですよ。しかも、この共同治療だと受託研究とあったって、国の施設で、国から月給をもらっておるところの職員が研究するわけでしょう。個人が研究するわけじゃないのだ。趣味趣向でやってもらっておるわけじゃないわけです。だから私自身が言いたいのは、厚生省のそういう局長に国の根本的な法律に違反をしてでも準備をするような準備というのをつくる権限が一体あるのかなのか、という問題を開きたいわけです。これは大蔵大臣に聞いた方がいいかもしれませんね。大蔵大臣、どうですか。これは財政法上一体どういうことになつてゐるのですか。

○村山国務大臣　これは五十一年でございましたでしょうが、会計検査院からやはり指摘された事項でございます。それに対して、今後嚴重な

取り扱ひをするということをお答えしましたが、同時に、先生の御指摘の点はごもっともでございます。したがしまして、私たちはそのことによつて経理が不明になるとは思つておりませんけれども、やはり国の会計原則に従うべきだと思つております。ただ、そのときに歳入に伴つて歳出がふえてくる性質のものでございます。したがつて、これからはそれを弾力条項で歳出権限を与えてもらわないと、そのたびに補正予算を出さなきゃならぬということになるわけでございますので、財政当局と篤と相談いたしまして、何らか弾力条項のやうなものを歳出に与えていただいて、そしてこれを国立病院の特別会計の歳入歳出を通すというのが一番正しいのじゃないだろうか、そのようにいま考えておるところでございます。

○**蔵川委員** 私が何回か申し上げる通りに、問題は会計原則というのがあるわけです。財務原則というのがあるわけです。そういうものを明らかに局長通達によってねじ曲げておるところに問題があるわけです。立法院の権能を超越してそういうようなことをすることがいいかどうか、これは大蔵大臣にお伺いします。

○窪田政府委員　国立病院における受託研究費の
実情は私どももまだ十分把握をいたしておりませ
ん。仮にその受託研究が先ほど申しましたように
国の職員によりまして国の設備や施設を利用して
行われるものであれば、これは当然歳入に計上す
べきものであると考えますが、正規の時間外に私
の立場で行われたものは別でございしますので、ま
ずその実態を十分把握する必要があると思いま
す。実態を把握いたしましたして、厚生省と十分協
議をいたしまして適切な取り扱いをいたしたいと存
じます。

○草川教員　これは大蔵大臣に聞いた方がよいと思うのですが、大蔵大臣は厚生大臣の経験者でもありますし、厚生大臣の方からは現実になうという受託研究があるという事例を認めておみえになるわけですよ。これは大臣から答えてください。

○渡辺国務大臣　厚生大臣がそういう事実がある

○渡辺國務大臣 厚生大臣がそういう事実がある

と云うのですから、あると思います。よく相談をいたします。

○草川委員 相談をするなどと言って、実際これは簡単なものじゃないでしょう、現実には国の会計法の基本的な原則をねじ曲げておるわけですから。これは厚生省ばかりじゃないのですよ。ほかにもあるわけですよ。そういうのがいろいろないメーカークの癒着になるわけですよ。出ているのは一部だけですよ。水面下に隠れたいろいろな研究費に問題がたふさんあるということ、私はこの財団法人が学術的治療研究財団の具体的なビシバニール、クレスチンの例を挙げて申し上げているわけですよ。ビシバニールとクレスチンをつくった製薬メーカー、大鵬薬品、これはフトラフルというのをつくっておるのですけれども、三共、呉羽、中外製薬、こういうところだけで計三億五千万円出して、自分たちだけの薬を国立の各病院の施設を使って、いかにも効いたというようにことを実証しようとしておるわけですよ。一方でそういうものだけに協力しておいて、片一方本当に国民の待望するものには協力しない。しかも、財政上の取り扱いがきわめて不明確になっておるわけですよ。

これは法制局にお伺いをいたしますけれども、法制局としてはどういようなお考えを持っておみえになりますか。私は、これは明らかに違反だと思ふのです。

○角田(總)政府委員 先ほど大蔵省の政府委員から御答弁申し上げたとおりだと思いますが、受託研究費であつても、それが国に対する研究委託に於いて支払われるものであれば、これは当然財政法十四条の規定に従つて予算に計上すべきものであるというふうに考えます。

○草川委員 きわめて明快に法制局の方からもこゝういふお答えが出たわけですから、これは厚生大臣、相談をするなどというのじゃないと思うのですよ。もう一回答弁してください。

○村山国務大臣 さつきもお答え申し上げましたように、歳入歳出に計上する方向でやります。た

だ、そのときに歳出の弾力条項は何としても認めてもらいませんと、会計が動きません。

○草川委員 だから問題は、私どももそういう歳出の現実的な弾力的な問題は十分理解をいたします。逆にいまは申請をされておる金額は過小な金額なのです。実際はその水面下で莫大な金が教授に渡されておるわけですよ。これは特に国立の大学病院です。国立病院の場合は、まだドクターで逆から現実には私はうんと少ないと思うのです。入るものはほとんど入れられないじゃないですか。入るものを制する必要があるわけですよ、出るものを制するわけですから。入るものは、国立病院の権威を求めて研究を申し込む人があれば受け付けて、それを明らかにして収入に上げるべきである。

ただ、ここでもう一回また大蔵大臣に申し上げますけれども、このような私のようなことを言いますと、今度は厚生省の国立病院の予算として、こんな収入がふえるならば次もまた予算を抑えようというようなことを主計官が言うから、これはなるべくならいゆる別会計にしよう、水面下にもぐらせようとかまかすわけですよ。だから正直なことを言つたら、主計官は全部明らかにして、そして予算についてはつけるものはつけるという態度をとらないと、幾ら私がこのことを主張いたしましても、結局国立病院がまた逆に困ることになるわけですよ。大蔵大臣、どうですか。

○渡辺国務大臣 実はそういうようなことはありそうなお問題でございます。給与の問題がございまして、自分と同級生が自分の五倍よりもよい成績はおれの方がよかつたというふうなことがあつて早付けするとか、そういう話も聞いておりますから、私はありそうなことだと思ふのです。やはり実態に合わせないと無理は余りききませんので、そういう点についてはちゃんと収入は収入としてきちんとするが、支出については厚生大臣も実情も考えてくれというふうなこともありますか。

ら、そこらの点についてはよく相談をして、いまおっしゃつたようにいびつにならないように十分に検討させたいと思つております。

○草川委員 これは本来ならば、五十七年度の予算から私はこの問題を取り上げていたきたいと思ふのですけれども、五十七年度はすでに概算要求を出した後になっておるわけでございますから、考えるというのはその次の年になりますか、あるいはその一年間は準備期間としてやるということですか。

○村山国務大臣 五十八年度をめどにやりたいと思つております。

○草川委員 ぜひこれは正しく実施をしていただきたいと思ひます。

そこで、これも最後に中曾根さんにお伺いをするわけでございますけれども、私、一つの例を申し上げました。違法と思はれるものはいふんまだあると思うのです、会計上の中からも。これはやはりきつぱりと切っていくということが行革のそもそもの始まりだと思ひます。私がいま申し上げましたのはただ一つの例ではなくて、水面下あるいはその他のところにもこのような事例はたくさんあるわけでございますので、ひとつ厳格な指導を求めておきたい、こういうふうにお願ひを申し上げておきたいと思ひます。ですから、これはひとつ要望をして、最後にいまのことについての中曾根さんの見解を賜りたいと思ひます。

○中曾根国務大臣 国立病院等に関する非常に大事なポイントについて御指摘をいただきまして感謝をいたします。

確かに御指摘になるようなことがあり得ると私も想像しております。その間に会計経理が不明朗であつたり、あるいは一部の薬の業者と不明朗な関係ができた、あるいは一部はあくまでわれわれは排除しなければならぬと思ひます。しかし一面において、日本の医学や薬学の向上のために国立病院が協力するということもまた大事なことであり得ると思ひます。その辺の境界を清潔に、しかも積極的にやれるような体制をつくっていくよ

うに、われわれも監査なりあるいは管理を厳格にしてやっていきたいと思つております。

○草川委員 では、三番目の問題に移ります。

実は、臨調でもずいぶん医療費の問題が具体的に話題になっております。同時に、医療費の中に占める薬の値段、薬価についてもかなり厳しい議論が行われておるわけでございます。その点について、私は私なりに大変苦勞をして集めてまいりました資料をもとに厚生省の考え方を伺ひをしたいと思います。

実は、薬といひましても奥行きが非常に深いわけでございますが、私どもは、薬の値段と現実の取引されておる値段の間に非常に乖離がある、この薬価差益といふものをどう見るのか、あるいは薬価といふものを早く下げたらどうだろうといふことを何回か問題提起をしておつたわけでございますが、ことしの六月から三年四月までに薬の値段、薬価といふのが下がりました。これは平均の引き下げ幅は一八・六％です。医療費のベイスでは六・一％下がつたわけでありましてけれども、どうしたのか、薬価は下がつたんだけれども、現実には取引をしている薬の値段が上がつてきたのです。ちょっと信じられぬ話でしょう。薬価は大幅に一八％下がつた。そして、取引する価格も下がるのが普通でしょう。ところが、これはほとんど上がつてきたのです。

これはいかなることかといふのを、私は東京の神田の現金問屋をずっと統計で調べました。あるいは大阪の道修町といふのですか、大阪の現金問屋の方も探して、あるいはこれはすでに毎回私取り上げて怒られるわけですが大阪府保険協同組合、間違ひのないように申し上げますけれども、大阪府保険協同組合の方々、このような値段だつたらお世話をしますよといふ、こういう表もございまして、これを全部突き合わせてまいりましたのが私がいま皆さんのお手元に配りました価格表で、ことしの一月から十月までの価格を調べてまいりました。このような価格表といふのは、私、日本でも初めてだと思ひますけれども、

これは皆さん自身が調べられてもきわめて信頼性の高いものであります。メーカーからも全部これは突き合わせをした値段であります。

この左の品名は最もポピュラーな、毎日どこかの診療所、病院で使われておる薬であります。薬というのは一錠、たとえば一番上にありますアルダクトンA錠なんというのは、二十五ミリで一錠七十七円二十銭の薬価が右の方へ行きまして六十三円三十銭に下がりました。これは厚生省が決めたわけですね、下げてくれたわけですね。ところが、実際の取引する値段は当時三千円、一つの単位です。一袋三千という箱があるのですけれども、これがことしの一月には十萬五千円だったのです。当時の薬価は二十萬一千六百円だったのです。これは十萬五千円で取引されておったのです。これが一月、二月、三月、四月、五月と大体十萬五千円であって、ことし薬価が下がったわけですね。厚生省は、六月一日からこうしなさいと言った。そうしたら十萬六千円、十一萬四千円、十二萬三千円、十二萬五千円、十二萬五千円と上がってきたのです。一九%上がってきたのです。これはおかしいでしょう。同じようにずつときましましょう。真ん中でサワリンカプセル、藤沢薬品ですが、これも五百円という一つの箱で、一月には二萬三千円しておったのです。当時薬価では十一萬五千円、一錠では二百三十円。これがことしの五月、二萬三千円でずつと移行しておったのです。多少、五百円上がった下がりがありましたが、薬価が下げられたら、七月には三萬九千円、四萬円、四萬円、四萬三千円。一番安いときと高いところを比較をいたしますと何と八六%というように上がり幅になってくるわけです。

こういうように、全部言えは切りがないわけですが、厚生省が薬価を下げておるにもかかわらず実質的に上がっていくのか。だから愛知県医師会の調査によりますと、一般診療所では一割以上診療収入が下がってきたというのです。医療費が上がった

のです。医療費が上がったのだけれどもお医者さんの収入は減ってきたわけですね。大病院でも四%から六%、いわゆる総売り上げというのです。か、診療報酬が下がってきた。だから大病院は困ってしまったというわけですね。看護婦さんの給料も上げなければいけません。ところがこういうふうな下がってきた、一体だれがこういうことをするのか、これは厚生省が行政指導をして薬価を引き上げておるのではないかと、実は京都の方のお医者さんとか、あるいは日本病院会——日本病院会というのには会員千八百人、千八百の病院、内藤景岳さんが会長ですけれども、この方は公正取引委員会に、厚生省が何かおかしいことをやっておるんじゃないかといって、いろいろいな陳情というのですか、いろいろなことをやっておみえになっておるわけですね。

一体厚生省は、この薬の価格についてどのような指導をなされたのか。何か聞くところによると、厚生省はことしの六月一日の薬価基準の全面改正に対して、医薬品の公正な競争に基づく適正な価格による納入等について業界を指導する趣旨の通知を出したと私も聞いております。現実には、これは五月三十日ですが、第二十八号厚生省業務局経済課長名で通知を出しておりますけれども、これがかえって逆用されておるのではないかと、こう思うのですが、その点の指導はどうされたのかお伺いします。

○持永政府委員 いま先生御指摘のように、今回の薬価基準の改正に当たりまして業務局の経済課長の名前で「薬価基準の適正化と医薬品の安定供給の確保について」という依頼の通知を出しているのは事実でございます。

この中身は、六月一日の薬価基準の全面改正に際しまして、改正の趣旨を知らせますとともに、個々の医薬品の実情に応じた適正な取引が行われるよう医療機関の理解を得るということについての協力依頼の文書でございます。もちろん厚生省といたしましては、こういった業界に對しましてかねがね医薬品の公正な競争に基づく適正な

取引価格の納入についてということで指示をしておるところでございます。御指摘のようなことでこれが誤解されたとすれば私も大変残念に思いますけれども、私どもの気持ちとしては、あくまで公正な競争に基づく医薬品の適正な価格による納入というのを基本にした指導を行っているところでございます。

○草川委員 これは全く実は問題なんですけれども、厚生省の真意がどこにあるかということですが、この文章を読みますと、「このような状況下において、今後仮に、医薬品個々の実情を無視して一律の値引きの強要が行われると」——これは多分病院とかお医者さんが値引きの要求をするというのを言うのじゃないか、「中には医薬品の品質低下や、安定供給に重大な支障を来すものも生じかねない」と憂慮されます。こういうものですか、メーカーは一番にカルテルですよ、みんながばりまして、お医者さんが薬の値段を下げる、こう交渉しますと、先生、悪いけれども私は絶対下げません、下げたらほかのメーカーから買ってくださいといって、非常にメーカーが強いんです。大体安く売っておったときに薬はメーカーが一番安く売ったわけですよ。にもかかわらず、厚生省が薬価を下げたら上げるということはどういうことなんだろう。それは何かというと、ことし一回薬価調査をやる厚生省はすでに声明しております。薬価調査をやるから、それがこわいから、いま統一してやろうというわけですね。自治大臣お見えになっておりますけれども、国公立の病院とか自治体病院なんかも困っておるんですよ。自治体病院は価格が決まっ

てないから薬が入らぬのですよ、六月から。だから、仮納入といって、仮に品物を入れさせておるんです。自治体病院であらうと、国公立の病院であらうと、いわゆる問屋さんにお金を払ってないですよ、半年間。だから、みんなひいひい言っておるでしょう、薬問屋は。薬価は決まったんだけれども、なぜ実際の取引価格が決まらないのか。これは自治体病院の方から一遍実情を聞きたいと

思うのですが、どうなっておりますか。

○土屋政府委員 ただいまお示しのごさいますように、薬価基準が一八・六%下がったわけですが、私ども自治体病院の詳細について承知しておるわけではございませんけれども、下がった分だけ購入薬剤が下がったというふうには必ずしも聞いておりません。全般的にどういう影響があるかということについては聞いておるところでございます。自治体病院協議会あたりが調査しておるところでは、収入は減っております。どうなっておりますか、非常に多くの病院でございまして、そういった協議会等を通じて十分研究をし、私どもとしてもまた指導できる面はできるだけ適切な方法で指導したいと思っております。

○草川委員 自治体病院は大変で陳情に来ておるんですよ、われわれのところへ。陳情に来て、何とかしてくれと言っておるわけですよ。

それで、厚生省にもうさくばらん申し上げますけれども、きょうは中協協もやっております。中協協にこれを提案をしているのじゃないかと思っておりますけれども、いつごろやるんですか、これは。

○村山國務大臣 これは中協協でも年に一回やるということをやっておりますので、今年中にはやりたいと思っております。

○草川委員 今年中にやるといことがこれで初めて明確になったんで、これはやはり今年じゅうに再調査するというのがこわくなって、メーカーはいまものすごく上げをやっているわけですよ、いま言ったように二割、三割と。しかも、弱小のソロソロメーカーというのが今度の——きょうはもう時間がないので触れませんが、三十円から百五十円とかといって、同じ効能の薬でもものすごい差があるものだから、三十円ぐらいいに薬価が決まられたメーカーはやめてしまうわけですよ。結局、高いところに薬価が認定された

ますから、アクセントの方には自信が余りないのじゃないかと思うのですが、その点はどうぞごさいますか。

○渡辺国務大臣 私が先ほど言ったように、日本の安全を守るには防衛だけじゃだめです。総合安全保障だということはよくわかりますが、やっぱりそこだけを出さないといいわけにもまいりません。しかし、よく理解は示すつもりでございすと言ったわけです。

○神田委員 次に、仲裁裁定問題と人事院勧告の問題が具体的な日程に上ってきたようでありすが、しかしながらこれはまだ明らかな形で問題が方向性をはつきりしてきておるわけでごさいます。末端の公務員の皆さん方では、果たして年内支給されるのだからという心配もあるようでありすが、財政当局としては、年内支給のタイムリミットというのはどの辺のところに置いておられますか。

○渡辺国務大臣 仲裁裁定の問題は、すでに国会にお預けをした問題でございまして、私だけが財政当局として個人の意見を申し上げるという段階ではございせん。

人事院勧告の問題につきましては、これは財源の問題という大きな問題がございまして、これも私だけでどうにもならぬ問題でございまして、給与関係閣僚会議において、どうすれば財源の見通しがつくかというように非常に協議をして努力をしておるという最中でごさいます。

○神田委員 重ねてお聞き申し上げますが、年内支給について最大限の努力をなさるといふことでございすか。

○渡辺国務大臣 どういう形の支給になるのかも含めまして目下努力中でごさいます。

○神田委員 次に、大蔵省が「財政の中期展望」その他五十七、五十八年度の問題を出してあります。問題は、税の自然増収の問題でありすが、ことしの自然増収の問題を見てみましても、きわめて厳しい状況でございすが、大蔵省といたしましては、ことしは大蔵省が予想した税

収が確保できるというふうにお考えでございすか。

○渡辺国務大臣 これは先ほども答弁いたしましたたが、八月末で進捗率から見ると納税の割合はマインスの二・六というふうなことで、もしこの状態が続けば大変なことになるわけでごさいます。しかしながら、四、五、六、七、七でございす、七月の状況ぐらいではまだ国の予算がそう執行されてないし、納税時期にも来ていないというところでごさいますから、私どもは、もう少し様子を見なければ何とも言えない。したがって、九月、十月、九月決算が入って十一月ぐらいのところまで半分ぐらい過ぎてみなければ実際はよくわからぬ。しかし、われわれとしては、できるだけ景気の動向には注意をしていかなければいけないというところで、それは企画庁ともよく連絡をとりながら予定の税収が確保されるように十分に注意をして配慮していきたいと考えています。

○神田委員 日本の国内の状況やあるいは世界的な失業者の状況から見て、輸出産業がこれ以上まきいくのかどうかという問題もあるし、この税収の問題については、私は、かなり悲観的な見方をせざるを得ないという状況だと思っております。

いま大臣が御答弁になりましたように、それは、その半ばごろまでの中でいわゆる税収が上がるらないという状況になってまいりますと、これは当然、それをもとにしてつくっております五十七、五十八年度の税の問題にもかかわってきますし、そうしますと、それでなくてもいろいろ歳入不足の問題のあるものが、これがきわめて憂慮されるような状況になってくるというように思っておりますが、その点は、一四%ずつ税収をふやしているという五十七、五十八年度に向けての展望はいかがでございすか。

○渡辺国務大臣 御承知のとおり、あの中期展望というものは、五十六年度予算というものが土台になっておりますから、これに狂いがくればみんな狂いがくるといふことは当然でございす。

今年度の歳入については、まだもう少しなを見ないと断定的なことは申し上げられませんが、しかし安心できる状態でないといふことも事実でございす。

〔小淵(恵)委員長代理退席、藤波委員長代理着席〕

○神田委員 そういふふうな状況でありますと、中曾根行管長は、昨日ですか、増税について、これは行革とはなじまないのだというふうな形で否定的な御発言をなさったようでありすが、財政の責任者としたしましては、こういう客観情勢の中にありますれば、五十七、五十八年度には——五十七年度はともかく五十八年度等については非常に大きな歳入不足をどういふふうな形でカバーをしていくのか、一切いわゆる増税というものについては、これを完全に否定し去った形で財政運営ができるのかどうか、その辺の御見解をお聞かせいただきたいと思ひます。

○中曾根国務大臣 私が申し上げましたのは、一つは筋を申し上げたのでございまして、行政改革というものを一生懸命やっております今日、われわれはそれによって小さな政府をつくらう、冗費を節約しよう、そういうことで懸命にやっております、そういう精神から見れば増税というものを考えることは邪道である。増税なしに小さな政府で国民の御期待におこたえするというのがわれわれの趣旨である。増税を考えるとどういふような場合は、よほど重大な事態で、もうにっちもさっちもいかぬというふうな、とことんの事態が出てきた場合は、それは考えられるかもしれないけれども、しかしわれわれは、ともかくそういう増税を呼び起こさないで財政を全うしていく、そういうことに全力をいま傾倒してやらなければならぬと考えておる次第であります。

○渡辺国務大臣 私も大体同じような考えでございまして、五十七年度予算については増税は一切考えないといふことで、もっぱら歳出カットによってやっていく、また、それ以降の問題につきましても、行政改革で経費を少なくするという努力

力をいまからやろうというさなかでございすから、やはり増収のことを考えると緩みがくる。これはもう事実でございすので、そういうようなことは考えずに、歳出カットが本当に要調整額の分だけできれば増税は要らないわけでごさいますから、したがって、歳出の抑制、経費の節約というところを中心に行革を始めてやっていくという決意でございす。

○神田委員 御答弁でありますたが、ことしの行政改革、いま出されている関連法案でも、とてもその税の不足に見合うような形のものではないわけでありすが、そうしますと、増税をやらぬで歳出カットだけでやる、行政改革だけを推進していくということになりますと、これは五十七年度、五十八年度は思い切った行政改革、歳出カットをやらなければ追いつかないというふうな状況になると思ひますが、ことしよりもっと規模の大きいものを来年あるいは再来年は考えておられるというふうな思ひでよろしうございすか。

○渡辺国務大臣 これは一つには、何といつても景気の動向が決まらぬと税収がわからぬわけですから、来年の経済見通しがまだ立っていないわけですから、来年の税収も予定が立たないという段階で、五十八年、五十九年までいままことどういふということは言えない。したがって、ことしの暮れになりまして、いづれにしてもわれわれは中期展望で見込んだ程度の税収をいねがっておるわけでごさいますから、何とかそういうふうな持ちていきたいと思ひておるわけですが、経済は生きておりますからどういふふうなことになるか、その時期になつて判断をして、そうして、まずは歳出カットによる五十七年度予算を編成する、それによつて今度は五十七年度を土台にして中期展望というものをもう一遍こしらえてみて、どの程度の歳出カットならば増税なき財政再建ができるかといふこともあわせてその段階で検討させていただきたいと存じます。

○神田委員 そうしますと、その段階におきま

し

て、たとえば大幅に歳入の不足が生じたというこ
とになりますと、思い切った行政改革を推進し
て、あるいは歳出カットを思い切つてやるという
ふうなことになるのであつて、つまり増税はしな
い、こういうふうなお考えでありますね。

○渡辺国務大臣 要調整額というものは、歳出を
カットして埋めるか、増収を図つて埋めるか、二
つしかない。あるいは借金をふやすということも
あるでしょうが、それはもう考えない。すでに
国債費が来年度は公共事業費を上回るという状態
でございますし、三、四年すると社会保障費を利
払いが上回るという話ですから、それ以上借金を
ふやしていくことになるは大変な、何のため
に予算を組むのかという話になりますので、こ
れはもうできない。ということになれば、
やはり歳出を極力減らすか、歳入をふやすか、二
つしかないわけですから、あるいは組み合わせるか
しかならぬが、まだまだ歳出をカットする余裕が
あるではないか、国がやっていることも、まだま
だこういう時期になれば、民間並みにやれば、も
っと軽量な、もっと効率的な政府ができるじゃな
いかと言ふ識者がいっぱいいることも事実でござ
います。

したがって、そういうような世論の上に立つて
行政改革を、これはいまから第二臨調が本格的な
答申を出してもらつたというやさきでございま
すから、私としては、まず臨調の先生方の御意見を尊
重するという内閣の立場もございまして、それ
は増税のない方向でやれと言つて決まっております
から、増税のない方向でまず最大限の努力をす
ることが先決問題だ、そう思つております。

○神田委員 大蔵大臣、御苦勞さまでした。結構
でございます。

続きまして、アメリカ政府の対日防衛要求問題
につきまして、防衛庁、外務省等に御質問を申し
上げます。

私どもは過日、民社党の佐々木委員長、それか
ら大内政審会長ともども訪米いたしましたして、プ
ッシュ副大統領初め政府の要人の方と会つてまいり
ました。そのときに防衛問題についての話し合い
があつたのでありますけれども、アメリカ側が日
本に求めておられますのは、大体要約しますと、一
つは経費の分担、一つは防衛協力のリソースの進
め方、一つは日本の防衛力の整備の問題、もう一
つは装備技術、軍備技術の交流の問題、こういう
ことに大体要約されておりますけれども、こうい
うふうなことが中心になつておられるのでありま
す。

○大村国務大臣 お答えします。

日米首脳会談の後を受けてましてハワイの事務レ
ベル会談、そしてまた、私が渡米しまして国防長
官等との会談をしたわけでございまして、その際
出ましたような問題は、主として先生が御指摘に
なつたような問題でございました。

○神田委員 その中で特にアメリカ政府が関心を
持つておられると感じたものは、経費の分担問題
と、それから軍備、装備技術の交流の問題でござ
いました。

最初に、経費分担の問題についてお尋ねを申し
上げますが、アメリカの方から具体的に経費分担
についてどのような要望がなされておりますか。

○大村国務大臣 お答えします。

日米共同声明の第八項におきまして、安保条
約に基づきます米軍の日本に駐留しますことに伴
います負担の軽減に特に努力してほしいという要
請があつたわけでございまして、

具体的に申し上げますと、いわゆる思いやりに
つきまして、労務費の負担の軽減、光熱水費の負
担の軽減、あるいは施設等に伴います負担を日本
側でふやしてほしい、大体そういう関係の要望
があつたわけでございまして、

○神田委員 ただいま項目についての御報告がご
ざいまして、それをどのくらい日本の方で負担
をしてくれという具体的な数字についてはいかが
でございますか。

○大村国務大臣 私どもの会談の席上におきまし
ては、具体的に幾らという要請はなかつたわけで
ございまして、

○神田委員 伝えられておりますところによりま
すと、労務費、光熱管理費等については五〇%、
この増額を要求しているというふうに言われてお
ります。仮にそういうふうなことであるとするな
らば、いわゆるこのアメリカ政府の要求に對しま
して、日本はどういう形でこれにこたえていこう
となされているのか、その点はいかがであります
か。

○大村国務大臣 お答えいたします。

さしあたりこの五十七年度の概算要求をつくる
に当たりまして、全般的には非常に厳しい状況で
ございまして、そういった要請も念頭に置き、安
保条約を効率的に運用する上からも、必要なもの
は概算要求に織り込むということで努力をしてい
るわけでございまして、

具体的に申し上げますと、労務費につきまして
は、現行の地位協定の範囲内で精いっぱいやって
おりますので、さらに新たに対象をふやすという
ことはいかがかと考えているわけでございまして、
これまでの線で伸ばしていくということで努力し
ているわけでございまして、

光熱水費につきましても検討いたしましたしたが、
むずかしいというふうに判断いたしましたるわけで
ございまして、

その他の経費につきましては、必要最小限のもの
は盛り込んでいくということで、米側と打ち合
わせたものにつきまして必要最小限のものは概算
要求に織り込むということでまとめているわけで
ございまして、

○神田委員 私どもがアメリカ国防省におきまし
て、ワインバーガー国防長官、ウェスト次官、さ
らにジョーンズ海軍少将等と会談をした席におき
まして、ジョーンズ海軍少将は、明らかに施設費
に對しまして五〇%の増額を要求している、こう
いうことを言つておりますが、それは事実であり
ますか。

○大村国務大臣 お答えします。

具体的な率を挙げての要請は、私どもも受けてお
りません。

○神田委員 そうしますと、言葉のニュアンスと
して、かなり増額を要求されている、施設費につ
いてもそういうふうな形で要求をされている、こ
ういうふうなことで感じておられますか。

○大村国務大臣 この問題につきましては従来か
らいろいろの要請がありまして、毎年度検討して
やつておるわけでございまして、今回、財政事情
は非常に厳しい状況でございまして、具体的な要
望のあつた項目につきましては、内容を判断いたし
まして、重要な必要なものから織り込むというこ
とでできる限り努力しているところでございま
す。

○神田委員 そうしますと、かなりの増額の部分
を概算要求においてこれを盛り込んでいくという
ようなこと、そういう方針でございまして、

○大村国務大臣 厳しい枠内でございまして、で
きる限りその範囲内で努力するということをや
つております。

○神田委員 私どもの方の考え方によりますと、
アメリカ側のこれらの要求にこたえていくという
ことになれば、これは地位協定を改定していくと
いうことをしなければ要請にこたえられない、あ
るいはそれにかゝる特別な法律をつくるというこ
とを考へていかなければならない、さらに地位協
定の解釈を拡大解釈するか何かして解釈上の運用
でこれをしていく、あるいは全くアメリカの要求
を拒否する、こういう四つくらいはいわゆる対応
の仕方があると思うのです。

そうすると、防衛庁としては、いわゆる法律的
な問題としては、このどの形に沿つてこれらの要
求問題について、これにこたえようとしておるの
でありますか。

○大村国務大臣 お答えします。

地位協定との関係でございまして、労務費につ
きましては、先ほど申し上げましたように、現行
の地位協定の範囲内で対処してまいりたいと考へ
ております。

また、施設費につきましては、地位協定の範囲
内でなし得る余地がまだ相当ございまして、そ

ういった範囲内で臨んでまいりたい。

また、光熱水費につきましても、いろいろ検討しているわけですが、いまのところ特別の方法を講ずることはいかかと考えているわけでございます。

○神田委員 そうしますと、ただいまの御答弁を聞いておきますと、地位協定を拡大解釈する、これによって運用をするということでございますね。

○大村国務大臣 地位協定の範囲内で運用してまいりたい。解釈のできる範囲内でやっています。別に拡大をするわけでもありません。

○神田委員 これは解釈の拡大ですね。解釈の中でどういうふうなことをやっていますかということについてはいろいろあるわけですから、私どもとしては、これは拡大解釈だという判断をせざるを得ない。アメリカのジョーンズ海軍少将が言っております解釈の運用、拡大解釈、これで日本に対応してもらえないのか。いかがですか。

○大村国務大臣 解釈運用の範囲で対処してまいります。

○神田委員 本日は時間もございませんで、次の問題に移りますが、要するに拡大解釈しか道がないわけですね。これは拡大解釈しか道がないんだ。そうでなかったら、違うことをやるか、違うものををつくるか、何かしなければ、これはできるわけがないのです。

○吉野(実)政府委員 お答えをいたします。

光熱水料の方からまいりますけれども、これは運営費でございますので、地位協定からできない、これははっきりしているわけですね。

労務費につきましては、すでに昭和五十三年から、いわゆる思いやりと言われておりますけれども、地位協定の範囲内で、公務員よりも高い部分をとらなければならないという運用しております。持つかどうかという運用しておるわけですね。ですから、今後もその方針を続けていく。言いかえれば、いままでは日本側が負担することができると解釈されている、そういう項目をふやす

ことはなしにして、いままでも今後も続けていく。

提供施設の話でございますけれども、これは地位協定の範囲内で、先ほど大臣からもお答えがありましたけれども、まだやる余地はありますので、先ほど先生が五〇％というお話がありましたけれども、来年の概算要求では二九％増の要求をいたしております。これはアメリカ軍当局が非常に緊要だというものを選んで、自主的に日本側において実を概算要求をしておるわけでありまして、今後ともこの問題については緊要度それからこちらの事情等を勘案の上、引き続き共同コミュニケーションの精神にのっとりまして続けていくつもりであります。

○神田委員 二九％増でこたえたということは、五〇％の要求、それに近い要求はあったわけでしょう。大体そういうふうな形だと思ふのです。二九％増でこたえたわけだから、大体要求はこういうことであるということ、日本政府、防衛庁としてはそういうふうなこたえていくということでございますね。

それ、もう一つ関連しまして、要求の中で、有事即応態勢の問題を勘案しまして充足率を高めることが要求されておりますが、五三中業では充足率を現在の陸の八六％を八九％、海上の九六％を九八％、空の九六％を九八％に充足をするというふうな決めておられますけれども、大変厳しい財政事情の中で、果たして五三中業の終わりで、つまり五十九年までですか、これを達成できる見込みでありますか。

○塩田政府委員 五三中業の中で、いま御指摘のような計画を持っておりますことは事実でございますが、しばしば申し上げておりますように、これは防衛庁限りの見直しでございまして、私どもとしては、その実現に向かって努力をしたいというふうな現時点でも考えております。

○神田委員 次に、もう一つの問題は、米国の協力態勢、協力対応の中で、大体安保条約の五条関係は日米では詰りが終わつたと言われており

ますね。残るは極東有事の問題等に関連する六条関係だ、こういうふうな言われておりますが、この極東有事の研究というのは、いつごろからどういう仕方での研究に入ることを検討しておりますか。

○塩田政府委員 まず最初にお答え申し上げたいのですが、五条関係については研究が終つたというのではなくて、しばしば申し上げておりますが、五条関係についての一つのシナリオについての研究が終わつたのだということをこの際改めて申し上げておきたいと思ひます。

なお、六条関係についての研究につきましては、現在外務省と私どもの方で打ち合わせておりまして、できるだけ早い機会に米側との間に折衝に入りたいというふうな考えておりますが、まだその時期等を申し上げられるような段階には至っておりません。

○神田委員 そうすると、具体的に外務省と話し合いに入つて、すでにもうアメリカと交渉するといふ段階まで来ているということですね。

○塩田政府委員 まだアメリカといつから交渉に入るかというところまではいっておりません。私どもと外務省との間の交渉中でございます。

○神田委員 次に、もう一つのアメリカが非常に関心を持っております軍事技術交流の問題について御質問申し上げます。

この問題については防衛庁、外務省、通産省、それぞれ考え方がありのようでありまして、まず基本的な考え方を防衛庁からお聞かせをいただきたいと思ひます。

○大村国務大臣 お答えいたします。

防衛庁と米国防省との会談におきまして、防衛技術の日米間の交流につきましては、米側から、従来の一方的な技術の流れ、アメリカから日本の方への一方的な流れを相互的な流れに変えていくべきであるという一般的な期待の表明が行われたのでございます。ただ、いままでは、特定の技術についての具体的な希望が表明されているというところまでは至っておりません。

す。そこで、今後の進め方でございますが、いま御指摘のような問題を含めまして、担当の装備局長からお答えさせていただきます。

○和田(裕)政府委員 お答え申し上げます。防衛庁がこれに対してどういう方針で臨むかという御質問だと思ひますが、これは大村長官がアメリカへ行きましたときに、相互交流につきましては原則としてこれを認め、相互交流をとおっしゃつておられます、私もアメリカへ行きましたときにデラワール次官にそのように申し上げたことがございます。

それから具体的な問題になりますと、武器輸出三原則あるいは統一見解といったことは関連してくることもあるのではないかといいことでございます。これにつきましては、七月十日の閣議でのお話を受けて、いま三省庁間で検討中という段階でございます。

○神田委員 いろいろ御質問がありますが、ちょっとおきまして、通産大臣がお見えでございますので、通産省として、この両用にわたる軍事技術の交流の問題について、どういうふうにお考えでございますか。

○田中(六)国務大臣 いま防衛庁長官並びに防衛庁の事務当局からお答えいたしましたように、いま現実にはアメリカから一方的な流れでございすけれども、相互的な流れ、つまり事務当局からも相互的にすることを検討するようなことを言っておりますが、具体的に私どもそれを受けておりませんし、通産省といたしましては、あくまで武器輸出禁止三原則並びに慎重にという決議、国会の決議もございすし、それを尊重する腹でございまして、いまこの件については、外務省それから防衛庁で協議中だということは聞いておりますけれども、私どもいたしましては、あくまで武器輸出三原則ののっとつて対処していきたいというふうな考えております。

○神田委員 通産大臣の答弁、大変重要であります。外務省の見解を先に聞かしていただきま

す。

○浅尾政府委員 お答えいたします。

先ほど来御質疑のありましたとおり、アメリカ側の考え方は、現在の一方通行を両面通行にした、こういうことでございます。しかし、具体的に何を、どういふものを欲しいということは、まだ私たちがところでは少なくとも承知しておりません。外務省としても、武器禁輸三原則、政府統一見解及び国会決議、こういうのがございまして、これは基本的にはアメリカにも適用されるということでございます。

ただ、アメリカとの間には安保条約あるいはその他の条約がございまして、これとの関連で、どういふふうな今後取り進めていったらいいかという法的な側面について現在検討中でございます。その過程において防衛庁とは内々に意見を交換しているというのが現在の段階でございます。

○神田委員 武器輸出の三原則との関連で、アメリカにも基本的に武器輸出の三原則の問題を適用するということ、これはきわめて重要な答弁ではないかと思うのですが、それと安保条約の中のいろいろ日米で取り決められている条約問題について、このままでは両方矛盾した形であるわけでありまして、これは一体外務省としてはどういふ判断をとるのであるのでしょうか。これは国民が非常に迷うのではないのでしょうか、どうですか。

○浅尾政府委員 先ほど私が申し上げましたのは、これはあくまでも外務省として、法律的にどういふふうな解釈したらいいかという立場でございまして、他方においては武器禁輸三原則、統一見解あるいは国会決議等があるという、これは現実でございます。しかし、アメリカとの関係においては、相互防衛援助協定あるいは安保条約というものがございます。したがって、それとの関係についてどういふふうな外務省として考えたいのかというのを現在検討中でございます。ただ外務省として統一見解というものを固めていない段階でございますので、ここで外務省の決まった考え方というのを申し上げる段階にはまだ立

ち至っていないわけでございます。

○神田委員 通産大臣にお聞きいたしますが、通産大臣は、さきの国会におきまして三原則の問題に関連しまして、武器製造の関連技術も対象として、これを三原則の中心に準じて守っていくというふうな形の答弁をされておられるわけでありまして、いまの御答弁を聞いておりますと、武器輸出三原則を厳守する方向に近い形で持論を述べられたと思うのですが、そういう観点でございますか。

○田中(六)國務大臣 たびたび答弁いたしておりますように、武器輸出三原則と政府統一見解、国会決議などは遵守していく方針でございます。ただ、いま外務省当局からもお話がございまして、日米安保条約並びにその他の日米間の諸条約との兼ね合いについては、いま外務省、防衛庁で協議、検討中でございますので、それをお待ちしております。

○神田委員 そうしますと、要求されても出せるものと出せないものがあるというふうな形での、いわゆる品物について、こたえるものとこたえられないものがあるというふうな形をとるということも一つの方法であるだろうし、いろいろな形で、これは今後やはり問題になってまいります。きょうはちょっと時間がありませんから、これはまた後にいろいろ御見解を総理も伺ってからお尋ねしたいのであります。

最後に、日米技術・装備定期協議が近々行われるわけですが、そういう中で当然アメリカの方から、いまは何も具体的には言われていないけれども、私どもが行ってアメリカで感じた感じでは、この問題に非常に熱心であります。何とかこれを日本の方で受け入れてもらいたいというふうな気持ちで非常に強く出ておりますから、必ずどういふ形でこれは出てくるわけでありまして、いまの外務省のような、そういう非常に中途半端な形でこの問題を残しておりますと非常に問題が残る。だから、防衛庁は一番先にその対応を迫られるわけでありまして、防衛庁としては、どのく

らいまでに、どういふことを、どういふふうにしてもらいたいというふうな、外務省その他の関係省庁と話し合いをしていくおつもりでありますか。

○大村國務大臣 お答えします。

防衛庁といたしましては、この問題はきわめて重要な問題であると考えますので、関係省庁との間に協議を進めまして、できる限り速やかに方針が固まるように今後引き続き努力してまいりたいと考えております。

○神田委員 通産大臣、結構でございます。

次に、沖縄の嘉手納町の嘉手納基地の共同使用の問題について御質問申し上げます。

嘉手納町が米軍に返還要求をいたしまして、そこに庁舎、警察署等々の建物を建てることになりました。ところが、この警察署等の建設に際しまして、県議会がその県費を出費することを否決をいたしました。現在この庁舎が建てられないのであります。

そのことの理由は、一つには、そのときに問題になりましたのは、米軍側が示してきました条件は、工事の完了の上は建物直下の一メートルのクリアランスを加えてこれを返還する、残る部分については、駐車場等でありまして、残る部分については、駐車場等でありまして、共同使用により維持をするものとする、使用期限については、合同委員会の承認の日から三年間か、もしくは在日合衆国軍の必要が生じるまでの間いずれか早い時期として、通告後六十日以内に終了するものとする、こういうふうなことでございまして、期間の延長については、これは自動的な形で延長されるということですが、現在建設が宙に浮いているという状況でございます。

これはやはり私も、こういうふうな状況で中途半端な形になっておりますのは非常に問題があると思うのであります。簡単に結構でございますから、その経緯と今後の対応についてお示しを願いたいと思います。時間がありませんので簡単にしてください。

○吉野(実)政府委員 経緯をまず簡単に申し上げます。

昭和五十四年の十二月に嘉手納町長から、嘉手納地区行政センターといたしまして町役場庁舎、それから嘉手納の警察署庁舎、嘉手納軍用地等地主協会の会館等を建設するため、嘉手納飛行場の一部の返還を受けたことと要請を受けました。施設特別委員会を通じて米側と折衝いたしました結果、昭和五十五年十二月、日米間で合意に達したものであります。

今後の対処でありますけれども、実はこの経緯はいま詳しくは申しませんでしたが、当初この話を持ち出したときには、米軍側は、嘉手納の飛行場機能を阻害するおそれがあるのでは、と、われわれの方としては、嘉手納町の非常に大きな部分が飛行場として使用されておることとございまして、ほかに適地がなかなか見つかりにくい、何とかしてもらいたいということでも大分もんだわけでありまして、

その結果、いま申しましたように共同使用の形で建物は建ちます。建った後は建物直下の土地、周り一メートルを加えて、これは返還をいたしまして、それから残りの土地といふのは、駐車場等でありまして、それについては建物等を建てたりいろいろなことがあると、飛行場の機能に、飛行機が飛ぶのに非常に問題が起これたりしますので、それは二(四)で、つまり共同使用のままでよろしいということと合意ができたわけでありまして、建物、それが三カ所ないし四カ所あるわけですが、県の警察署以外は全部着工しておるわけでありまして、

それで、今後の話ですけれども、いま言ったような経緯がありますので、われわれの方といたしまして米軍の方と交渉して、やっとここまで来たのでありますので、これを共同使用を取っ払えということ、私の判断では無理と考えておるわけでありまして、

○神田委員　ですから、これは共同使用の条件の問題があるわけでありますから、県議会や地元の人たちを納得させるような形で、その条件等の問題についても努力をしていかなければならないのではないかというふうに私は考えておるわけであります。

○吉野(実政府委員) 先ほどあえて申し上げなかつたのですけれども、実はこういう形で、共同使用のままでそこに建物を建てておるといふようなケースが幾つかあるわけですけれども、公共の建物の場合はその性質に着目されまして、現在まで返せとかどうとかということではなくて、問題なく竣工しておるわけであります。ですから、先ほど合意の内容といたしまして、何か一朝有事の場合でも起これば、それは返してくれとか、そこを使わしてくれということとは皆無とは言いませんけれども、おおよその見通しといたしましては、うちの方から言えば合同委員会の方にかけることなく、そのまま認めようということですから、それらをコンファームすればよろしいのではないか、そのように私は考えます。

○神田委員 時間がなくなりましたので、農業関係で二、三御質問を申し上げます。

臨調では非常に厳しく農業についてのいろいろな見直しや、あるいはやり方の問題について指摘がされています。その中で、構造改善事業等につきましても、あるいは土地基盤整備等の問題につきましても、これを補助金から融資制度にかえろとか、いろいろ厳しい問題が出ております。

とこで、一つ問題がありますのは、島根県の方に中海干拓事業というのがやられておりますが、この干拓事業は本来米作を目的に始めたわけでありますが、どうも途中から、米の過剰の問題から畑作その他に方針も転向されているようでありまして、目的が、これから先も一つはつきりない農地の造成だということも言われております。また同時に、この湖が淡水化することによりまして、水質汚濁その他環境問題でも非常に問題があるのではないか、こういうような指摘がされ

ております。淡水化による、たとえばそこにおります魚とかそういうものが死滅をしてしまう、あるいはシジミが死滅をしてしまう、こういうふうなことも考えられますし、全国的に淡水化された湖沼というのが水質汚濁その他で非常に問題になっている。こういうことから、この中海干拓に関しまして、この事業を見直したらどうであるか、こういうような意見があるのでありますが、農林水産大臣はどういうふうにお考えになりますか。

○**國岡國務大臣**　中海干拓の実施に伴う環境保全について御指摘があったわけですが、淡水湖の水質保全の重要性は十分尊重をいたしまして、関係省庁、県、市町村と連携をとりつつ学識経験者で構成する委員会を設けて、中海、宍道湖の水質や生態系等の影響調査を行い、水質汚濁などの環境破壊を来さないよう配慮を十分いたしておるところでございます。

現在までの調査結果を総合いたしますと、本地区の干拓や淡水化と汚濁排除機能を備えた施設を設置することによって、湖水の流れがよくなることと、湖底まで酸素が届くようになることもありまして、本干拓事業が必ずしも水質汚濁の原因となるものではない、こう考えておるところであります。

中海の水質保全を図るには、干拓地よりもむしろ背後地における下水の処理、すなわち下水道の整備等によつて湖水への汚濁負荷量を増加させないことが基本と考えられており、農林水産省といったしましても干拓地の営農計画等について湖水の汚濁防止に十分配慮をして、問題が生じないようにしたいと考えておるところでございます。

御指摘のように、本地区の営農計画につきましては、当初は確かに水田中心であったわけですが、現在は、米の過剰という問題にかんがみまして五十三年度に見直しを行っております。畑作中心の営農としており、その後の農業事情の変化を踏まえて最終的な営農計画を五十八年度に作成することにしたして、目下いろいろ

る検討を進めているところでございます。

○神田委員 この問題については、環境庁を中心
に干拓での水質汚濁の問題を非常に心配をしてい
るというふうな報道もございます。鯉沼環境庁長
官は、新聞によりますと、これは朝日新聞であり
ますが、干拓問題につきまして、時代が変わって
きているのだから、情勢の変化を無視してそのま
まこれを続けていくということとは問題がある。農
水省が、予想される自然破壊に対しましてどう考
えているかを聞きたいというふうなことも言って
おられるようでありますが、環境庁として、この
問題についてどういいうふうにお考えになっておら
れるのか。そして同時に、農林水産省と環境保全
のために話し合い、問題があれば協議をする、そ
ういいうお考えをお持ちであるかどうか、お聞かせ
願います。

○**鯨岡國務大臣** 閉鎖性水域なので、当然水は汚れてくるだろうということは予想される。これは予想されるだけでなしに、いままでそういうところが幾らもある。たとえば岡山県の児島潮なんかはそのいい例なんです。ですから中海の問題についても非常に心配をいたしました。農林省の方とは密接に連絡をとりましてやっておるわけでありまして。

○**神田委員** 今後とも、ひとつ環境保全の立場から農林省との協議をさらに進めまして、お話し合いを続行していただきたいと思います。

大臣おられるようでありますので……。

大変恐縮であります。最後に一問だけ、自治

五十七年度に農地課税の問題が起こるわけであ

りますが、その農地課税の問題で宅地並み課税に

ついての考え方と、それから農地の固定資産税の

考え方について御見解をお聞かせいただきたいの

であります。

○安孫子国務大臣 宅地並に課税の問題は、税調の答申もございまして、本年度中に結論を出さにかいぬわけでございます。この点は建設省、国土庁とも関係がございしますので、十分に連携をとりまして措置をいたしたい。目下検討いたしてい

る最中でございます。

それも税調でもって、課税の標準につきまして適正化均衡化を図って増強しろ、こういう答申があるわけでございます。そこで、年内にいろいろ準備をいたしまして、来年の一月一日現在の状況におきまして、二月中には結論を出す、具体的に決めるという作業をただいまいたしているところでございます。そういう状況でございます。

○神田委員 建設大臣と警察庁長官、ちよつと時間がありませんで質問を残しまして大変恐縮でございますが、また後の機会にやらせていただきます。大変ありがとうございます。

○藤波委員長代理　これにて神田君の質疑は終了いたしました。

中島武敏君

○中島(武)委員 私には、災害と行革についての聞きたいわけがあります。

ことしは台風十二号、十五号などでたくさんさんの河川が決壊をして、甚大な被害が出ました。この十年で最高の被害だと言われております。私は、被災者の人たちに対して心からお見舞い申し上げるものであります。

被災者に対する補償、災害復旧は一日も早くや

らなければならぬことは言うまでもありません。台風の影響というものは不可抗力でありますけれども、しかし災害は決して不可抗力ではありません。災害を未然に防ぐ、あるいは最小限にとどめるといふことが大切です。そして、このことは行政改革との関係で見ても大事な点であると思うわけであります。

そこで、ことしの水害で、石狩川の水害と並んで国民の耳目を聳動せしめた小貝川の水害問題についてお聞きいたします。

未然防止のためには、起きた災害の徹底的な原因究明と、その教訓を生かすことであります。建設大臣に伺います。これはどこに原因があつてあの小貝川の決壊が起きたのでしょうか。

○斉藤国務大臣　お答えいたします。

いま総力を挙げて、その原因を追求中でございます。

○中島武委員 もうすでに二カ月を経ているにもかかわらず、いまだ原因究明ができていない。これは大変問題であります。現地では、被災者の人たちはみんな一様に、これは人災だ、政府の責任じゃないかと怒りの声を上げています。

二十八年の旧計画の計画高水位八メートル七十、今回の破堤時の水位は八メートル七十四。四センチオーバーしているというものの、計画高水位いっぱいでありまして、しかも、利根川のバックウォーターを考慮して、四十八年に暫定計画を立て、暫定計画高水位を九メートル七十八とし、漏水防止のためにシートウォールを打ち込んだわけでありまして。

〔藤波委員長代理退席、三塚委員長代理着席〕

破堤地点においては、そのシートウォールは五十一一年に完了をしております。もともとも高水敷などの拡張はこれからだったというものの、このシートウォールを打ち込むことをもって、暫定計画は基本的には終了したと言っております。暫定計画高水位から見れば、破堤時の水位は一メートル四センチの余裕があったのです。一メートル以上の余裕があった。

さらに、八メートル七十四を超える水位は、この付近では戦後九回経験している。しかし、堤防は破れなかった。これは、八メートル七十四程度の出水に十分耐えられるはずの堤防だったということでありまして、それにもかかわらず、堤防は切れたんです。これは天災ですか。建設大臣はあのととき空からヘリコプターで視察をされて、ヘリコプターから舞いおりてきて、これは天災だと語った。被災者の人たちはまことに怒りました。被災者の人たちの顔を逆なでするような発言だったわけでありまして。いまでも建設大臣は、これは天災だというふうに思っておられるのですか。

○斉藤國務大臣 お答えいたします。

前段、先生からお話がありましたような形で、この堤防護岸、漏水防止対策は万全の措置をしておったと私は信じております。したがって、私に思わざる出水によつての事故でありまして、私はいまでも天災だというふうに考えております。

地元の方々は憤慨して、逆なでするようなことですが、私はあのととき行きまして記者団の質問にお答えしたわけで、地元の方々は、私がすぐ現地へ飛んだことによつて、感謝こそすれ、逆なですられたとか、そういう怒りの表情を私は承知いたしました。したがって、当時、担当の技官等を常時徹夜で泊まらせてその対策を練つたところでありまして、この問題についてはいままのお総力を挙げて原因を究明いたしておりますので、その点につきましては十分配慮を保持して、今後ともしっかりと対処してまいりたい、このように考えておるところでございます。

○中島武委員 私は、いまの建設大臣の発言は、河川の管理に責任を持つ大臣の発言とも思えないわけでありまして。天災だと相変わらず言っておられますが、何をもちて天災だと言われるのですか。

○斉藤國務大臣 お答えいたします。想像以上の出水、時期的なずれ——一応あの堤防につきましても、いまある技術をもつて、それなりの想定をもつて技術的には万全の対策をとつておつたというように承知をいたしておりますので、あえてそう申し上げたわけでありまして。

○中島武委員 想像以上の出水ではないのです。そういう認識ですか。さっきも私申し上げたように、あの程度の水位だった戦後九回経験しているのです。九回経験していてもなおかつ切れた。ところが、現実には切れたんです。これは天災だという理由にはちっともならない。これはどうも建設大臣、いまのは全くただけに答弁なんです。もう一回繰り返しますよ。

四十八年暫定計画、これは基本的には、シートウォールを打ち込んで漏水防止をすることをもちて終わつていたと承知しております。ところが、

が、二十八年の計画高水位をわずかに四センチ上回っている。四センチというのは、実にいっぱいといふくらいではないんです。それでなおかつ堤防が切れた。これはだれだつて不思議に思ふのです。だからあそこ住民の人たちだって、まさか堤防が切れるというふうには考えていなかった。建設省だつて、堤防が切れるというふうには考えていなかったわけでありまして。これは政府の河川管理上における何らかの不手際があつたんじゃないのか。そういう問題ではありませんか。

たということでございます。そういうことで、現在の小貝川の合流点をそのままにいたしまして、そうして利根川の本川並みの堤防に補強しようということをやつてきたわけでございます。それで、本格的な改修にかからうとございました。たしまして、それまで先ほど大臣が御説明いたしたようないろいろな努力を営々としてきておつたということは事実でございます。

○川本政府委員 お答えいたします。

また、今回の災害は、八月二十四日の午前二時ごろと言っておりますが、これも時間が確認できておりません。推定時刻でございます。言うならば突如として起こつた災害でございます。私どもとしても非常にわけがわからないといひますか、まことに不可解な現象でございます。

小貝川のこの地域につきましては、先生先ほどお話ございましたように、本川の利根川からの逆流の影響があるという区域でございます。過去において、昭和十四年くらいでございますが、いまの小貝川の合流点の本川からの悪い影響を排除しようということで、本川と小貝川の合流点を下流の方へつけかえようという計画を立てまして、放水路案と称しておりますが……（中島武）委員「いま私の問うている問題について何か言うことがあつたら言ってください」と呼ぶ。そういうことで地元と折衝したわけでございますが、地元の方の反対があつてそれができなかった。また、昭和二十年代になりまして、今度は背割堤案という

合がございまして、その方々を含めて消防団あるいは建設省の出張所、そういうものを含めて、水防活動といひますか水防点検、巡視、そういうものをしておつたわけでございます。破堤の起りまです一時間とか一時間半くらい前、いろいろな方が巡視をなさいたわけけれども、そのときには異常がなかった。午前二時ごろ、その消防団の方々が破堤した事実を事後確認されたというわけでございます。そういふことと、瞬間的に言うところとオーバーしつた感じがしますが、非常に短時間に破堤したわけでございます。普通の堤防の破堤といひますのは、大体予兆といひますか、そういうものがありまして、だんだんそれが拡大してきて破堤するといふ一般的傾向がございますが、そういう傾向がなかったというところとで、先ほど大臣が説明されましたように、その原因というものをいま盛んに、今後の河川改修に資するために解明を急いでおる、そういう現状でございます。

○中島武委員 長い長い経過報告をいただきましたが、それはわかつています。それで、いま局長の答弁にもありましたけれども、非常に不可解な災害だといふふうに言われた。切れるはずのない堤防が切れている。なぜ切

たというところでございまして、そういふことで、現在の小貝川の合流点をそのままにいたしまして、そうして利根川の本川並みの堤防に補強しようということをやつてきたわけでございます。それで、本格的な改修にかからうとございました。たしまして、それまで先ほど大臣が御説明いたしたようないろいろな努力を営々としてきておつたということは事実でございます。

れたのか、ここは真剣に探求せなければならぬところであります。建設省ももちろんそれは全力を挙げているというさっきの建設大臣の答弁ですけれども、この原因を本格的に調査をする必要がある。切れるはずのないものが切れるというところで。一級河川、国の管理している河川でそうしばしば切れるものはありません。計画高水位にまで至っていないとか、そこそこというところで切れるという例はそんなにないのです。これは国の責任です。だから、これについては建設省も全力を挙げると同時に、私は、やはり地質学者であるとかあるいは河川工学者だとか、広くこういう学識経験者を集めて、そうしてこの原因を真剣に探求すべきじゃないのか、そういう調査委員会というふうなものをつくってやるべきではないかと考えるわけですから、建設大臣どうですか。

○川本政府委員 お答えいたします。

ただいまその原因調査につきましては、土木研究所を中心にしてプロジェクトチームをつくりまして調査に当たっているわけでございまして、いろいろいま御意見がございましたけれども、私も私もいたしまして、先ほど申し上げたように、河川の将来の改修に資するというところのために当然解明をすべきであるということでございます。土木研究所は、こういった堤防に関する、あるいは土に関する現場的な工学のレベルという点では日本で最高水準を行っているというふうには思っております。そういったスタッフを中心にしてやって公正な調査を進めてまいりたい、そう思っておりますのでございませう。

○中島(武)委員 切れるはずのない堤防が切れた。そして住民の皆さんも、この原因は真剣に探求してもらいたい。それは建設省は全力を挙げよう、土木研究所もすぐれた能力を持っているでしょう。だけれども、住民の皆さんが一番納得しやすいのは、これは建設省だけで原因探求をやるというのではなくて、広くいろいろな知識を集めてやる、そういうことが一番説得力を持つんじゃないかと思うのです。局長の考えは聞きました。大臣の考えを言ってください。

○青藤國務大臣 お答えいたします。いま局長からお話を申し上げましたように、先生のそういう御提案もさながら、建設省の土木研究所というものは、私は、世界有数の研究機関でございまして、それぞれの専門家の方々を網羅して十分な対応ができると思っております。それだけに私はこの研究所を信じて、現在またあわせて関係者総力を挙げて究明をいたしておるわけでございまして、それでなおかつ不十分ということがもし起こるとするならば、そうしたことにつきましても検討するということは考えられますが、現在のところ、土木研究所というものは最高水準だというふうに信じておりますので、私は、それなりの結論を見出し、究明することができ、このように考えておるものでございませう。

○中島(武)委員 私は、どうもただけでない見解だと思えますけれども、先へ進みます。

実際被害を受けたところからいろいろな陳情が建設省に対してもしばしば出されております。これはぜひひとつ応じてもらいたいと思うのです。同時に、竜ヶ崎市自身も非常に多額にこの問題で金を使っておられる。これはもちろん竜ヶ崎市だけではありせん。もう全国の被災をしたところの県、市町村はそうであります。こういう点で特別交付税だとか、きちんとこの要求にこたえるべきだと思いますが、この点について建設大臣並びに自治大臣の見解を聞きたいと思っております。

○安藤子國務大臣 竜ヶ崎市も非常に困るわけではありますので、普通交付税については繰り上げ措置を講じました。

なお今後の問題であります、竜ヶ崎市と相談をいたしまして、いまお話をいたしました地方債の配分でありまして、特別交付税の措置というものを通じまして、竜ヶ崎市が困らないように処置をしたい、こう思っております。

○青藤國務大臣 財政関係は、自治大臣からお話がありましたような形で進めさせていただいて

おりますが、御案内のように、緊急災害復旧工事につきましては九月一日に完了してございます。なお、今後の問題につきましては、本復旧に当たりましては当然完全を期するとともに、河川改修の促進に特段の意を用いまして、地元の方々が今後の災害についての御懸念のないように措置をいたしてまいる所存でございませう。

○中島(武)委員 さっきお話のあった小貝川の五十五年の工事実施基本計画で、利根川並みの堤防をつくることによつて、そしてもう再び堤防決壊が起こらないようにしなければいけないというところになっております。この堤防決壊は本当に急がなければいけないと思うのです。一体幾ら費用がかかるのかというのを聞いてみましたところ、二百億以上かかる。ところが、これはこのために使えるお金は幾らか、一億五千万円だと聞いております。まさか来年からこんな調子でいくんではないかと思つておられるけれども、二百億以上かかるのに毎年一億五千万円ということじゃ、これは百年河清を待つという言葉があるが、百数十年河清を待つというところになってしまつたので、これは特別なことではあるけれども、一生懸命急ぐということが必要じゃないかというのを私は考えるわけでありませう。

また、全国の河川で危険箇所は一千カ所ぐらいあると言われております。大都市でもそうなんです。たとえば東京なんかも、新河岸川だ、石神井川だ、あるいは神田川だ、もうしょっちゅうちよつと雨が降つてもはんらんをする、あるいははんらん寸前に至る、はんらんしてもおかしくない、そういう状態なんです。やはりこれは大都市の場合には下水道予算をふやすとともに、治水予算をもっとふやすということが必要であります。

この点で二つ、小貝川の問題については、激特に指定して急ぐという方針をとられるかどうか、また下水道予算、治水予算を増大させるために努力をされるかどうか、この点について建設大臣の見解を聞きたいと思っております。

○川本政府委員 お答えいたします。

第一点の小貝川の今回の災害にかんがみまして、激特事業を採択するかという御質問でございますが、その問題につきましては、現在いろいろと関係資料を集めて関係部局とも協議をしておる最中でございます。先生おっしゃいましたように、小貝川の抜本的な改修ということがこれから必要でございます。そのためには、昨年末に改定いたしました基本計画におきましても、そのとおりやりましても相当の用地買収、家屋移転が出てまいります。そういったものでやはり地元の御協力を得なければならぬという点が多々出てまいります。そういった御認識をさらにいただくように、地元の方々にさらに御説明を加えることによりまして、現在激特事業の採択も含めて検討、さらに促進を図つてまいるように準備中でございませう。

○青藤國務大臣 お答えいたします。

治水事業につきましては大變御理解をいただきましてありがとうございます。御案内のように、すでに五十七年から第六次治水事業五カ年計画が始まるわけでございまして、三十五年の第一次から現在まで十二兆六千億ぐらい投じてございまして、第六次治水事業につきましては十二兆一億をお願ひしてございまして、いままで十二兆六千億投じて、なおかつ御案内のように中小河川の整備率というものは一七、八%、大きい川につきましては五〇%ぐらいにはいっておりますけれども、とにかくにも大變治水関係はおくられております。是非に御案内のような行財政の厳しい折でございますが、財政当局の御理解をいただきながら、五カ年計画等々につきましましてはなお十分な執行が得るよう配慮しながら対処してまいりたい、このように考えているところでございませう。

○中島(武)委員 もう一つこの問題で、先ほど原因が全く見当がつかない、不思議な災害だ、鋭意研究して探求しているという話でした。これは本来だったら何らかの前兆があったのじゃないかと思つたのです。しかし、それがわからなかった

けじやなかりかということが考えられるわけ
あります。

ところが、調べてみますと、この堤防を管理し
ている人たちがどのように人員が変遷しているか
というところでありますけれども、これを管理して
いる取手出張所の職員は、総定員法がしかれま
した四十二年の四月は七十四人だったのですけれ
ども、五十六年、ことしの四月は二十三人、三分
の一になっております。それから河川の巡視員
も、これは三名が今日も三名なんです、工事の
監督をする人たちは十一名が八名に減ってしま
っている。それから草刈り工事の人たちは、二十四
名いたのがゼロ、一人もいない。こういうふう
になっていくのです。事前に災害を察知する、決壊
を察知するということは非常に大事なことであり
まして、そういう点では、被害が起きてしまっ
てからでは遅いのであって、その前に、事前にキ
ャッチしなきゃいけない。したがって、河川の管理
体制というものは強化されなければならぬと思
うのです。

もっと細かくなりますけれども、私は巡視員の
質の向上とかあるいは専門知識の教育とか、特に
住民との間の協力体制をつくり上げることが
必要だと思ふのです。危ないと思つたところ
はすぐ通報されてキャッチできるというふうな協
力体制が必要なんです。ところが、実際にこのこ
とに当たっている人たちの話を聞いてみると、そ
れだけの仕事をやるのは三名ではとても無理だ
というところを言っているわけでありまして、
それから、この堤防の表面は以前は芝生だった
んです。ところが、いまは雑草に変わってしま
っている。芝生の方が流水の流れはよいし、それ
から根も浅いから、これは適切なんです。この草
刈りも、これも請負化されてしまっている。だか
ら、草を刈ればよろしいということになってい
る。草を刈りながら堤防がどう傷んでいるかとい
うことを発見するというようなことが必要なん
です。そういうことができる体制が私は必要だと思
うのです。

災害が起きてから膨大な災害復旧予算を組んで
いるというよりも、やはり堤防管理とか河川管理
とか、こういう必要なところには人員を大いにふ
やしてむだなところは減らすというのが、これが
本当の行政改革じゃないかと思うのです。この点
で、私は、建設大臣並びに行管庁長官の見解をお
聞きしたいと思ひます。

○青森県知事 答えたいします。

監理員といひますか監視員といひますか、人員
だけというだけでは足りないように思ひます。
幸いに地元の水防団あるいは防水、砂防関係の方
方の御理解をいただきまして、民間の方々とも相
まって一応の体制というものは整つてい
るというふうに承知いたしております。したが
いまして、これからは一つの、人的なものよりも監視
体制の技術的な面で、強い指導といひますか、こ
の経験を生かしてやっていければそれなりの効果
があるかと思ひますので、いまのところ人員を
云々といふことについては考えておりません。
なお、あの地点では二、三週間前に水防演習を
したばかりでございます、地元の方々もこうし
た河川周辺の関係につきましましては非常に御理解を
いたしまして、御協力願つておりますので、一応そ
れで対応ができるのではなからうか、このように
現在のところは考えているところでございます。

○中曾根国務大臣 調べてみますと、河川の監視
員は五百二十名おるようであります。必要なと
ころには人員は充実させておき、必要でないところ
から持っていく、そういう方針で、今後必要な
ところには充実させていきたいと思います。

○中島(武)委員 建設大臣から十分だというよう
なお話がありましたけれども、現実をよく調べて
ください。やはりこれでは本当の堤防防衛、河川
管理といふことができないというのが現場の声
です。人員だけではもちろんありません。人員だ
けではありませんが、同時に人員もふやし、また
必要な協力体制なんかも確立をしていくといふこ
とを私は強く要求しておきたいと思ふのです。
それから、災害復旧予算の問題についてお尋ね

したい。

五十七年度の建設省の概算要求で、これは今年
度よりも、今年度は二千三百八億円で、三〇
%少ない千四百二十三億円を要求しているのはな
ぜか。えらいずいぶん少ない要求をしたなと思
うのですが、どうですか、建設大臣。

○丸山政府委員 いまお話しのとおり要求をし
ているわけでございますが、御承知のように、災
害復旧は三年間でやることになっておりまして、五
十七年度の概算要求は、五十五年度分の三年目
と五十六年度分の二年目と五十七年に起る災害
の当年に執行すべき部分を要求したわけござい
ます。

それで、三割減つております主なる理由は、五
十五年度発生災害の規模が被害報告額によりまし
て三千六百七十九億でございまして、五十四年度
発生災害の規模が被害額五千六百一十一億でござ
いまして、約二千億そこ違ひがあるわけござい
ます。その三年目の分で相当の減になる、これが
主なる原因の一つでございます。

それからもう一つは、今年度の災害の発生規
模を当初約二千九百億と想定いたしまして、これ
は五十五年度の災害発生規模三千六百七十九億
に比べまして約八百億落ちているわけございま
すが、これの二年度分の差が出ているわけござ
いまして、これが主なる原因でございまして、
○中島(武)委員 私がまたいろいろ聞いてみます
と、一番低いところに視点を合わせて予算を組ん
だという説もあるわけですね。どつちにしまして
も、ことは過去十年間で一番大きな被害を受け
ている。大体、災害復旧予算に組まなければなら
ない被害総額は六千億円だといふように聞いてお
ります。六千億円以上でしうけれども……

いまもお話がちょっとありましたが、三分の二
国庫負担で四千億円、初年度に三〇%、それから
次年度に五〇%、最終年度二〇%ということにな
りますと、来年度に二千億円必要ということにな
ります。ところが、そうなるに六百億円不足す
るわけですね。当然この六百億は来年度予算に組
む

と思うのですけれども、これは建設大臣に聞きた
いのですけれども、この不足額六百億、六百億以
上ですが、これは一体どうするつもりか。大蔵省
に、別枠で災害復旧予算は六百億組んでくれ、こ
ういふふうな要求されるのか、あるいは公共事業
の枠内でこれは処理せんければいかぬかと考える
のか、ここはどうですか。まず、そこをお聞きし
たい。

○青森県知事 答えたいします。

すでに起きた災害対策でございまして、今後
の問題として、予算編成時に財政当局と十分話を
いたしまして対処してまいれる所存でございませ
う。

○中島(武)委員 大蔵大臣は、この問題につ
いてはどういう見解ですか。

○西垣政府委員 いま建設省からお答えを申し上
げましたように、建設省の要求では、五十六年度
の災害の発生見込み額を実際の災害発生額よりも
小さく見込んでおります。したがって、いま
の予算要求の額は、五十六年度災害の復旧二年
目の予算に不足を来すということは事実だろ
うと思ひます。

そこで、どうするかということでございます
が、五十七年度の財政状況はきわめて厳しい、増
税なしというところで歳出の削減をしながら予算を
組まなければならぬ、こういう状況でございま
すので、予算編成の過程におきまして十分慎重に
検討して間違ひないようにしたい。きわめて限ら
れた枠でございまして、その中で十分検討
しながら適切な答えを出したい、こういうふう
に考えております。

○中島(武)委員 それはつまり適切では具体的で
ないからわからないのですけれども、基本的な方
向といふのは、やはり公共事業の枠内で見てもら
いたいといふのが大蔵省の考えですか。そのと
ころをちょっとはつきりさせてもらいたい。それ
もこれは災害の予算なんだから別枠で全部大蔵
が引き受けましようというところになるのか。そこ
で、いまの答弁ではそこがはつきりしない。
○渡辺国務大臣 この省もゼロシーリングを前

提にしてやっておりますから、その中で、災害といつても公共事業に莫大な影響を与えるほど大きなものでもないし、やはりゼロシーリング前提という事になれば、既存の経費の中との行き来は考えられます。これは今後予算の編成までに決着をつける問題でございまして、いま確たることを申し上げる段階でございませぬ。

○中島(武)委員 基本的にはゼロシーリングを維持していくというお考えですね。将来のことではあるが、そういう基本的な考え方だ。そうなる、先のことはありますけれども、私は今度は建設大臣に聞きたいのですけれども、大蔵の方がこれはゼロシーリングなんだ、災害復旧予算をふやしたらゼロシーリングは破れてしまうんだと言うてがんとしたときに、それはいろいろ交渉もするし折衝もするでしょう。折衝もするけれども、しかしどこか削らなければいかなぬと言ったときには一体どこを削るのですか。

○丸山政府委員 いま大蔵省からも御答弁がございましたように、これはこれから検討する問題でございまして、いまの段階でどこを削るとか、われわれの希望といたしましては削っていただきたくないわけでございますから、その辺はこれから財政当局と十分協議してまいりたいと思ひます。

○中島(武)委員 それじゃ、さらに進めて伺ひます。治水関係はまさか削らないでしょうね。あるいは公園や下水道の関係、これも削らないでしょうね。あるいは住宅、これも削らないでしょうね。将来のことだからわからないわかないというのでは、これは済まぬ問題なんです。これははっきりさせてもらいたいです。

○丸山政府委員 いまも御答弁申し上げましたように、いまの段階で、どこを削るとか、どこを削らないとかいうことは申し上げられないわけでございます。これから財政当局あるいは政府全体といたしましてこれは検討すべき問題だと考えております。

○中島(武)委員 きょうの日本経済新聞を見ます

と、大蔵省は住宅金融公庫の貸付金利一%引き上げ、つまりこの行革関連法案で定められておる六・五%いっぱいというところを決めたという記事が出ています。そうすると、これは利子補給を一%下げる、やめるということになるわけでありまして。こうなりますと、もう事実上この話は住宅へし寄せが行つてしまうということになるんです。そこで大蔵大臣、これはそうじゃないならならぬと、はっきりしたことを答弁願いた

○渡辺国務大臣 私は、大蔵大臣でございまして、こういうことを決めた覚えはございません。○中島(武)委員 こういうことはやらないということについても言えますか。

○渡辺国務大臣 社会事情、経済事情、いろいろなそういう法律に書いてあるようなことを勘案した上で、政府全体としてどう決めるか、今後相談をして決めることとございまして。

○中島(武)委員 これは事を進めていけば、将来の問題だからといってだけこの問題は逃げるわけにはいかない、いろいろな重要な問題が出てまいります。

そこでひとつ、これも大蔵大臣に聞きたい。この道路予算は特定財源で大多数ができ上がつておるのです。結局どこかを削るといふような話になつてきて、公共事業から削るといふても、道路予算が先取りされてしまつて。これはまた一面言いますと、それは財政硬直化の原因にもなつていふこととあります。私どもは、必要な道路は一般財源から出すのがよろしいというふう

に考えておるのであります。この間の臨調の答申によりまして、これは検討事項にはなりましてたけれども、結局のところはどうなつたか。道路その他の特定財源は自動車重量税を含むわけですが、そのあり方については幅広く検討する、こういう答申になつて、財政硬直化の要因は、道路先取りの要因は相変わらずそのままになつていふのです。これでは、いま言ったような生活関連のところ

然として残つていくわけですね。大蔵大臣は、この特定財源の問題について検討しなければならぬと考えるかどうか、これについても伺ひます。

○渡辺国務大臣 道路財源の税収見直しとか道路の予算の規模が明らかでない段階で、自動車重量税どうこうという話はいま申し上げることはできません。できませんが、特定財源制度というの

は、資源の適正な配分という観点からすると、ときどきこれはゆがめられることもございまして。財政の硬直化を招くという傾向を持つてい

という事情でございまして、常にこれは検討を忘れるわけにはいかない、吟味する必要がある。今回、臨調答申においても、特定財源制度のあり方について幅広く検討する旨指摘がございました。したがつて、これは文字どおり幅広く検討してま

いりたいと考えております。

○中島(武)委員 幅広く検討というのは、木当によくわかりにくいことなんですけれども、もう一つ、災害復旧予算六百億ふえるということに加えて、国債費も千五百億以上ふえる。それから、人

の勧が実施されれば、これも来年度の話ですよ、来年度予算は当然ふえてくる。五・二三%の勧告ですけれども、五十七年度は一%しか組んでいない。まことに妙な指導を大蔵省はやつてい

りいろいろな聖域のものをふやすという仕組みをつくつておいて、しかしいまここで現実に金を支出しなければならぬというところで、今度は生活関連のところにはずばつとかけられてくるというこ

のです。いまこの行特委員会が三十六本の法律についで審議をやつてい。総額初年度で幾らか、二千四百八十二億です。その二倍以上、三

倍に近いような額が概算要求の段階でもわかんないのです。そしてこれがどこか削り込んでいかなければならない。それが生活関連にかつてくる

という事になつたら、これは重大問題なんです。実に国民は何もわからないで、この法律においてもわからない、概算要求の段階でもわからない、そしてそれだけ削り込まなければならぬ

という事になつたら、これは非常に重大な問題であります。大蔵大臣は、この点についてどうする方針なのかということをお答えをいただ

きたい。

○渡辺国務大臣 お答えをいたします。政府は、予算を組むに当たりますと、歳出のための財源が必要でございまして、財源は、税金か借金かあります。あるいは少しづつ税外収入というのがあります。したがつて、財源が少なければ、少な

く歳出を組む以外にはないでございまして、歳出をふやして歳入を減らす方法はございませぬから、やはりそれに見合った予

算はございませぬから、やはりそれに見合った予算しか組めない。したがつて、増税はやらぬといふことになれば、来年度の財政規模というものはまだ見通しがついておりません。

いまの段階では一応中期財政展望を頭の中に描いておられますが、もう少し先になつて経済見通しができれば、そこで税収の見直しを立てまして、国債についてはいち

ち八千三百億程度は減額するといふ方針が決まつておるわけですから、そうすればその中に歳出をはめ込む以外に方法はないわけですから、やはり歳出を抑制していくといふことになつてい

います。

○中島(武)委員 時間が終了しましたが、これか

ら先のことはありますけれども、いまの大蔵大臣の答弁、どこを削るかが問題なんです。生活関連のところは削らない。福祉や文教は削らない。生活関連は削らないというのをきくのはいいから、きいて国民生活を守る必要があるのじゃないかというのを強く要求して、私の質問を終わります。

菅直人君。

○三塚委員長代理 これにて中島君の質疑は終了いたしました。

着席

○菅委員 この行革特別委員会において長いかなりの審議を尽くしてこられたわけですが、けれども、どうもこの間のいろいろな議論を見ておきまして、大きな問題がまだ十分に議論をされておきないのじゃないかと思うわけです。その一つが、いわゆる地方分権の問題とこの行政改革をめぐっての問題との関連といましようか、考え方についてです。

昨今、地方の時代ということが言われておりまして、いわゆる中央の政府と地方の政府との間でどういう仕事の役割分担をしていくか、また、財源の面でどういう役割分担、財源の分担をしていくかということが相当議論になっているわけですが、現実には国が七割の財源を得て、そして仕事の方は地方が七割の仕事をしていて、その間に地方交付税ですとか補助金という形で国から地方にお金を流すという、そういう形になっていることはもう皆さんよく指摘をされているところだと思います。しかし私は、やはり地方自治体というものが生活をしている人にとって一番身近なわけですから、地方自治体でやれる問題については、基本的には市町村なら市町村でやっていく、それがむしろ少ない多少広域的な問題は都道府県でやっていく、そしてそれがさらにむずかしい大きな問題ですとか外交問題については国がやっていく、そういう形での大きな意味での役割分担が必要ではないかと思うわけです。

そういった本質的な意味での行政の構造について、中曽根長官にお尋ねをしたいと思いますけれども、いわゆる行政改革において、もっと地方分権というものを進めるといふ方向を打ち出すべきだと私は思うのですけれども、その点について長官、いかがお考えでしょうか。

○中曽根国務大臣 この問題は、いま臨時行政調査会におきまして、国と地方との仕事の見直しという点で勉強してもらっておるところであります。その結果を見守りたいと思っておりますが、原則的に地方の方にもう少し仕事を移していけるのではないかと考えております。

○菅委員 一般的に積極的な御意見を伺ったのですけれども、現実には、今年度の予算を見ても、そのうちの約三〇％は国庫補助という形で補助金になっている。そして、その補助金を通していろいろな施策が行われているわけですが、この補助金がもたらしている地方分権に対する一つの欠点といましようか、非常な弊害というものがあちこちであらわれていると思うわけです。

たとえば最近いろいろな新聞等において、自治体の県知事ですとか市長さんたちがいろいろな提案をしていくわけですが、そういう中では、逆に補助金というのは地方の自治を奪っているんじゃないか、たとえば一つの建物を建てるのでも、もし財源ごと自分のところにあればそれで自分の好きなものが建てられる、いわゆる自治体の住民の希望に沿ったものが建てられるわけですが、補助金を取るためには、なかなかその地方の状況だけではないで、こういう建物なら補助金がもらえるけれども、こういう建物では取れない、また、二つ取るためには建物の構造そのものを補助金に合わせて決めていかなければいけない、こういった弊害があちこちで出てきていると思うわけです。

そういった点で、これは大蔵大臣にお聞きしたいのですけれども、いまのような基本的な財政の構造、つまり七割の財源を国が取って、三割が地方で、そして七割が財源の中から相当の割合を地方に交付金とか特に補助金という形で個別に流していくというやり方そのものに對して、この行政改革を機に大きくそれを変えていくことをやるべきだと思いませんか、大蔵大臣の御意見を伺いたいと思っております。

○渡辺国務大臣 それぞれの地方でそれぞれの地方カラーがあつて、そのカラーを生かして自主的な生活圏をつくる、それは私は必要だと思っております。しかしながら、文教、社会福祉あるいは公共事業その他の問題において、極端なことを言えれば、大蔵の財源を地方に回してしまつて、どうぞ御自由にお使いくださいということになると、むだがなくはないようにも見えるけれども、自治体の首長によつてはいろいろ好みがございますから、私はもうともかく公共事業が大好きだという人もいますし、私は社会保障で、ともかくいっぱい銭湯屋の券までまいりた方がいふという自治体の長もいますし、府県や市町村によつてそういうようなもので水準の差が非常に極端につく。道路はいい町だが、道路ばかりよくても学校はおんぼろだとか、学校はいいけれども、とにかく教育には熱心だけれども、社会保障の方はさっぱりだめとか、これも余り極端に差がつくということとは日本でも困る。

大体同じくいろいろ水準が保てるようなことがいふのじゃないか、そういうような点から考えると、補助金のむだは、むだといえますが、余り手続がうるさいとか、そういう点はかなり直したリ、メニュー化をしたり、簡素化をしたりする必要があると思いますが、第二交付税のような形でもって交付税をふやしちゃつて、国は余り干渉しないというやり方はいかがなものか、そこらの兼ね合いの問題が一番の問題だと思ふ。したがって、こういう点は公正な機関で冷静に、効率的という問題も含め、いろいろと御検討をいただきたいと考えております。

○菅委員 余り積極的な御意見を伺えなかったのですけれども、この十月、きょう発表になったの思いますけれども、全国知事会でずとか全国の市長会ですとか、いわゆる地方六団体が行政改革に関する意見書をまとめまして、たしか先週、臨調の第三部会にこれを説明に行かれたというふうに伺っております。

その中に、いま私が申し上げたような都道府県、市町村から見たときの、もっと分権化を進めるべきだ、財源をもっと自治体に移していくべきじゃないかということがいろいろ出ているわけですが、けれども、いま大蔵大臣もみずから指摘をされましたけれども、実はその補助金が一体どういうことになっているかというのを一つだけ例を挙げてみたいと思うわけです。

お手元に資料が行っているかと思うのですけれども、道路改良事業という事業があります。この道路改良事業について、いま申し上げた地方六団体がまとめたものの中に、どのくらい補助金をもらうのに手続がかかるかということが出ています。要望のヒヤリングから始まって、認可申請があつて、そして交付申請、変更認可申請等第七段階に分かれて、そしてどのくらいの人手がかかるの、次のページの右の一番下といましようか、右の端に所要人員という形で書いてあるわけです。何とこの手続を行うのに延べ人員にして二千二百六十人、補助金をもらうために、また後の報告に行くために人手がかかっているということが指摘をされているわけです。

実は、これは道路だけではなくて、あらゆる行政の補助金について、たとえば港湾整備であれば運輸省関係、農道であれば農林省関係でこういうことが行われているわけです。そういう点で建設大臣にひとつお聞きしたいのですけれども、これだけの複雑な手続をして補助金をそれぞれの地域に落とすといふやり方、果たしてこれが効率的な行政と言ふことができるか、具体的には道路の問題ですから、建設大臣からお答えいただきたいと思ふ。

○青藤国務大臣 お答えいたします。

一見、事務手続はこの活字を見ますと非常に複雑

雑のようでございますけれども、一応いままでのところ合理化、簡素化については詰めて、現在のようにならざるを得ないわけでございます。御案内のように、公共事業関係、道路につきましても、地域によってそれぞれニーズも違いますし、価値も違いますし、社会的環境も違いますので、あらゆることを精査してやらなければならぬという問題と、公金を使うという受託者あるいは発注者等事業主体がそういう形になっておりますので、責任体制上からもどうしても念には念を入れたいという形に相なるかと思ひます。

○菅委員 それで結構です。いま大臣みずから地域によっていろいろな差があると言われた。道路を引くのに、山が多いところ、海のそばのところ、いろいろあるわけですから、地域によっていろいろな差があるわけですから、本来財源そのものを交付税の形なり、または財源そのものを移管して地方が持つておれば、こんなややこしいことをやらなくても地方自身の力でやれる部分もかなりあると思うわけです。そういう点では、まさに地方がやるべきものでも国が抱え込んでいたために、こういった補助金という形で非常なむだが生じている。

たえば、これはこの五月のある新聞ですけれども、自治体の職員に一体どういう業務に忙殺されているかという質問をしたことに対して、国や県への補助金申請事務というのが何と三六・九%で、自治体の事務の最大の仕事になっているというのが現実に出ているわけです。そういう点では、私はそういうことを大きく変えていく必要があると思ひます。

特に、一つだけ自治大臣がおられますのでお聞きしたいのですが、最近一部の論議の中に、道州制の導入の問題が新聞紙上などで多少議論になっております。この考え方は、全部国に集めてしまつて、細かい自治体ではなくて、全部大規模な道州制に変えていくことがより効率的だということ全く

誤った考え方に立っている。それではまた国と同一じような補助金制度とか何とかでやらざるを得なくなる。そういう意味では、道州制というもののについては全く方向が逆であつて、いま申し上げたように、補助金の廃止なり交付税に変えていくという方向がこれからの自治体にとつてどうしても必要だと私は思ひます。

○安孫子国務大臣 道州制の問題は、単に区域の問題じゃなくて、いかにそこに権限を付与するかどうかという問題がきつて重要な問題でございます。もし考えなくてはいけません。それとの関連において考えなくてはならぬ問題だ、こういうふう

○菅委員 いまのお答えをどう受け取つていいのかあれですけれども、道州制の問題というのは、地域の広さの問題ではなくて、まさにその自治体の持つてくる本質的な、ある意味では民主主義の本質的な問題ですから、これはどうしても逆方向であるということ、ぜひそういう立場で自治大臣にもがんばつていただきたいと思ひます。先ほど大蔵大臣は、いろいろな地域によって、首長さんに、いわゆる知事や市長に任せておけばいろいろな意味で差が出るということを言われま

ここにもう一つ資料をつけてあります。これは都道府県の歳入の決算の五十三年度と五十四年度の部分です。これを見ますと、この七番目のところに普通建設事業支出金という項目があります。これは自治省がまとめたものなんです。必ずしも建設省関係だけではないわけですから、都道府県段階で建設に係る項目の中で国が支出してくれたお金、土木費に対する補助ですね、それをまとめたものであるわけです。これを見ていただくと、どこがトップになっているか。トップは北海道で、たとえば五十三年度ですと二千五百二十三億何がしになっている。第二番目が東京都で千六十一億幾らになっている。三番目が新潟の千三十億幾らになっている。北海道は大変広い地

域ですからかなりかかるのはわかるし、東京も人口が非常に多いわけですからわかるわけですが、とも、たとえば富山に比べても、新潟のこの金額というのは二・五倍にも上つています。ほかの府県と比べても二・五倍にも上つています。三倍や四倍というところではなくあるわけですね。果たして一体どういう理由でこんなに国の補助金が大きくなるのか。これは建設関係が大部分ですので、建設大臣にその理由をお聞かせいただきたいと思ひます。

○丸山政府委員 建設省関係の公共事業費の配分に当たりましては、地域のニーズに適切に対応できるように、地方公共団体の要望をもとに各地域の公共施設の整備状況等を勘案して行つております。

たとえば、道路につきましても、都道府県別の人口、面積、道路の整備状況、交通量及び事故件数等を総合的に勘案して、全国的に均衡のある配分を行つているところであります。

いま御質問のありました新潟県についてでございますが、新潟県につきましても、五十四年度の建設省関係補助事業の配分について見ますと、人口当たりで第七位、面積当たりでは二十六位でございます。

○菅委員 データのとり方は、道路だけとかいろいろなとり方があると思ひますけれども、少なくとも自治省がまとめたこのデータによれば、絶対額で第三番目、そして一人当たりの費用も、同じような財政状況のところ——これは財政状況によつて補助金のシステムが違いますから、たとえば富山と比べても、五十四年度で一人当たり三万八千五百八十五円が富山です。新潟は何と四万七千三百三十二円になっている。大体同じような傾向が一人当たりにも出ています。

そういうことを含めて私が申し上げたいのは、個別の問題をいま取り上げましたけれども、つまり差をつけないためにやっていると大蔵大臣は言われましても、実際には政治力ですとかいろいろの力によつて相当の補助金が左右されてい

るといふのは国民ほとんどがわかつてのことだと思ひます。ですから、私は、予算をすべて地方に移す必要はもたらぬけれども、本来地方で使われるべきものは地方に移してしまつて、その地方の中の議論としてやられることの方がより公平になるのではないかと。先ほど大蔵大臣は差を縮めると言われましたけれども、政治力によつて差がどんどんできたのではおかしくなつてしまふのではないかと、そういうふうに思ひます。

(発言する者あり)

そういう点で、分権の問題について一言あれをしたいと思います。なかなかきつて質問です。いろいろとやじが飛んでいるように思ひますけれども、今回、たとえば参議院の全国区に立候補した人が自民党にもかなりおられるわけです。その中の多くが、たとえば農林省から何人、建設省から何人という形で出てこられた人です。つまり補助金というものが果たして国民のためだけを考えて出てきているのか、それとも、やはり政権の維持を上げていく——(発言する者あり)これはよく言われることですが、補助金の本質的な意味が違つてしまふのじゃないか。そういう点でも、私は分権的な方向に進めるべきだと思ひます。これは、もともと行管庁長官に、補助金というものが、本来目的としている目的に効果を上げるのではなくて、ほかの方面の効果を期待をして決められているのじゃないかという問題について御意見を伺いたいと思ひます。

○中曾根国務大臣 補助金について考へべきことは、一つは各地域地域の住民のニーズに適合するようにやるということ、それと同時に、やはり全国的な整合性、公平性を確保する、両方が要請されていると思ひます。いままでの補助金の分配状況を見ますと、それは場所によつては多少のこともあるところはないとは言えませんが、大体において、いま補助金を配分するに基盤として適当に適合して各省ともやつてい

に思います。

○菅委員 最後に、最後といいますが、この問題に關連しての最後に、大蔵大臣にお聞きしたいのですが、非常に心配している問題として、今回の臨時国会にかかっている法案の中身、これも大変大きな問題がありますけれども、率直に言います、これからの方がもっとも行政の構造に肉薄をしていかなければいけない問題があるのではないかと申すわけでは、いま申し上げた補助金の問題、また分権という方向もそうなんですけれども、どうも最近の傾向を見ておりますと、いわゆるこの国会なり次の通常国会までいろいろがばられて、精いっぱいやった、これ以上やったら自分たちの足を崩すことになるからということで、行革を一種の言いわけにして、もうこれ以上やるわけにはいかないから、あとは増税だというふうになるのではないかと、これを心配しているわけでは、いまいち、いわゆる行政改革を精いっぱいやっても、これ以上は無理だからという言いわけでもって増税に向かうことがあつてはならないと思うわけですが、そのあたりについて大蔵大臣の決意をお聞きしたいと思ひます。

○渡辺国務大臣 私といたしましては、増税が好きな大蔵大臣というのはいないと思うんですね。私も増税は好きじゃないのです。好きじゃないのです。が、ともかく非常に歳出の要求が強い、法律等も必要であつたので間に合はなかつたということ、五十六年度は一兆四千億圓に近い増税をお願いしたことは事実でございます。しかしながら、今度は増税をやらないで、歳出をカットしたり抑え込んだり簡素化したり、そういうことで財政再建をやれという御要求が強いと私は見ておりますので、極力法律の手もかりて、そのためには国会議員の皆様が御賛同が必要ですから、今回のような法案もお願いをして、歳出をカットすることと予算の編成をやつていきたい、そういうことでやることとでございます。したがって、増税は頭のすみっこにもございせん。

○菅委員 増税について頭のすみっこにもないということを大蔵大臣言われましたので、それを信じて、この問題についての質問を終えて次に移りたいと思ひます。大蔵大臣、建設大臣、また自治大臣、あるいはとうございしました。次に、情報公開という問題について、二、三お尋ねしたいと思ひます。

情報公開の制度については、これまで総理府が取り組んでこられ、現在は行管庁に移つたというふうに向つておりますけれども、アメリカなどではいわゆる情報自由法という形で法律ができて、ある意味では行政の中身が非常に国民の前にオープンにされてきている。私は、行政改革という問題は、もちろん財政再建の手段の一つでもありまされども、より大きな意味で国民が行政に信頼を持てるかどうか、やはりそういう意味では行政が適切に行われていくことを知るということができるかどうか、つまり秘密にやつておかしなことになつていないかどうかという点で、情報公開というものは、現在大蔵に大きな必要性があると思うわけですが、現在行管庁で概算要求でも二千万圓ほど要求をされておりますけれども、この情報公開制度に対する取り組みの進展状況について長官にお尋ねしたいと思ひます。

○中曾根国務大臣 情報公開の方向は歴史の趨勢である、そう考へて、前にも本会議や委員会ではしばしばお答えいたしました。その線に沿つて鋭意研究しておりますところでありま。

来年度も二千万圓の予算を要求しておりますけれども、これはどういふ基準でそれが行われるのがよろしいか、あるいはどういふものを公開しないのがよろしいか、あるいはその手続はどういふふうにするか、あるいは情報の保管というものはどういふふうにしたらいのか、あるいは何等かについて、いろいろ研究をするための会議費やそのほかの費用として計上しているわけでありま。

○菅委員 歴史の趨勢というところから、歴史が前に進むに従つてこの制度ができて上がつていくということとを期待したいわけでありま。

も、一つ具体的に、この数カ月の間に私自身が国会の審議を通して取り組んだ問題でもありまされども、いわゆる中央業務審議会の公開の問題について厚生大臣にひとつお尋ねをしたいのです。これは他の委員会においても、基本的には公開をしていくという方向について努力をするということとを言われておりますし、またこれに關連をしまして、新しい委員を相当に入れかえるということが新聞などで報道されておりますけれども、中央業務審議会の公開をどういふ形でやろうとされているのか、またそれにあわせて中央業務審議会のメンバーを大幅にかえるというところは事実なのか、もし事実とすれば、大体いつごろまでに新しいメンバーの任命をされる予定なのか、その点についてお伺いしたいと思ひます。

○村山国務大臣 まず、業務審議会の審議の経過等についての公開問題でございますが、私は二つ考へております。

一つは、やはりそれぞれの委員が自由闊達に話ができるということ、そして大いに論議を闊わしていただくということとでございます。したがって、一人一人の自由なる意見を拘束するような形の公開は考へていないのでござい。

第二番目は、言うまでもございせんけれども、企業秘密に關する問題、これは公開できないと思つております。それ以外の問題につきましては、できるだけ学界の人たちの批判を十分受けるように、いろいろな批判があると思ひます。また一般の国民の方々に、やはり公正に行われていく、こういう観点からできるだけ審議の経過並びに結論、どういふ理由か、こういうことを公開してまいりたい、かように思つております。

それから、第二番目の委員の改任の問題でございますが、これは今度の十月で大体改選の時期が参ります。ずっとながめてみますと、内閣の方針であります。たとえば四年任期の場合には二期ぐらいにしない、三年任期の場合には三期ぐらいにしないということになっております。この業務審議会の委員の任期は二年でござい、四期ということになるわけでございます。

そこで、いままではこの専門家が非常に少なかったために、その内閣の方針は守つてきたのでござい、すけれども、やはり本委員と臨時委員の入れ練りというふうな形でやりくりしております、実際問題といたしまして、したがって、今度はやはり委員については思い切つて改選したい、嚴格に内閣の方針を守りまして、そうして、いやくもその人事の公正について疑われるようなことがないようにしたい。これは十月末が任期の期限でござい、ますので、それが過ぎましたらやつてみた、い、かように思つております。

○菅委員 審議の経過、結論の公開ということは大蔵の方からいふ約束をされましたし、また新しいメンバーの構成についても、いわゆるいろいろな問題で疑われることがないように、いやくも言われましたので、それについては、これからの具体的な進展を見守つていきたいと思ひます。

もう一つ、この行政改革とこれからの福祉のあり方について、幾つか特に医療問題を中心にお伺いしたいわけでありまされども、つまり福祉の問題として、いま医療費が大変たくさんかつております。その中で厚生省は、医療費適正化という項目の中で千七百七十億圓の削減ができる、したいということとを今回の概算要求の中に出されております。その中でどういふ形で適正化を行うかというのをいろいろ聞きまして、薬価の問題、レセプトチェックの問題、医療費の通知の問題、監査、高額医療機器の共同利用などということとありま。

きょう、前の草川委員のときにも薬価の問題がかなり議論になつておりましたけれども、せんだつて薬価基準を一八・六％大幅に引き下げられたわけですが、果たしてこの薬価の引き下げがいやくも薬価差益というものをどの程度なくしてきたかということについてここにデータをつけておられますけれども、ひとつ見ていただきたいと思ひます。

この最後の資料、これは大阪府保険医協同組合というところが、その組合員といましようか、お医者さんに向かつて出しているいわゆる薬価のパンフレットです。これを見てみますと、いろいろのものがありますけれども、たとえばナンバー1という最初のアモキシシリンカプセルというこの薬は、薬価基準としては九十円であるけれども、単価は十九円だ、つまり薬価基準に対して何と七八・九%も、ダンピングというよりはそれだけの差益がそこに残るような形で売られている。七番目のものも六七%の差益になり、八番目のものも六五%の差益、そういった六〇%から八〇%を超えるような差益のものがまだまだたくさんあるわけです。

そういう点で、これまでの薬価基準の決め方が、これは何度も議論をされてきたことですが、今度もまた実勢の価格に対して的確な形になつていないんじゃないか。そういうことを含めて、この余りにも大きな薬価差益を生み出していることに對してどう対処するか。さらには薬価の算定方式を見直すということが少しずつ伝え聞かれておりますけれども、薬価の算定方式、九〇%バルクライン方式を見直す予定があるのかどうか、厚生大臣にお伺いしたいと思います。

○村山国務大臣 まず薬価そのものでございますけれども、六月一日薬価ベースで一八・六%引き下げたことは、もう御承知のとおりでございます。われわれが考えておりますのは、公正な取引に基づく実際の市場価格の実勢、それをもとにして、それで薬価基準にいたすわけでございます。そういう意味で、前回の改正に当たりましては非常に慎重な調査をいたしまして、それで改定したところでございます。

おっしゃるところのまだ差益があるんじゃないかということですが、私たちは大体卸売市場の実勢価格を見ているわけでございまして、卸売市場から大体医療機関は買っておりますので、そこがキーマンになるわけでございます。おっしゃるマージンというのがどういう意味なのかよくわから

りませんが、もし製薬会社の原価に対する利益であるとすれば、それはわれわれその点は触れていないのでございます。その点は税金の話でやります。(菅委員)薬価と販売単価の差益です(と)呼ぶのですから、いま言ったように、実際の取引価格を詰めていくということでございます。まだ私は十分であるということをお断言するだけの自信はございません。しかし、あくまでも実勢価格を詰めていく、こういう姿勢でおるわけでございます。そして、この前もお話し申し上げましたように、年一回やり直すということを言っておりますので、ことしじゅうにはそれを実施したい、かように考えているところでございます。

その次の薬価算定の方法についてどういうふうな考えているか、こういう御質問でございますが、これは、実は中医協の方にも保険局長を通じてましてこのあり方の検討をお願いしたところでございします。いずれこれに對する中医協における各方面の権威がおられますので、十分審議して答申が出されることを期待しておるわけでございます。それが出ましたら、その方法でやっています、かように思っているところでございします。

○菅委員 これも関連する問題として、薬価の問題、また算定方式の問題でもうちょっとお聞きしたいこともあるのでございます。これに関連して、これは大臣なり事務当局でもいいのですけれども、たとえばことしから来年への医療費の伸び、これはこの医療費適正化の問題などを含めてそれなりの見通しを持っておられて、こういう数字を出してきておられると思うのですけれども、大体どのくらいの伸びを見通されているわけですか。

○村山国務大臣 いま概算要求の段階では、三%くらい適正化を図っていく、それによりまして最大限度でも九%以下に抑えたい、こういう考えを持っているわけでございます。

○菅委員 私は、そういった医療費のむだなものを省いての伸びを抑えていくという考え方には、

福祉の資源というものを有効に活用していくという上でぜひ必要だと思っておりますけれども、しかし医療費が九%伸びるときに厚生省の予算がゼロシーリングである。つまり医療費は九%、まあ物価よりちょっと多いくらいふくらんでいく、そして国の予算ベースではほとんどゼロでいく。そうすると、どこか国がいままで負担をしていた割合と同じだけの負担ができなくなってくる。この臨時国会なり次の通常国会で予定されていると言われる国保の補助金の五%カットの問題なども、確かに国の費用はゼロシーリングかもしれないけれども、医療費はゼロシーリングになっていないわけですから、結局その差額をどこかに振り向けていく。その振り向ける先が自治体であったり、国民に對しての税金ではないけれども、保険料という形になっていくんじゃないか。そういう点で私は、その九%の医療費の伸びとゼロシーリングとの間の負担を一体どこに持っていかなければいけないのか、大臣の考えをお聞きしたいと思っております。

○村山国務大臣 医療費の伸びは、これは当然増の問題でございます。したがって、先般改定いたしました医療費の点数、これをそのままという形で考えているわけでございます。

ただ、人員の増と単価の増があるわけでございます。何で出てくるかと申しますと、やはり人員の増は、これは人口がふえること、特に高齢化が進んでいるからでございます。単価の方は同じ点数にいたしても、だんだんと高齢化が進んでまいりますと、やはり一人当たりにかかるものはふえてまいります。それから高度の医療をいま保険の方にどんどん吸収しております。したがって、そういうことにもなりましようし、疾病構造の変化は、もう死因でおわかりのように、成人病がほとんど圧倒的なウェイトを占めてきて、合わせてと恐らく七〇%になっているわけでございます。成人病というものが非常に医療費がかかる、そういう性質のものでございます。したがって、何とその医療費の増というものは、これを医療費の改定によってやろうということではございませんので、いわば人員の増と単価の増でございます。それをどういうふうにしてゼロシーリングの中でやるかということでございします。もう皆さん御案内のように、今度出しておるのもその中の一つでございますし、それ以外にも、医療の適正化によりまして千百七十億であるとか、あるいは自治大臣といろいろ御相談申し上げて、何とかひとつ地方の方も役割分担ということをお願いできないであらうか、あるいは高額医療の限度がもう五年間据え置かれていたわけでございますから、そういった点も考えていったらどうか、こういったことで、あれやこれやと全体を見直しまして、しかも福祉水準が後退しないような形でこのゼロシーリングをやろうということ、非常に頭を悩ましておるわけでございまして、御提案のようなことをやりたいと思っております。

○菅委員 これは行管庁長官にもぜひよくお聞きいただきたいのですけれども、この地方六団体からの意見書の中にもあるわけですが、いわゆる補助金の問題、先ほど取り上げましたけれども、補助金は残す、いわゆる財源は国が持つておく、権限も国が持つておく、仕事もそのままだすけれども、負担だけは、事務事業の廃止を伴わないで補助金だけをカットすることを言ったら、これは行政改革といつても、国全体で見れば、結局はこれらのツケをあらに回しただけで、本当の意味での行政改革には全然なっていないと思うのです。

そこで、私は一つだけ提案を含めてあれをしたのですけれども、いわゆる予算のゼロシーリングという考えただけではなくて、大変にむだがあると言われている医療費そのもののゼロシーリングというものを考えられないか。本年度で大体十三兆円の医療費がかかっている。そのうちの三十数%が薬代で、その薬に對しても相当の飲み残し等のむだがあり、また先ほど申し上げた薬価差益の問題をめぐっていわゆるむだな薬が大量に売ら

れているという事は、もう何度も指摘をされてきたことですが、では、その十三兆円という医療費を、九割まではいかなくても、ぎりぎりでも物価上昇率なり賃金上昇率の手前ぐらい、何とかそのあたりで抑え込む、そういうやり方を考える必要があるのではないか。つまり外枠を固めてしまえば、いままでもだに使われていたものからもっと有効なものに組みかえということが同じ医療の費用の中で議論が起きてくると思うわけです。

その点で大変に参考になるのは、西ドイツでせんだって行われた医療費抑制法という法案があることは厚生大臣はもう御存じだと思いますけれども、つまり医療費の総枠を大体このあたりでいこうというのを日本でも言う医師会と支払い者側が契約をして、それを推し進めてきた。私は、日本でもそういう方向を推し進める必要、そういうことを検討していく必要があるのではないかと。こういって点について厚生大臣に、西ドイツの医療費抑制法そのままだではなしに、そういう考え方でたとえば制度化をしていくようなお考えがないかどうか、またされたらどうかというところをお尋ねしたいと思います。

○村山国務大臣 いま西ドイツの例を挙げられたわけですが、国のいろいろな医療費の支払い方式につきましては、それぞれの国の現実の医療体制それから保険者の関係、そういう関係が大きく響くわけですから、直ちにそれを取り入れることは可能であるかどうか、そこは非常にむずかしい問題だと思います。

この間も西ドイツの厚生労働大臣がお見えになって、その辺をいろいろ議論したわけですが、御案内のように、あそこは州制度でやっております、いわば保険医の方も——これは病院は入っております。こちらで言う開業医さんでございませうけれども、ほとんど州ごとにまとまっております。それから、医療団体の方も大体州ごとにまとまっております。当事者能力を持っております。日本は御承知のように、もう保険団体が五千以上

あるわけでございます。そしてまた、一般診療というものは長年の伝統がございまして、いわば自由開業ということですからなれておるわけでございます。そういう医療体制が全く違う。その意味で言いますと、日本は非常にかなりやすい性質を持っております。向こうは、聞きますと、大体開業医さんに行くと、それは次に病院に行く一つの通路みたいになっておる。日本は、大部分は開業医さんの方で間に合っており、それでどうしてもより精密な治療を必要とする、あるいは診査を必要とする者が病院に行くわけでございます。だから、そこは一長一短であらうと思えます。だから、日本人が今日世界で一番長生きになったというのはいろいろな原因がありましようけれども、やはり医療の進歩それからまた医療機関の配置の仕方あるいはできるだけ医療に良心的なお医者さんであればしつかりやれる、この体制も大いにあずかって力があると思うのです。

したがって、私たちがいま考えておりますのは、その支払い方式の長所を生かしながら、いかにしていわれる一部の人から出てくる不正あるいは不当な請求であるとか、あるいは過剰診療であるとか、そういうものを是正するか、それに懸命な努力をしていきたい。それには何といつても医者と患者の信頼関係、これを基礎にいたしまして、そして一部その信頼を裏切る人に対しましては、的確な審査あるいは医療費の通知を励行いたしまして、厳正な措置をしていくというのが一番いいのじゃないかと私は考えているのでございます。

○海部委員長代理 菅君、時間が終わっておりますので、簡潔にお願いいたします。

○菅委員 いまの厚生大臣の御返事、よくわかりましたけれども、つまり医療費の総枠制をつくれば、お医者さんの中でも、いわゆる余り変な人がいると自分たちの取り分が逆に今度は相対的に減ってくるわけですから、外枠が決まるわけですから、そういう意味ではお医者さんの中でもそういった悪いといひましようか、問題のあるお医者さん

んに対しての自律的な抑制といひましようか、そういうことになってくるのではないかと。ということ、もう一つ、西ドイツの場合もやったわけですが、いまだ一点十円という制度が厚生大臣の告示事項になっているわけですが、その一点十円を最終的なときには準備をフットさせるということも含めて、厚生大臣には権限があるわけですから、そういう点では、この制度についてぜひもっと真剣に御検討いただきたいということをお願いして、私の質問を終わりたいと思っております。

○海部委員長代理 これにて菅君の質疑は終了いたしました。

明二十二日午前十時より公聴会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

午後六時三十九分散会

行財政改革に関する特別委員会議録第三号中正

誤
ベジ 段 行 誤
三 三 四 未 いかされた
三 三 四 三 お配を
三 三 元 今後の衝
正
生かされた
お配りを
今後の折衝

昭和五十六年十月二十八日印刷

昭和五十六年十月二十九日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局